中之条町地域防災計画

令和６年９月

目　次

第１編　　一般災害対策編

第１章　総則

第１節　目的　・・・

第 27 節　災害廃棄物対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
第 28 節　罹災証明書の発行体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
第 29 節　文化財の災害予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
第 30 節　学校施設の災害予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

第３章　災害応急対策計画
第１節　警報等の伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
第２節　避難誘導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
第３節　広域避難 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
第４節　災害未然防止活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
第５節　物資及び電力確保に関する事前対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
第６節　災害情報の収集・連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
第７節　通信手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
第８節　災害対策本部の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
第９節　災害対策本部の組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
第 10 節　災害警戒本部等の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
第 11 節　職員の非常参集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
第 12 節　広域応援の要請等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127
第 13 節　自衛隊への災害派遣要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
第 14 節　災害の拡大防止及び二次災害の防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
第 15 節　救助・救急活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
第 16 節　医療活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
第 17 節　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
第 18 節　交通の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
第 19 節　緊急輸送 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
第 20 節　避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
第 21 節　応急仮設住宅等の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
第 22 節　広域一時滞在 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
第 23 節　県境を越えた広域避難者の受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 160
第 24 節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
第 25 節　保健衛生活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
第 26 節　防疫活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
第 27 節　行方不明者の捜索及び遺体の処置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 170
第 28 節　広報・広聴活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173
第 29 節　社会秩序の維持 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175
第 30 節　施設、設備の応急復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
第 31 節　公共土木施設の応急復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177
第 32 節　上下水道施設の応急復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178
第 33 節　ボランティアの受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 179
第 34 節　義援物資・義援金の受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 181

第 35 節　要配慮者の災害応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
第 36 節　農林水産業の災害応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
第 37 節　学校の災害応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
第 38 節　文化財の災害応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
第 39 節　労働力の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
第 40 節　災害救助法の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
第 41 節　動物愛護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
第 42 節　消火活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 203
第 43 節　応急措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
第 44 節　水防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
第 45 節　雪害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210

第４章　災害復旧計画
第１節　復旧・復興の基本方向の決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 215
第２節　原状復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 216
第３節　計画的復興の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 218
第４節　被災者等の生活再建の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
第５節　被災中小企業等の復興の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
第６節　公共施設の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
第７節　激甚災害法の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 226
第８節　復旧資金の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229

第２編　震災対策編

第１章　総則
第１節　目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 231
第２節　防災の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 231
第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 231
第４節　町における被害の想定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 232

第２章　災害予防計画
第１節　町土の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 235
第２節　地震に強いまちづくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 236
第３節　建築物の安全化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237
第４節　ライフライン施設の機能確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 238
第５節　緊急地震速報と地震情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 238
第６節　情報の収集・連絡体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 239
第７節　通信手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240
第８節　職員の応急活動体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240

第９節　防災関係機関との連携体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240
第 10 節　防災中枢機能等の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240
第 11 節　救助・救急及び医療活動体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240
第 12 節　消火活動体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 241
第 13 節　緊急輸送活動体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 243
第 14 節　避難の受入体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 243
第 15 節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 ・・・・・・・・・・ 243
第 16 節　広報・広聴体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 243
第 17 節　二次災害の予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244
第 18 節　複合災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244
第 19 節　防災訓練の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244
第 20 節　災害被害を軽減する住民運動の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244
第 21 節　防災思想の普及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 245
第 22 節　住民の防災活動の環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
第 23 節　要配慮者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
第 24 節　孤立化集落対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
第 25 節　帰宅困難者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 248
第 26 節　災害廃棄物対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 250
第 27 節　罹災証明書の発行体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 250

第３章　災害応急対策計画
第１節　地震情報の収集・連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 251
第２節　災害情報の収集・連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 253
第３節　通信手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 253
第４節　災害対策本部の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254
第５節　災害対策本部の組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254
第６節　災害警戒本部等の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254
第７節　職員の非常参集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 255
第８節　広域応援の要請等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 255
第９節　自衛隊への災害派遣要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 255
第 10 節　救助・救急活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 256
第 11 節　医療活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 256
第 12 節　消火活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 256
第 13 節　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 256
第 14 節　交通の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 256
第 15 節　緊急輸送 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257
第 16 節　避難誘導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257
第 17 節　避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
第 18 節　応急仮設住宅等の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
第 19 節　広域一時滞在 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258

第 20 節　県境を越えた広域避難者の受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
第 21 節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
第 22 節　保健衛生活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
第 23 節　防疫活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
第 24 節　行方不明者の捜索及び遺体の処置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 259
第 25 節　広報・広聴活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 259
第 26 節　社会秩序の維持 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 259
第 27 節　施設、設備の応急復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 259
第 28 節　公共土木施設の応急復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 260
第 29 節　二次災害の防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261
第 30 節　ボランティアの受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 262
第 31 節　義援物資・義援金の受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 262
第 32 節　要配慮者の災害応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 262
第 33 節　学校の災害応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 263
第 34 節　文化財の災害応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 264
第 35 節　労働力の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 264
第 36 節　災害救助法の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 264
第 37 節　動物愛護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 264

第４章　災害復旧計画
第１節　復旧・復興の基本方向の決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
第２節　原状復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
第３節　計画的復興の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
第４節　被災者等の生活再建の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
第５節　被災中小企業等の復興の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
第６節　公共施設の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
第７節　激甚災害法の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 266
第８節　復旧資金の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 266

第３編　火山災害対策編
第１章　災害予防計画
第１節　県内火山の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 269
第２節　治山・砂防事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270
第３節　避難施設の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270
第４節　建築物の安全性の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271
第５節　ライフライン施設の機能確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271
第６節　火山ガス対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 272
第７節　避難誘導体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273

第８節　火山観測体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 277
第９節　情報の収集・連絡体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 278
第 10 節　通信手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 278
第 11 節　職員の応急活動体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 278
第 12 節　防災関係機関との連携体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 278
第 13 節　防災中枢機能等の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 278
第 14 節　救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 278
第 15 節　消火活動体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
第 16 節　緊急輸送活動体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
第 17 節　避難の受入体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
第 18 節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・ 279
第 19 節　広報・広聴体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
第 20 節　防災訓練の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
第 21 節　防災思想の普及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 280
第 22 節　住民の防災活動の環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 280
第 23 節　要配慮者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 280
第 24 節　罹災証明書の発行体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 280

第２章　災害応急対策計画
第１節　火山活動に関する情報の収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
第２節　噴火警報等の伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 282
第３節　避難誘導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 291
第４節　交通規制の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 294
第５節　災害情報の収集・連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 297
第６節　通信手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 297
第７節　災害対策本部の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 297
第８節　災害対策本部の組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 297
第９節　災害警戒本部等の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298
第 10 節　職員の非常参集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298
第 11 節　広域応援の要請等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298
第 12 節　自衛隊への災害派遣要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298
第 13 節　二次災害の防止活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
第 14 節　救助・救急活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
第 15 節　医療活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
第 16 節　消防活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
第 17 節　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
第 18 節　交通の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
第 19 節　緊急輸送 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300
第 20 節　避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300
第 21 節　応急仮設住宅等の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300

第 22 節　広域一時滞在 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300
第 23 節　県境を越えた広域避難者の受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300
第 24 節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 300
第 25 節　保健衛生活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300
第 26 節　防疫活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
第 27 節　行方不明者の捜索及び遺体の処置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
第 28 節　広報・広聴活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
第 29 節　社会秩序の維持 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
第 30 節　施設、設備の応急復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
第 31 節　公共土木施設の応急復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
第 32 節　上下水道施設の応急復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
第 33 節　ボランティアの受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302
第 34 節　義援物資・義援金の受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302
第 35 節　要配慮者の災害応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302
第 36 節　降灰の影響と対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 303
第 37 節　学校の災害応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 305
第 38 節　文化財の災害応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 305
第 39 節　労働力の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 305
第 40 節　災害救助法の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 305

第３章　災害復旧計画
第１節　復旧・復興の基本方向の決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
第２節　原状復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
第３節　計画的復興の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
第４節　被災者等の生活再建の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
第５節　被災中小企業等の復興の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
第６節　公共施設の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
第７節　激甚災害法の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 308
第８節　復旧資金の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 308

第４編　県外の原子力施設事故対策編

第１章　災害予防計画
第１節　基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309
第２節　情報の収集・連絡体制等の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309
第３節　環境放射線モニタリングの実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 310

第２章　災害応急対策計画
第１節　情報の収集・連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 311

第２節　モニタリング体制の強化　・・・

第１編　　一般災害対策編

第１章　　総　則

第１節　目的

１　目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、中之条町防災会議が策定するものであり、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して地域における風水害、雪害、火山災害、事故災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

さらに、住民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、市町村及び都道府県間の広域応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

２　中之条町国土強靭化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靭化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「中之条町国土強靭化地域計画」（令和３年12月）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、国土強靭化に係る他の町計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靭化に関する部分については、中之条町国土強靭化地域計画の基本目標である、いかなる災害等が発生しようとも、

（１）人命の保護が最大限図られること

（２）町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

（３）町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

（４）迅速な復旧・復興

を踏まえ、中之条町地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

第２節　防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、土地並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

近年、気候変動の影響等により、我が国の気象災害は激甚化、頻発化しており、過去に経験したことのないような大型の台風や豪雨が毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしている。

災害対策の実施に当たっては、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、町、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとる。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

１　周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下の通りである。

（１）災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

（２）最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

２　迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下の通りである。

（１）災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

（２）被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配

慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

３　適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下の通りである。

（１）発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

１　町

処理すべき事務又は業務の大綱
（１）中之条町防災会議に関する事務に関すること （２）防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること （３）災害情報の伝達と広報に関すること （４）災害による被害の調査と情報の収集と報告等に関すること （５）雪害の予防及び応急対策に関すること （６）指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難誘導体制に関すること （７）広域応援調整に関すること （８）自衛隊の派遣要請に関すること （９）災害の防除、拡大と二次災害の防止に関すること (10) 医療・救護・助産に関すること (11) 罹災者の救助､救出に関すること (12) 交通、緊急輸送の確保に関すること (13) 応急仮設住宅及び広域的な避難者に関すること (14) 食料、飲料水及び生活必需品の調達や供給に関すること (15) 防災関連資機材等の調達、備蓄に関すること (16) 保健衛生活動及び防疫活動に関すること (17) 行方不明者の捜索及び遺体の処置に関すること (18) 広報・広聴活動に関すること (19) 公共施設の応急対策に関すること (20) ボランティアの受入れ、支援及び推進に関すること (21) 義援物資・義援金に関すること (22) 要配慮者に関すること (23) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること (24) 災害時における文教対策に関すること (25) 災害対策要員の動員、雇い上げに関すること (26) 消防活動及び水防活動に関すること (27) 災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (28) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (29) 被災施設の復旧に関すること

２　群馬県

処理すべき事務又は業務の大綱
（１）防災に関する組織の整備に関すること （２）防災に関する訓練に関すること （３）防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること （４）災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること （５）予報・警報の伝達に関すること （６）消防、水防その他の応急措置に関すること （７）被災者の救難、救助その他保護に関すること （８）被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること （９）施設及び設備の応急復旧に関すること (10) 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること (11) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること (12) 緊急輸送の確保に関すること (13) 災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関すること (14) 災害復旧及び復興計画に関すること (15) 群馬県防災会議に関すること (16) 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること

３　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	１ 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること ２ 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること ３ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること ４ 警察通信の確保及び統制に関すること
関東総合通信局	１ 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること ２ 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること ３ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること ４ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること ５ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
関東財務局 **（前橋財務事務所）**	１ 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること ２ 災害復旧事業費の査定立合いに関すること ３ 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること ４ 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること ５ 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること
関東信越厚生局	１ 管内の被害状況の収集及び伝達に関すること ２ 関係機関との連絡調整に関すること
群馬労働局	１ 事業場における労働災害の防止に関すること ２ 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること ３ 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること
関東農政局 **前橋地域** **センター**	１ 災害予防 （１）ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること （２）農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること ２ 災害応急対策 （１）農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること （２）種もみ、その他営農資材の確保に関すること （３）主要食糧の供給に関すること （４）生鮮食料品等の供給に関すること （５）農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること （６）土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること ３ 災害復旧 （１）農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること （２）被災農業者等に対する資金の融通に関すること ４ その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東森林管理局	１　国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること ２　災害復旧用木材（国有林材）のあっせんに関すること
関東経済産業局	１　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること ２　商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ３　被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	１　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関すること ２　鉱山に関する災害防止及び災害事の応急対策に関すること
関東地方整備局 **品木ダム、高崎河川国道事務所ほか**	管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること １　災害予防 （１）防災上必要な教育及び訓練 （２）通信施設等の整備 （３）公共施設等の整備 （４）災害危険区域等の関係機関への通知 （５）官庁施設の災害予防措置 （６）豪雪害の予防 ２　災害応急対策 （１）災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 （２）水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 （３）建設機械の現況及び技術者の現況の把握 （４）災害時における復旧用資材の確保 （５）災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 （６）災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 （７）緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ３　災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
関東運輸局 **（群馬運輸支局）**	１　自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること ２　被災者、必要物資等の輸送調整に関すること ３　不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
東京航空局 **（東京空港事務所）**	１　航空機による輸送に係る安全の確保に関すること ２　遭難航空機の捜索及び救助に関すること ３　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
東京管区気象台 **（前橋地方気象台）**	１　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること ２　気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること ３　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ４　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること ５　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
国土地理院 **関東地方測量部**	１　地殻変動の監視に関すること ２　災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること ３　復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

４　陸上自衛隊

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
第１２旅団	１ 災害派遣の準備 （１）防災関係情報資料の整備に関すること （２）防災関係機関との連絡、調整に関すること （３）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること （４）防災に関する教育訓練の実施に関すること ２ 災害派遣の実施 （１）人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること （２）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

５　県関係

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
吾妻警察署	１ 緊急車両通行のための主要国道、県道、及び町道の交通規制に関すること ２ 警察通信による災害情報の収集、伝達に関すること ３ 住民生活安定のための治安警備に関すること ４ 人命救助及び避難・誘導等に関すること
吾妻行政県税事務所	１ 災害情報の受領及び伝達に関すること ２ 概括的な災害情報の収集に関すること ３ 町との連絡調整に関すること ４ 緊急通行車両の確認事務に関すること ５ 商工業に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること ６ 生活必需品の調達及び供給に関すること
中之条土木事務所	１ 土木関係全般の指導及び災害対策に関すること
吾妻保健福祉事務所	１ 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生、に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること ２ 飲料水の供給に関すること
吾妻農業事務所	１ 農業関係全般の災害に関すること ２ ため池、水門等の農業施設の防災対策に関すること
吾妻環境森林事務所	１ 林業関係の被害調査及び応急対策の協力指導に関すること ２ 環境及びゴミ・し尿に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること
吾妻教育事務所	１ 災害救助用教科書等の支給協力に関すること

６　消防機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
吾妻広域消防本部	１ 水害、火災及びその他災害の予防、警戒及び防除に関すること ２ 人命の救助及び救急に関すること ３ 水害、火災及びその他災害の救助・救急情報に関すること ４ 危険物施設及び火気使用設備器具等の許認可立入検査に関すること

７　指定公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (中之条郵便局) (四万郵便局) (沢渡郵便局) (中之条名久田郵便局) (六合郵便局) (入山郵便局) (草津郵便局[旧六合地区配達業務担当郵便局]) (長野原郵便局[旧六合地区配達業務担当郵便局])	１ 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること ２ 災害特別事務取扱いに関すること （１）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 （２）指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置 ３ その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話(株) (群馬支店)	１ 電気通信設備の保全に関すること ２ 重要通信の確保に関すること
(株)ＮＴＴドコモ (群馬支店) ＫＤＤＩ(株) ソフトバンクモバイル(株)	１ 携帯電話設備の保全に関すること ２ 重要通信の確保に関すること
日本銀行 (前橋支店)	１ 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関すること
日本赤十字社 (群馬県支部)	１ 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること ２ 救護所の開設及び運営に関すること ３ 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること ４ 輸血用血液の確保及び供給に関すること ５ 義援金品の受領、配分及び募金に関すること ６ 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること ７ 外国人の安否の調査に関すること ８ 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関すること
日本放送協会 (前橋放送局)	１ 防災思想の普及に関すること ２ 気象予報・警報の周知に関すること ３ 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること ４ 放送施設に対する障害の排除に関すること ５ 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関すること ６ 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること
東日本高速道路（株） (関東支社)	１ 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること ２ 緊急交通路の確保に関すること
独立行政法人 水資源機構	１ 水資源開発施設の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業に限る）又は改築の実施に関すること ２ 水資源開発施設の保全（施設管理）に関すること
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (高崎量子応用研究所)	１ 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関すること

東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること 2 鉄道車輌による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること
機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本通運(株) (群馬支店)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること
東京電力パワーグリッド(株)	1 電力施設の保安の確保に関すること 2 電力の供給の確保に関すること

８　指定地方公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 医療救護活動の実施に関すること
(公社)群馬県歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること
(公社)群馬県看護協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関すること
ガス事業所 (一社)群馬県ＬＰガス協会（吾妻支部）	1 ＬＰガス設備の保安の確保に関すること 2 ＬＰガスの供給の確保に関すること 3 会員事業者の連絡調整に関すること
群馬県石油協同組合	1 石油等燃料の供給に関すること
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること 2 被災地の交通の確保に関すること
(一社)群馬県トラック協会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	1 防災思想の普及に関すること 2 気象予報・警報の周知に関すること 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること

９　その他の公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	1 防災思想の普及に関すること 2 気象予報・警報の周知に関すること 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること
農業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の保全に関すること 2 林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること 3 県又は町が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること

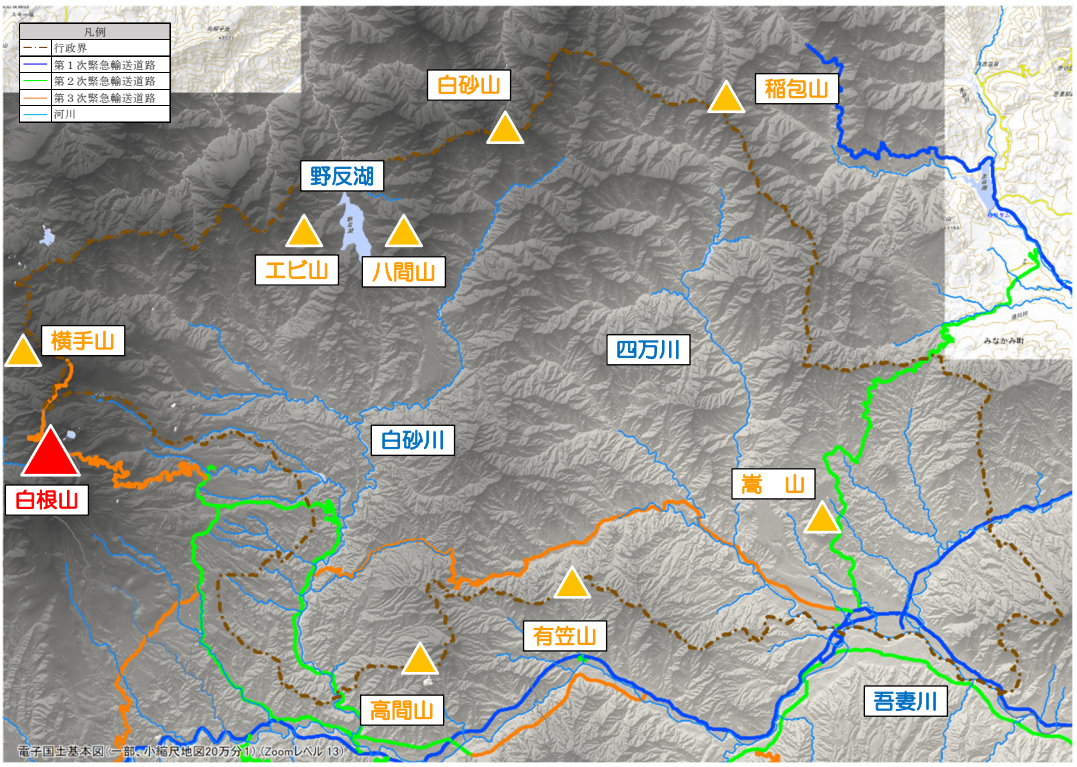
病院経営者	1　入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること 2　被災傷病者の救護に関すること
(一社)群馬県薬剤師会	1　医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関すること
社会福祉施設経営者	1　入所者及び通所者の安全の確保に関すること
中之条町 社会福祉協議会	1　被災生活困窮者の生活の支援に関すること 2　義援金品募集及び配分に関すること 3　ボランティア活動の支援及び推進に関すること
(社福)群馬県共同募金会	1　義援金の募集及び受付に関すること
中之条町商工会	1　被災事業者に対する支援に関すること 2　県又は町が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること 3　救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること 4　物価の安定についての協力に関すること
金融機関	1　被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること
学校法人	1　児童、生徒等の安全の確保に関すること 2　避難場所及び指定避難所としての施設の整備に関すること
危険物等施設の管理者	1　危険物等施設の保安の確保に関すること 2　周辺住民の安全の確保に関すること
建設業協会	1　建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること
農業用用排水施設の管理者	1　水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること
四万温泉協会 沢渡温泉旅館組合 六合の里温泉郷組合	1　災害時における入込客の被災状況調査に関すること 2　各旅館等と連携した避難誘導に関すること
区長会、婦人団体等	1　町が行う災害救助等についての協力に関すること 2　義援金品の募集の協力に関すること
生活協同組合コープぐんま	1　応急生活物資の供給、輸送に関すること
（株）ジーシーシー	1　住民情報の保存、復旧に関すること 2　土地情報の保存、復旧に関すること
（株）ＴＫＣ	
国際航業（株）	
（株）両毛システムズ	
（株）ナブアシスト	

第４節　町の概況

１　地勢

本町は群馬県の北西部に位置する。北は長野県と新潟県、北東はみなかみ町、東は高山村、南東は渋川市、南は東吾妻町、南西は長野原町、西は草津町に隣接し、東西36.6km、南北23.0kmで面積は439.28k㎡の山に囲まれた盆地状の町である。

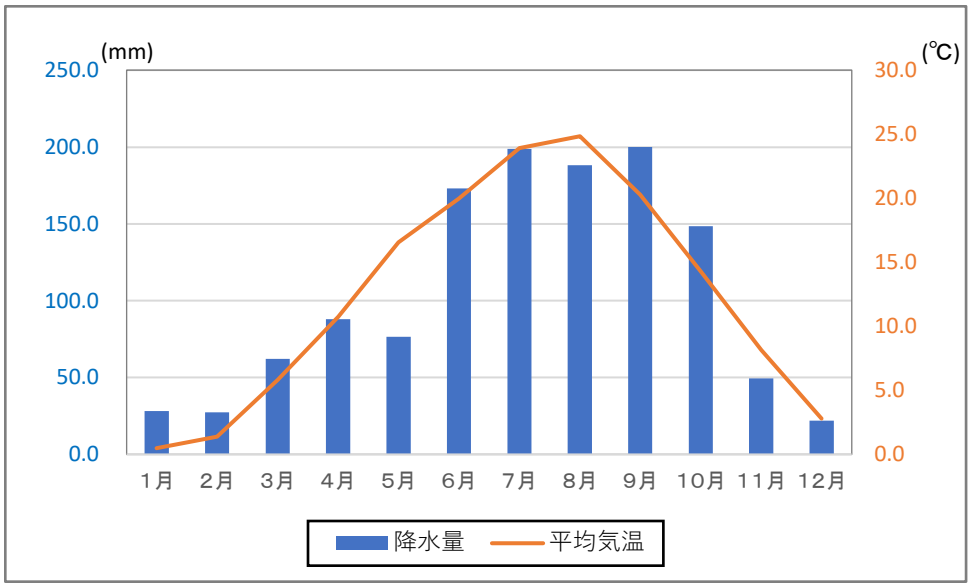
町は、森林が面積の８割以上を占め、盆地、河岸段丘、丘陵地などがみられる変化に富んだ地形が形成されている。



２　気象

気候は、山間地で標高差があるため、地域的な格差はありますが、８月の平均気温は24.9℃、１月の平均気温は0.5℃になっており、山に囲まれた盆地状の地形であるため、内陸性気候となっている。冬季には積雪もあり、豪雪地帯対策特別措置法に基づく「豪雪地帯」に指定されている。

過去10年間（2013年～2022年）の平均気温と平均降水量（中之条）

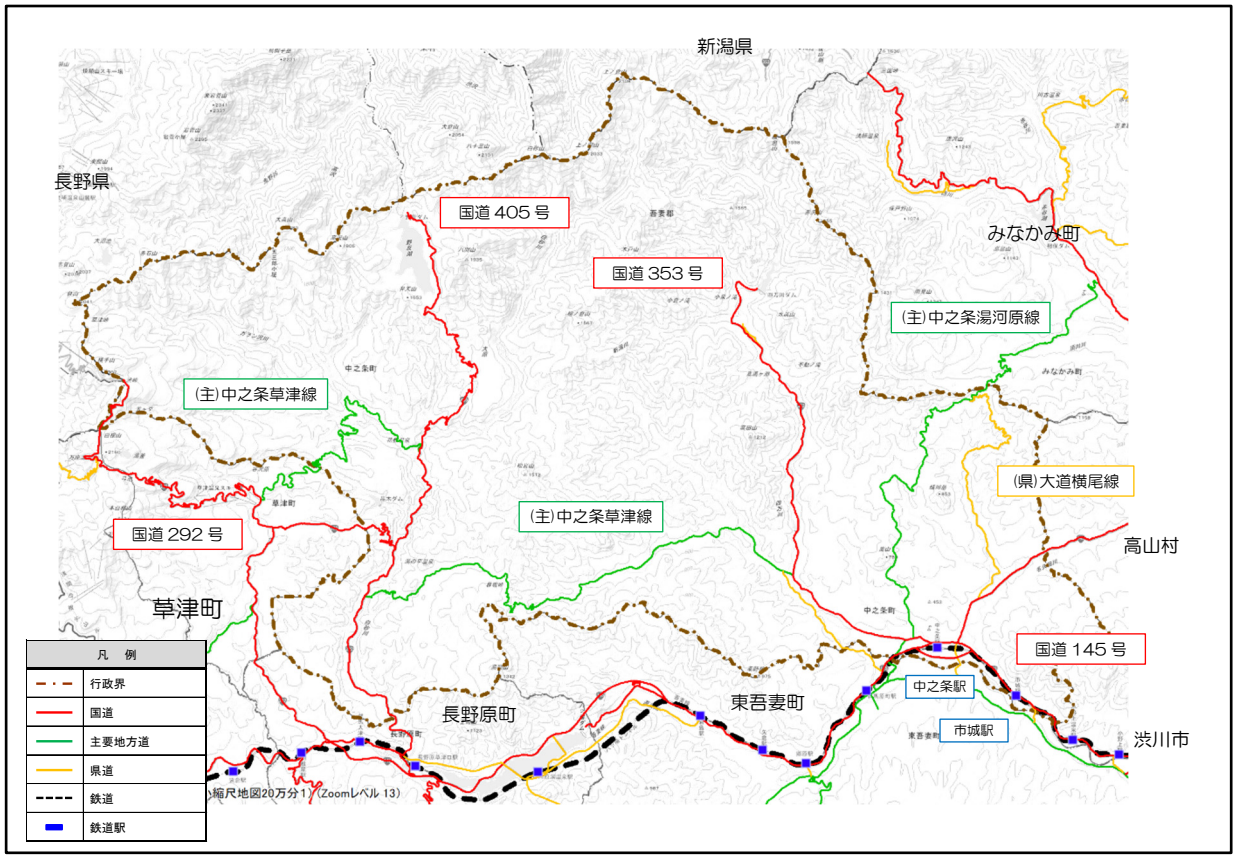


資料：「過去の気象データー中之条」（気象庁ＨＰ　http://www.jma.go.jp/jma/index.html）

３　交通

道路網をみると、国道は主に、高山村に向かう国道145号、四万に向かう国道353号、野反湖に向かう国道405号がある。みなかみ町と連絡している（主）中之条湯河原線、（県）大道横尾線が南北に位置し、草津町と連絡している（主）中之条草津線が東西に位置している。

鉄道をみると、ＪＲ吾妻線が町の南東側を通っている。町内には「中之条駅」、「市城駅」の２つの駅がある。



第５節　災害の履歴

町内における過去の災害は以下のようになっている。近年では、台風による被害が多くなっている。

年次	災害等	被害状況等
2019年（令和元年）	台風十九号	総雨量296.5 ㎜ 時間最大39.5 ㎜ 各地多数の土砂崩れ、倒木、電線被害、土砂災害による道、路通行止あり、避難所開設11 箇所、避難者249 名 住家被害一部損壊7棟、床上浸水1棟
2016年（平成二十八年）	台風九号	各地の道路で倒木、土砂崩れ多数あり、住家屋根、ビニールハウス等被害多数、国道２９２号入山草津間土砂流入により通行止、赤坂、蟻川、岩本地区約200 世帯停電発生
2015年（平成二十七年）	台風十八号	倒木、土砂崩れ多数、道路通行止あり 道の駅六合駐車場崩落
2014年（平成二十六年）	大雪	死者１人
2014年（平成二十六年）	大雪	※参考:群馬県被害［負傷者;９人］
2013年（平成二十五年）	台風二十六号	※参考:群馬県被害［負傷者;２人］
2013年（平成二十五年）	台風十八号	土砂災害警戒情報、倒木多数あり
2012年（平成二十四年）	台風十七号	土砂災害警戒情報
2012年（平成二十四年）	台風　四号	※参考:群馬県被害［負傷者;３人］
2012年（平成二十四年）	低気圧	※参考:群馬県被害［負傷者;２人］
2011年（平成二十三年）	東北地方太平洋沖地震	
2011年（平成二十三年）	台風十五号	災害計画本部設置、土砂災害警戒情報、はん濫注意水位;吾妻川（市城観測所）、自主避難;７世帯
2011年（平成二十三年）	台風十二号	災害計画本部設置、土砂災害警戒情報、はん濫注意水位;吾妻川（市城観測所）、床下浸水;３棟、自主避難;２世帯、のべ停電件数;約103棟
2011年（平成二十三年）	大雨	
2011年（平成二十三年）	台風六号	
2009年（平成二十一年）	台風十八号	
2007年（平成十九年）	台風九号	土砂災害警戒情報（六合村）
2004年（平成十六年）	新潟中越地震	
2001年（平成十三年）	台風十一号	国道292号のうち、長野原町から草津方面において通行不能となった。また、白砂川が増水し、北部の花敷、尻焼両地区を結ぶ橋が冠水する危険及び土砂崩れのおそれが生じた。
1999年（平成十一年）	大雨	土砂災害等により、道路が13箇所程度被災。
1998年（平成十年）	台風五号 台風七号 台風八号	土砂災害等により、農作物等に被害が出るとともに、道路が10箇所以上で被災。
1982年（昭和五十七年）	台風十号	山林土砂崩れで現在の国道405号線が全面通行止め。野反湖畔でキャンプしていた約500人が孤立。
1981年（昭和五十六年）	台風十五号	
1976年（昭和五十一年）	本白根山滞留火山ガス	※参考:群馬県被害［死者;３人］
1971年（昭和四十六年）	振子沢硫化水素ガス漏れ	※参考:群馬県被害［死者;６人］
1966年（昭和四十一年）	台風二十六号	※参考:群馬県被害［死者;15人、家屋全壊;447棟］
1964年（昭和三十九年）	新潟地震	※参考:群馬県被害［負傷者;１人］

1963年（昭和三十八年）	地すべり	伊参地区五反田;山林、水田、畑、30アール埋没
1961年（昭和三十六年）	浅間山噴火	※参考:群馬県被害［不明者;１人］
1959年（昭和三十四年）	伊勢湾台風	※参考：群馬県被害［死者;10人､負傷者;27人、家屋全壊;536棟］
1950年（昭和二十五年）	浅間山噴火	※参考:群馬県被害［死者;１人、負傷者;６人］
1950年（昭和二十五年）	熊の平山崩れ	※参考:群馬県被害［死者;50人、負傷者;23人、家屋全壊;５棟］
1949年（昭和二十四年）	キティ台風	※参考：群馬県被害［死者;44人､負傷者;89人､行方不明;５人、家屋全壊;440棟］
1949年（昭和二十四年）	浅間山噴火	※参考:群馬県被害［負傷者;４人］
1948年（昭和二十三年）	アイオン台風	※参考：群馬県被害［死者;６人､負傷者;５人､行方不明;４人、家屋全壊;53棟］
1947年（昭和二十二年）	カスリーン台風	※参考:群馬県被害［死者;592人､負傷者;1,231人､行方不明;107人、家屋全壊;1,936棟］
1947年（昭和二十二年）	浅間山噴火	※参考:群馬県被害［死者;11人］
1945年（昭和二十年）	沢渡の大火	焼死者;5名。山林;150町歩、人家;114戸焼失。
1941年（昭和十六年）	浅間山噴火	※参考:群馬県被害［死者;１人、負傷者;１人］
1937年（昭和十二年）	小串鉱山山崩れ	※参考:群馬県被害［死者;164人、負傷者;28人、不明者;136人、家屋全壊100棟］
1936年（昭和十一年）	浅間山噴火	※参考:群馬県被害［死者;２人］
1935年（昭和十年）	台風	死者・行方不明者;64人、重傷者;11人。住家被害：流失崩壊;65棟、こわれた;130棟、浸水;217棟。非住家被害：流失崩壊;217棟、こわれた;173棟、浸水;8棟。道路被害：決潰埋没;20,021メートル、毀損;161箇所。橋梁被害：流失墜落;32箇所、破損;23箇所。 白砂川・須川の両川が氾濫し、花敷温泉・尻焼・品木の3地区の人家流失。 ※参考:群馬県被害［死者;218人、負傷者;190人、不明者;39人、家屋全壊1,326人］
1932年（昭和七年）	草津白根山噴火	※参考:群馬県被害［死者;２人、負傷者;７人］
1931年（昭和六年）	西埼玉地震	※参考:群馬県被害［死者;５人、負傷者;30人、家屋全壊;166人］
1931年（昭和六年）	浅間山噴火	※参考:群馬県被害［死者;３人］
1930年（昭和五年）	浅間山噴火	※参考:群馬県被害［死者;６人］
1928年（昭和三年）	落雷	※参考:群馬県被害［死者;20人］
1923年（大正十二年）	関東大震災	※参考:群馬県被害［負傷者;９人、家屋全壊;49棟］
1916年（大正五年）	台風	特に四万川で家屋、橋流失、道路決壊。
1914年（大正三年）	台風	※参考:群馬県被害［死者;12人、家屋全壊;９棟］
1913年（大正二年）	浅間山噴火	※参考:群馬県被害［死者;１人、負傷者;１人］
1911年（明治四十四年）	浅間山噴火	※参考:群馬県被害［死者;多数、家屋全壊;数棟］
1910年（明治四十三年）	台風	死者6人、半潰2棟。市城、青山、伊勢町の河岸の崩壊。 ※参考:群馬県被害［死者;284人、負傷者;142人、不明者;22人、家屋全壊1,476棟］
1909年（明治四十二年）	浅間山噴火	※参考:群馬県被害［負傷者;21人］
1902年（明治三十五年）	台風	※参考:群馬県被害［死者;10人、家屋全壊;47棟］
1897年（明治三十年）	草津白根山噴火	※参考:群馬県被害［負傷者;１人］
1825年（文政八年）	名沢の地すべり	面積;一町六反四畝歩（1.62ha）
1783年（天明三年）	浅間山噴火	※参考:群馬県被害［死者;1,151人、家屋全壊1,242棟］

資料：「中之条町誌」、「六合村地域防災計画」（平成20年６月）、「群馬県の顕著自然災害年表」明治29年以降、
「前橋地方気象台ＨＰ（http://www.jma-net.go.jp/maebashi/contents/chishiki.html）」

第２章　災害予防計画

■　災害危険区域の種類

該当項目	区域の種類	所管省庁
	重要水防箇所	県土整備部河川課水害対策室　防災係
	浸水想定区域	県土整備部河川課河川企画係
○	土石流危険渓流	県土整備部砂防課
○	急傾斜地崩壊危険箇所	県土整備部砂防課砂防情報係
○	地すべり危険箇所	県土整備部砂防課砂防整備係
○	土砂災害警戒区域	県土整備部砂防課砂防情報係
○	土砂災害特別警戒区域	県土整備部砂防課砂防情報係
○	雪崩危険箇所	県土整備部砂防課砂防整備係
○	山腹崩壊危険地区	環境森林部森林保全課治山係
○	地すべり危険箇所	県土整備部砂防課砂防整備係
○	崩壊土砂流出危険地区	環境森林部森林保全課治山係

第１節　水害予防対策

町担当課	建設課、農林課
関係機関	河川管理者（県県土整備部、関東地方整備局）

水害予防対策に関する内容は、「群馬県地域防災計画」、「群馬県水防計画」及び「第３章　災害応急対策計画」－「第44節　水防計画」に基づいて行う。

１　治山、治水対策

（１）町及び県は、災害の危険がある土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり等の調査を進め、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、危険渓流整備等の治山対策事業を推進するとともに、危険区域の土地利用の適正化と、開発指導に努める。

（２）水源かん養保安林などの造林事業を引き続き推進し、森林の公益的機能を高め、林地の保全、災害の未然防止と水源かん養に努める。

２　河川対策

（１）河川の整備促進

町及び県は、一級河川等の整備事業の継続を所官庁に要望し、河川災害、土砂災害に強い、自然景観に配慮した河川づくりを推進する。

（２）町及び県は、堤防護岸、水路等の現状をつねに把握し、施設の維持管理に万全を期する。

（３）河川の改修や農業用用排水路の整備を促進する。

（４）河川の流木防止措置をとる。

３　道路、橋りょう対策

（１）町及び県は、道路、橋りょうの現状をつねに把握し、施設の維持管理に万全を期する。

（２）町及び県は、危険道路箇所等には、適切な表示をする。

４　洪水予報河川、水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等の推進

（１）町は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

（２）町及び県（河川課）は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

（３）水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

５　ダム整備事業の推進

河川管理者は、洪水被害を軽減するため、洪水調節機能を有するダムの整備を推進する。

第２節　雪害の予防

町担当課	建設課、防災安全課
関係機関	県、関東地方整備局、関東森林管理局、中之条土木事務所、高崎河川国道事務所

１　雪害に強いまちづくり

町及び県は、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行う。

２　雪崩対策施設の整備

県（砂防課、森林保全課）、関東地方整備局及び関東森林管理局は、民家、学校、病院等について、雪崩による災害を防止するため、それぞれの管轄区域の雪崩危険箇所において、予防柵、防護柵、階段工、土塁工、雪崩防止林等雪崩対策施設の整備を危険度の高い箇所から順次計画的に進める。

３　雪に強い道路の整備

道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備を行うよう努めるほか、次の道路整備を進める。

（１）雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵、スノーシェッド等の設置

（２）消融雪施設、流雪溝等の設置

（３）堆積帯及びチェーン着脱帯の確保

４　道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努める。

特に、集中的な大雪に対しては道路管理者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

（１）除雪資機材の整備

（２）排雪場所の確保

（３）融雪剤の備蓄

（４）除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の詰所及び積雪観測施設の機能を有する除雪基地の整備

（５）除雪要員の確保

（６）所管施設の緊急点検

（７）予防的な通行規制による集中的な除雪

（８）オペレーターの確保及び除雪技術向上の取り組み

５　建設事業者の健全な存続

町及び県（道路管理課）は、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

６　除雪計画等の策定

（１）基本的な方針の策定

県内の道路管理者及びその他関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めておく。

ア　各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制

イ　優先して除雪作業を行うべき区間

ウ　効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施

エ　道路管理者間の道路交通規制情報の共有

オ　道路利用者等に対する情報提供

カ　災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

（２）道路管理者による除雪計画の策定

道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記（１）の基本的な方針を踏まえ、除雪計画を策定するよう努める。

７　除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備

町は、平時から、豪雪を想定した地域住民等による除雪体制の啓蒙をはかり、要配慮者の支援のための仕組みづくりを進める。

（１）町内においては、一人暮らし高齢者世帯の割合が高く、大雪時においては、個人による除雪作業がうまく進まない状況となる。また、このことは、障がい者世帯や母子家庭についても同様である。さらに、今後は、除雪の担い手のいない空き家屋の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには町、県による対応も必要となってくる。

町は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の

充実や支援のための仕組みづくりを進める。

８　住民に対する大雪時の留意事項の周知

町、県（危機管理課ほか）、県警察、消防機関及び事業者等は、防災週間、防災等関連行事、各種研修等を通じ、住民や車両の運転者等に対し、「第23節　防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図る。

（１）大雪時には、次のことに留意して行動する。

ア　ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

イ　計画的・予防的な通行規制

ウ　不要不急の外出・道路利用は見合わせる。

エ　自家用車の使用は極力避ける。

やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、スクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。

オ　エンジンをかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。

カ　カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。

キ　屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。

ク　事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等

ケ　屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。

コ　消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。

サ　協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

シ　雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

第３節　避難場所・指定避難所・避難路の整備

町担当課	総務課、防災安全課
関係機関	県、各施設の管理者

１　避難場所及び指定避難所の整備

町は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努める。

２　避難路の整備

町は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる道路、農道、林道その他の道路の整備に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

資料６　中之条町指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

第４節　建築物の安全性の確保

町担当課	建設課、防災安全課、こども未来課、住民福祉課
関係機関	県、各施設の管理者

１　防災上重要な施設の堅ろう化

町、県及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図る。

ア　災害対策本部が設置される施設（役場、ツインプラザ等）

イ　応急対策活動の拠点施設（町の事務所、消防署、ツインプラザ等）

ウ　救護活動の拠点施設（保健所、病院等）

エ　避難施設（学校、体育館、公民館等）

オ　社会福祉施設（介護保険施設、障がい者支援施設等）

カ　不特定多数の者が使用する施設

２　建築基準の遵守指導

町は、住宅をはじめとする建築物の風水害及び雪害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努める。

３　強風による落下物対策

町、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

４　空家等の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

５　盛土による災害防止

町及び県（地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部）は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

第５節　ライフライン施設の機能確保

町担当課	企業課
関係機関	県、ライフライン事業者（電気、都市ガス、ＬＰガス、石油、通信サービス、水道、下水道、廃棄物処理）、公共機関

１　ライフライン施設等の機能確保

（１）ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県、ライフライン事業者、廃棄物処理業事業者は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図る。

ア　設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

イ　系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

ウ　廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

（２）町、県及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

２　防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図る。

（１）保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。

（２）応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。

（３）情報連絡体制を整備する。

（４）同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を整備する。

（５）防災訓練を実施するとともに町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

３　応急復旧用資機材の整備

ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行する。

４　需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報紙等を行い、需要者への防災知識の普及に努める。

第６節　避難誘導体制の整備

町担当課	防災安全課、総務課、こども未来課、住民福祉課
関係機関	県、県警察、消防機関、自主防災組織

１　警報等伝達体制の整備

（１）町及び県（危機管理課、河川課）は、警報等を住民、水防管理者等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。

（２）町は、警報及び避難指示等の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、有線放送、同報系無線、広報車等の整備を図る。

（３）町は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ワンセグ放送を含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

（４）町、県及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

２　避難誘導計画の作成

（１）町は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

（２）町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

（３）町は、消防機関、警察機関等と協議して避難誘導に係る計画を作成する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

（４）避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

（５）（３）の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

ア　避難指示等の発令を行う基準

イ　避難指示等の伝達方法

ウ　指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ　避難経路及び誘導方法

（６）町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

（７）町は、避難指示等について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の作成に努める。

（８）町は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

（９）町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。国（国土交通省、前橋地方気象台）及び県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）は、町に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(10) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国（国土交通省、前橋地方気象台）及び県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）は、町に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

(11) 町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(12) 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、

他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(13) 町及び県は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する。

(14) 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるとともに、国は、都市農地の防災機能の周知等を図る。

３　避難誘導訓練の実施

町は、消防機関、警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施する。

４　避難場所及び指定避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知する

ア　避難指示等の発令を行う基準

イ　避難指示の伝達方法

ウ　指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区

エ　避難経路

オ　避難時の心得

５　案内標識の設置

（１）町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努める。

（２）町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。

（３）町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

（４）町及び県は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

６　要配慮者への配慮等

（１）町は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図

るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、「第25節　要配慮者対策」により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努める。

（２）町及び県（観光魅力創出課）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

（３）町及び県（学事法制課・教育委員会）は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

（４）町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

７　新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

県及び吾妻保健所は、町との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第７節　災害危険区域の災害予防

町担当課	総務課、地域共創課、防災安全課、企業課、建設課、農林課
関係機関	県、関東地方整備局、関東農政局、関東森林管理局

１　災害危険区域の種類

（１）土木関係

ア 重要水防箇所
イ 浸水想定区域
ウ 土石流危険渓流
エ 急傾斜地崩壊危険箇所
オ 地すべり危険箇所
カ 土砂災害警戒区域
キ 土砂災害特別警戒区域
ク 雪崩危険箇所

（２）治山関係

ア 山腹崩壊危険地区
イ 地すべり危険地区
ウ 崩壊土砂流出危険地区
エ なだれ危険箇所

（３）農地関係

地すべり危険箇所

２　住民等に対する危険性の周知

（１）町は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知する。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表にも努める。

また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施する。

（２）町は、鉄砲水による水難事故を防止するため、過去の災害履歴等から鉄砲水が発生するおそれの大きい渓流について、危険性を周知する看板の設置や周辺宿泊施設へのチラシの配布など、入山者への注意喚起に努める。

３　町に対する情報の提供

県（河川課、砂防課、森林保全課、農村整備課）、関東地方整備局及び関東森林管理局は、危険箇所の位置、危険度等を把握し、町に対し警戒避難体制の整備に必要な情報を提供する。

４　土砂災害特別警戒区域内の制限等

県は、土砂災害特別警戒区域においては、以下の措置を講ずる。

ア　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ　建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全対策の推進

ウ　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

また、県は、上記ウの勧告による移転者への融資、資金の確保について必要な措置を講ずるよう努める。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を

行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る。

５　浸水被害拡大防止用資機材の備え

町、県(河川課)、関東地方整備局及び関東農政局は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努める。

６　警戒避難体制の整備

（１）町は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

（２）町は、『水防法』に基づき、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

（３）町は、浸水想定区域内に大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定める。また、当該施設について、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（４）町は、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

７　ハザードマップの作成

（１）浸水想定区域をその区域内に含む町長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努める。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

（２）土砂災害警戒区域をその区域に含む町長は、地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

８　要配慮者への配慮

（１）町は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定める。また、当該施設について、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

（２）町は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定める。また、当該施設について、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

９　防災まちづくりの推進

（１）町及び県（総務部、健康福祉部、環境森林部、農政部、県土整備部）は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよ

う努める。

（２）町及び県（県土整備部）は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、建築基準法に基づく災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県（県土整備部）及び町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

（３）町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

（４）町及び県（県土整備部）は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

（５）町及び県は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行う。

10　道路災害危険区域の予防対策

町道の落石等危険箇所を、危険度の高いものより順次予防対策工事を実施する。

資料５「災害危険区域の一覧表」

第８節　災害未然防止活動体制の整備

町担当課	総務課、建設課
関係機関	各施設の管理者、水防管理者、ダム・せき・水門等の管理者、道路管理者、鉄道事業者、前橋地方気象台

１　公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行う。

２　水防活動体制の整備

水防管理者は、平常時から水防活動の体制整備を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うとともに、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

３　大雪に対する道路管理体制の整備

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ町及び県その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定する。

４　気象情報の効果的利活用体制の整備

前橋地方気象台は、発表する特別警報・警報・注意報、気象情報が避難指示等の基準設定等防災体制の整備に役立つよう、県と連携しつつ町に対する助言に努める。併せて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図る。

第９節　情報の収集・連絡体制の整備

町担当課	防災安全課、総務課、地域共創課、農林課、建設課
関係機関	県、その他の防災関係機関

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

１　気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図る。

２　情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町、県（危機管理課）及びその他防災関係機関は、災害が各機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

３　情報収集・連絡に係る初動体制の整備

（１）町、県(危機管理課)、その他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、当直体制等を整備する。

（２）県（危機管理課）は、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員を情報収集のため被災地に派遣する場合に、どのような内容をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成の上、県職員に対する研修や訓練等を実施し、情報収集・連絡体制を整備する。

（３）県(危機管理課)は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）及び群馬県総合防災情報システム等を維持・整備し、災害情報等を瞬時に受信・伝達できるよう努める。

（４）町は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

（５）町、県及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

４　多様な情報の収集体制の整備

（１）町、県（危機管理課）、その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集でき

るよう、電話やＦＡＸによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット等による情報収集体制を整備する。

（２）町、県（危機管理課、道路管理課、砂防課）、その他防災関係機関は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

（３）町、県（危機管理課）、その他防災関係機関は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

５　情報の分析整理

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第10節　通信手段の確保

町担当課	防災安全課、総務課
関係機関	県、電気通信事業者、その他の防災関係機関

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、町、県、電気通信事業者その他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておく。

１　通信施設の整備及び保守管理の徹底

町、県（危機管理課）、電気通信事業者その他防災関係機関は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

２　災害時優先電話の指定

町、県（危機管理課）及びその他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話（株）群馬支店及び（株）ＮＴＴドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。

３　代替通信手段の確保

町、県（危機管理課）、その他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努める。

ア　防災行政無線

町及び県の組織間、消防本部その他防災関係機関との間で使用する。

イ　国及び他都道府県との無線系通信手段

（ア）中央防災無線(～中央省庁)

（イ）消防防災無線(～消防庁、他都道府県)

（ウ）地域衛星通信ネットワーク(～総務省、都道府県等)

（エ）国土交通省水防無線(～国土交通省、他都道府県)

ウ　防災相互通信用無線

群馬県内の防災関係機関相互の通信手段

エ　衛星携帯電話

危機管理課、防災航空隊及び中之条土木事務所等において保有する。

４　通信の多ルート化

町及び県(危機管理課)は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと町防災無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

５　通信訓練への参加

町、県（危機管理課）、その他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努める。

第11節　職員の応急活動体制の整備

町担当課	防災安全課
関係機関	その他の防災関係機関

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県及び市町村の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

１　職員の非常参集体制の整備

（１）町及び県は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

ア　参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。

イ　交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。

ウ　必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

（２）その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ（１）に準じた体制の整備を図る。

２　職員に対する応急活動内容の周知徹底

（１）町及び県は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直す。

（２）その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ（１）に準じた体制の整備を図る。

第12節　防災関係機関の連携体制の整備

町担当課	各課
関係機関	県、県警察、消防機関、その他の防災関係機関

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。

１　町における受援・応援体制の整備

（１）町は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努める。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮する。また、雪害の少ない町にあっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮する。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行う。

（２）町は、避難指示等を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、災害対策基本法61条の２の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

（３）町は、受援計画内において、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。

（４）町は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受け入れに努める。

（５）町は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

２　一般事業者等との連携体制の整備

町、県及びその他防災関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

３　建設業団体等との連携体制の整備

町及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

４　救援活動拠点の整備

町及び県は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

５　円滑な救助の実施体制の構築

町及び県は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

６　水災に対する連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（河川事務所）及び県（河川課）が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

資料８「締結協定一覧」

第13節　防災中枢機能等の確保

町担当課	各課
関係機関	県、公共機関、その他の防災関係機関

１　防災中枢機能の整備

（１）町、県及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

（２）町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

２　災害応急対策に当たる機関の責任

町、県、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低３日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なよう努める。

３　災害活動拠点の整備

（１）町及び県は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努める。

総合体育館は、災害活動の拠点として、外部からの受け入れや中枢基地の機能を果たせるよう整備する。

（２）町及び県は、道路及び都市公園等に県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努める。

（３）町及び県（道路管理課）は、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点としての機能強化に努める。

４　公的機関等の業務継続性の確保

町、県（危機管理課）等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

特に、町及び県は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておく。

５　男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

町及び県（生活こども課）は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局（地域共生課）、危機管理担当部局（防災安全課）、福祉部局（住民福祉課）、保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築する。

なお、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割は概ね次のとおりとする。

（１）男女共同参画担当部局（地域共生課）

・避難所が開設された場合には、避難生活に関する相談窓口の周知に努める。

資料８「締結協定一覧」

第14節　救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備

町担当課	防災安全課、保健環境課、農林課
関係機関	消防機関、県警察、自衛隊、県、自主防災組織、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、その他の医療機関

１　救助・救急活動体制の整備

（１）救急・救助体制及び機能の強化

消防機関、県警察、自衛隊、県（危機管理課ほか）及び町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

（２）救急・救助用資機材の整備

ア　消防機関、県警察、自衛隊、県（危機管理課ほか）及び町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努める。

イ　自主防災組織は救助用資機材の整備に努め、町及び県（危機管理課）は、これを資金面で支援する。

（３）保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、町は、各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握しておく。

２　医療活動体制の整備

（１）町の災害拠点病院

災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、ＤＭＡＴの派遣機能を有する。

吾妻保健医療圏では、原町赤十字病院が災害拠点病院に指定されている。

（２）医薬品、医療資機材の備蓄

町、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努める。

町、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努める。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

（３）消防機関と医療機関等との連携

ア　町及び県（医務課）は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、総合運動場を航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

３　保健医療福祉活動の調整機能の整備

（１）保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備

町及び県（健康福祉課、保健福祉事務所）は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

４　消火活動体制の整備

（１）消防水利の多様化

町は、災害による火災に備え、消火栓にのみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

（２）関係機関等との連携強化

町は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

（３）消防用機械・資機材の整備

町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

５　消防組織対策

（１）自衛消防力

会社、工場及び事業所等の自衛消防力の充実強化を図るため、必要な消防体制と施設の整備充実を指導する。

（２）予防消防力

幼年消防隊、自主防災組織を通じて消防思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

（３）人的消防力

消防団員の教養訓練については、県消防学校の教育計画と相まって、消防学校に派遣し

てこれを促進する。

６　火災予防思想の普及

住民に対し、消防に関する認識の高揚と火災予防思想についての普及徹底を図る。

（１）防災無線放送、広報車、広報紙、チラシ等を通じて行う。

（２）春、秋の２回火災予防運動を実施する。

（３）年末年始及び林野火災多発期においては、広報巡視等を実施する。

７　対象物の防火対策の強化

（１）消防法の規定に基づき、防火管理者の養成に努める。

（２）防火対象物ごとの消防計画に基づき、防火管理を指導する、特に観光地に対して、その徹底を期する。

（３）予防査察を実施し、火気使用設備機器類の自主検査、消火器等設置、その他防火上必要な教養訓練及び指導を行い、保安の万全を期する。

第15節　緊急輸送活動体制の整備

町担当課	建設課
関係機関	県、県警察、株式会社、群馬県バス協会、群馬県トラック協会

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

１　輸送拠点の確保

町は、運動場、展示場、体育館やその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮する。

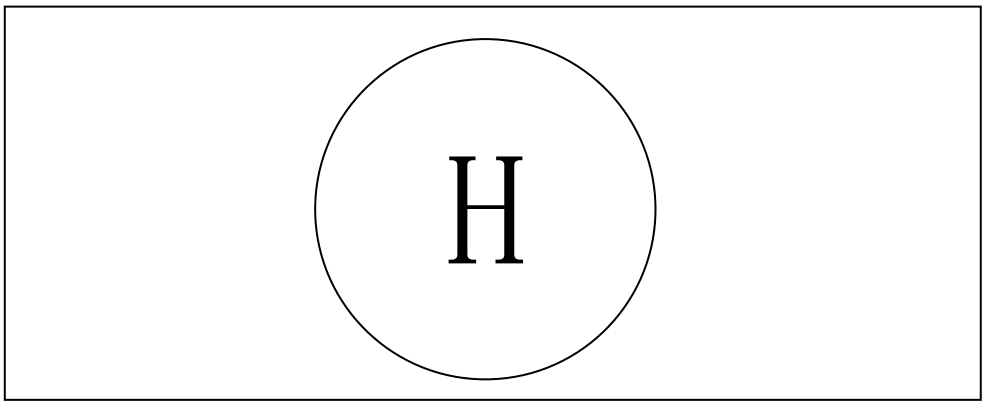
２　ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、町及び県（消防保安課）は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

名　　称	面　　積
町民グラウンド	13,300 ㎡
中之条小学校	6,300 ㎡
沢田グラウンド	15,000 ㎡
総合運動場	13,500 ㎡
シルクパーク	9,900 ㎡
六合ヘリポート	1,650 ㎡
旧入山小学校校庭	2,400 ㎡
総合運動場（六合地区）	3,230 ㎡
六合小学校校庭	4,332 ㎡



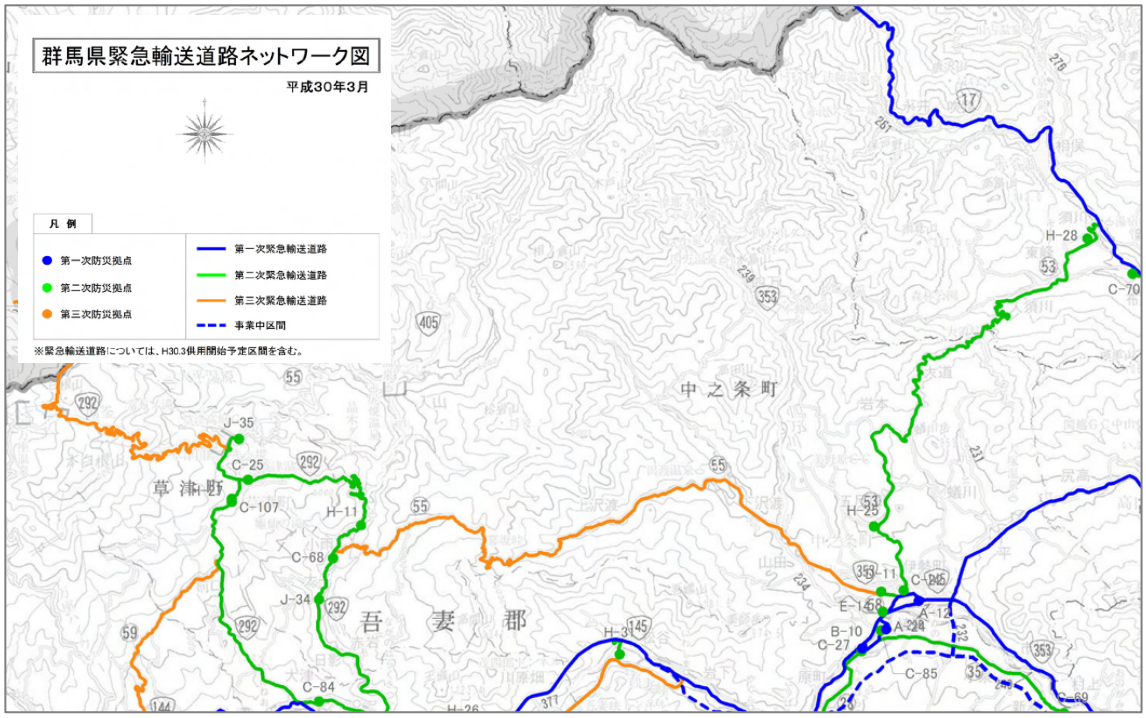
※ヘリポートの表示は、石灰で直径10(m)位の円を書き、なお発煙、旗等により明示する。

３　緊急輸送道路ネットワークの形成

町は、以下の緊急輸送道路のうち、第３次緊急輸送道路を指定する。

用　語	用語の定義
第１次緊急輸送道路	・群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路 ・県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市町村道 ・これらの路線と第１次防災拠点を連絡する道路
第２次緊急輸送道路	・県内市町村相互の連携の確保及び第１次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路 ・第１次緊急輸送道路と第２次緊急輸送道路を連絡する道路
第３次緊急輸送道路	・第１次、第２次緊急輸送道路の機能を補完する道路

■群馬県緊急輸送道路ネットワーク図



資料：群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成30年3月)

４　災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努める。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

５　道路の応急復旧体制等の整備

（１）道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、災害発生後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。

（２）（１）については、緊急輸送道路を優先して実施する。

（３）道路管理者は、災害発生後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

（４）道路管理者は集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努める。

６　運送事業者等との連携

町は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するとともに、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

また、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。

７　燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努める。

第16節　避難の受入体制の整備

町担当課	総務課、防災安全課、住民福祉課、こども未来課、建設課
関係機関	県、県警察、消防機関、消防団、事業者

１　指定緊急避難場所

（１）指定緊急避難場所の指定

ア　町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定する。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

イ　指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

（２）指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

２　指定避難所

（１）指定避難所の指定

ア　町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図る。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

イ　指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

（２）指定避難所の指定基準

指定避難所について、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、

速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（３）学校を指定避難所として指定する場合の配慮

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、町は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図る。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行う。

（４）指定避難所における生活環境の確保

ア　町は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進める。

イ　町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

ウ　町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ　町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

オ　町及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災安全課と保健環境課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

（５）物資の備蓄

町は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

（６）運営管理に必要な知識の普及

町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（ＬＰガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感

染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮する。

（７）福祉避難所

ア　町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

イ　町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

ウ　町は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

エ　町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

３　応急仮設住宅等

（１）資機材の調達・供給体制の整備

町及び県(建築課)は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

（２）用地供給体制の整備

町及び県(建築課)は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

（３）学校の教育活動への配慮

町及び県(建築課)は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

（４）住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

町及び県(住宅政策課)は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第17節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

町担当課	防災安全課、企業課、観光商工課
関係機関	県、事業者、住民

１　備蓄計画

（１）町及び県（危機管理課）は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋及びその他の関連資機材の備蓄を推進する。

（２）備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努める。

（３）備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮する。

（４）町及び県(危機管理課)は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

（５）町及び県（危機管理課）は、各家庭において「最低３日間、推奨１週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努める。

２　調達計画

町及び県（危機管理課、食品・生活衛生課、米麦畜産課、ぐんまブランド推進課、産業政策課、地域企業支援課）は、相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておく。

３　県による広域調整

県（危機管理課等）は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、町及び必要な関係者との連絡調整を行う。

４　物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

町及び県は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

資料８「締結協定一覧」

第18節　広報・広聴体制の整備

町担当課	地域共創課
関係機関	県、ライフライン事業者、報道・放送機関、その他の防災関係機関

１　広報体制の整備

（１）町は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図る。

ア　広報する事項をあらかじめ想定しておく

（例）

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
町の体制状況	交通規制の状況
被害状況	交通機関の運行状況
二次災害の危険性	ライフライン・交通機関の復旧見通し
応急対策の実施状況	食料・飲料水・生活必需品の配給日時・場所
住民、関係団体等に対する協力要請	各種相談窓口先
避難指示等の内容	住民の安否
避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区	スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況
避難時の注意事項　等	

イ　広報媒体をあらかじめ想定しておく

（例）テレビ、ラジオ(コミュニティＦＭを含む)、有線放送、防災行政無線（戸別受信機）、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、広報紙、掲示板、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）等

ウ　広報媒体の整備を図る

（例）広報車、有線放送、防災行政無線（戸別受信機）、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）

エ　災害時における報道要請及びその受け入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

（２）報道機関及び放送機関は、大規模停電時も含め災害情報を常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

２　広聴体制の整備

町、県（県民活動支援・広報課ほか）、ライフライン事業者その他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図る。

３　災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

町及び県（ぐんま暮らし・外国人活躍推進課）は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

第19節　二次災害の予防

町担当課	建設課
関係機関	県

１　被災宅地危険度判定士の確保

（１）町は、宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

（２）町は、被災宅地危険度判定のための資機材の備蓄を行う。

資料９「被災宅地判定活動を実施する際に必要となる資機材」

第20節　複合災害対策

町担当課	各課
関係機関	県、県警察、消防機関、公共機関、その他の防災関係機関

１　複合災害への備え

町、県その他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

２　複合災害時の災害予防体制の整備

町、県その他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

３　複合災害を想定した訓練の実施

町、県その他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第21節　防災訓練の実施

町担当課	防災安全課
関係機関	県、警察機関、消防機関、公共機関、自主防災組織、その他の防災関係機関

町、県その他防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力するとともに、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施する。

１　総合防災訓練の実施

町は、防災関係機関、自主防災組織並びに相互応援協定締結区・市町村の連帯体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。

（１）町は、地域における第１次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施する。

２　個別防災訓練の実施

（１）町、防災関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施する。

ア　非常招集訓練

町は、災害発生時に職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施する。

なお、訓練後は実施効果の評価を行い、訓練改善、課題等の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておく。

（ア）伝達方法、内容の確認点検

（イ）発受時間及び集合所要時間の確認点検

（ウ）集合人員の確認点検

（エ）その他必要事項の確認点検

イ　消防訓練

消防団は、定期的に消防資材等の点検整備を進めるとともに、消防技術の練成及び習熟を目的として消防訓練を実施する。

また、各地区は、消防団等の協力により、定期的に消火訓練や炊き出し訓練等を行い、地区の消火能力等の向上に努める。

ウ　避難訓練

町は、指定避難所の周知、避難指示等の伝達、円滑な避難誘導等を目的として、区長会、住民等の参加を得て、避難訓練を実施する。なお、実施に当たっては、避難行動要

支援者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練を行う。

エ　水防訓練

町及び消防団は、円滑な水防活動を遂行するために、雨期及び台風期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の出水事例を考慮し、水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測等を織り込んだ水防訓練を実施する。

オ　土砂災害訓練

町及び消防団は、区長会、住民等の参加を得て、土石流やがけ崩れ、地すべり等の土砂災害を対象とした実践的な訓練を実施する。訓練シナリオとして、具体的な災害発生箇所を想定し、土砂災害警戒情報や前兆現象等の収集伝達による早期の自主避難、早期の避難指示等を実践する。

なお、土砂災害訓練を実施する際には、県と連携するとともに、「大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定」に基づき、国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所と相互協力を行い、訓練内容の助言を得るほか、土石流等の疑似体験装置や学習ビデオ等による防災講習等を実施するよう努める。

カ　非常通信訓練

災害時の警報の発令・伝達の受理については、正確かつ迅速な伝達が必要であるため、住民に対する情報伝達訓練はもとより、通信途絶時の連絡の確保、通信連絡機器の操作等について適切に行えるよう、非常通信訓練を実施する。

キ　応急復旧訓練

町及び事業者は、災害により、ライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施する。

（２）浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。

（３）浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

（４）町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

（５）道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

３　広域的な訓練の実施

町は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都

県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に参加する。

４　図上訓練の実施

町、県その他防災関係機関は、関係職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施する。

５　実践的な訓練の実施と事後評価

（１）町、県その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

（２）町は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

資料８「締結協定一覧」

第22節　災害被害を軽減する住民運動の展開

町担当課	－
関係機関	住民

災害から安全・安心を得るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開する必要がある。

１　防災（減災）活動へのより広い層の参加

（１）地域に根ざした団体における身近な防災への取組

ア　地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など

（２）予防的な取組を加味した防災訓練の工夫

ア　ハザードマップの確認や家具の固定など

（３）地域における耐震補強の面的な広がりの推進

（４）防災教育の充実

ア　学校教育の充実

イ　学生の課外事業の促進

ウ　公民館の防災講座の開催など

（５）トップから一人一人までの参加者への動機づけ

２　正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

（１）多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実

（２）災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実

ア　実写やシミュレーション映像の活用

イ　過去の災害体験談の収集、活用

ウ　郷土の災害史の継承（石碑やモニュメントの活用等）

エ　防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など

（３）災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

３　企業や家庭等における安全への投資の促進

（１）企業や家庭等における安全への投資の促進

（２）商店街における防災意識の醸成

（３）事業継続計画（ＢＣＰ）への取組の促進

４　より幅広い連携の促進

（１）企業と地域社会の連携

（２）国、大学、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進

（３）災害に関する情報のワンストップサービス

（４）防災ボランティアの地域社会との積極的連携

５　住民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的実践

（１）住民運動の継続的な推進、枠組みの形成

（２）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進

（３）防災活動の優良な実践例の表彰

（４）人材育成のためのプログラム開発

（５）インセンティブの拡大の検討

第23節　防災思想の普及

町担当課	地域共創課、こども未来課
関係機関	県、県警察、消防機関

１　普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体の利用等により行う。

（１）防災行政無線

（２）町広報紙、広報資料（パンフレットの配布、ポスターの掲示等）

（３）消防団員による巡回指導

２　防災知識の普及

町、県(危機管理課ほか)、県警察及び消防機関は、防災週間、土砂災害防止月間、水防月間、その他防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図る。

（１）土砂災害、風水害及び雪害危険性

（２）地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動

（３）「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。

（４）早期避難の重要性

（５）避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

（６）家庭防災会議の開催

災害への対応について、ハザードマップ等を用いて日ごろから家族で話し合いをしておく。

ア　身近な危険箇所の確認

イ　災害が起きた時又は災害の発生が切迫した時の各自の役割

（誰が何を持ち出すか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の避難は誰が責任を持つか。）

ウ　家族間の連絡方法

エ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認（避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。）

オ　安全な避難経路の確認

カ　非常持ち出し品のチェック

キ　自動車へのこまめな満タン給油

ク　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の避難方法

ケ　避難指示等避難情報の入手方法

コ　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

サ　家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

シ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

（７）非常持ち出し品の準備

ア　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）

イ　貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

ウ　持病薬、お薬手帳、応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等）

エ　携帯ラジオ

オ　照明器具（懐中電灯、電池、ろうそく、マッチ、ライター）

カ　衣類（下着、上着、タオル等）

キ　感染症対策用品（マスク、消毒液、体温計等）

（８）避難時の留意事項

ア　がけや川べりに近づかない。

イ　避難方法

・なるべく徒歩で避難する

・携行品は必要なもののみとして、背負うようにする。

・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。

・谷部を横断する際は、土石流が発生する可能性があるため、すばやく避難する。

ウ　応急救護

・対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

エ　避難協力

・自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難を協力する。

（９）正しい情報の入手

テレビやラジオの情報に注意して、デマに惑わされない。

役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

(10) 電話等に関する留意事項

ア　不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。

イ　輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、ＮＴＴが提供する「災害用伝言ダイヤル（１７１）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

(11) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

（12）家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

（13）県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

３　理解しやすい防災情報の提供

町、県及び前橋地方気象台は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

４　学校教育による防災知識の普及

（１）町は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

（２）町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

５　防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

６　風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

町及び県（河川課、危機管理課）は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援する。

７　防災訓練の実施指導

町、警察機関及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

８　要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

９　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

10　疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

11　被災地支援に関する知識の普及

町及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

12　過去の災害教訓の伝承

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

13　土砂災害警戒区域等に関する住民説明会の開催

町は、土砂災害警戒区域等の指定に際して、県と連携して住民説明会の開催に努め、土砂災害に関する基礎知識や早期避難の重要性を周知啓発する。

14　住民と連携した土砂災害ハザードマップの作成

町は、土砂災害警戒区域等において土砂災害ハザードマップを作成・配布し、警戒避難体制の周知徹底を図る。土砂災害ハザードマップの作成に際しては、地域住民による災害図上訓練（ＤＩＧ）等の場を設けるなどして地域独自の情報を取り入れ、住民にとって親しみのあるマップづくりを進めるよう配慮する。また、県砂防課、国土交通省関東地方整備局利根川水系事務所等と協力して作成にあたり、土砂災害に関する専門家の助言を得る。

資料８「締結協定一覧」

第24節　住民の防災活動の環境整備

町担当課	防災安全課、住民福祉課
関係機関	県、県警察、消防機関、事業者、要配慮者利用施設・大規模工場等の所有者又は管理者、自主防災組織、住民

災害時においては、防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織整備育成に務めることが重要である。

１　住民の果たすべき役割

住民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生後にいたるまで可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

（１）平常時から実施する事項

ア　防災に関する知識の吸収

イ　家庭における防災の話し合い

ウ　災害時の避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認

エ　耐震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の導入

オ　家屋の補強等

カ　家具その他落下倒壊危険物の対策

（２）災害発生時に実施する事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね次の事項が実施できるようにする。

ア　正確な情報把握

イ　火災予防措置

ウ　適切な避難

エ　自動車運転の自粛

（３）災害発生後に実施が必要となる事項

ア　出火防止及び初期消火

イ　負傷者の応急手当及び軽傷者の救護

ウ　秩序ある避難生活

エ　自力による生活手段の確保

２　自主防災組織の活動

地域における防災対策は、行政区あるいは学校区単位に、「自分たちの町は、自分たちで守

ろう」との住民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して住民実施することが効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図る。

（１）平常時の活動

ア　防災知識の普及

イ　火気使用設備器具等の点検

ウ　防災に必要な物資及び資器材の備蓄

エ　防災訓練の実施

（２）災害時の応急活動

ア　情報の収集及び伝達

イ　出火防止及び初期消火

ウ　災害弱者をはじめとする住民の避難・誘導

エ　被災者の救護・救出、その他の救助

オ　給食及び給水

カ　衛生

３　町の役割

（１）消防団の育成強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

（２）水防団、水防協力団体の育成強化

町及び県（河川課）は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

（３）自主防災組織の育成強化

町は、町内の自主防災組織の100(%)組織化を目指し、次により、その育成強化を図る。

ア　自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

イ　青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

ウ　県は、群馬県地域防災センター、合同庁舎会議室等を自主防災組織の研修等の場として提供する。

エ　自主防災組織のリーダーをサポートする人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県は、防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を開催し、計画的に「防災士（ぐんま地域防災アドバイザー)」の養成を行う。また、スキルアップのための研修等を通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討していく。

（４）自主防犯組織の育成強化

町及び県(消費生活課)は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

４　災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、災害時においてボランティアの果たす役割の重要性を認識し、社会福祉協議会と連携して災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立する。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

（１）災害時におけるボランティア活動の啓発

町及び県（県民活動支援・広聴課）は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

（２）ボランティアネットワークの形成による体制づくり

町及び県（県民活動支援・広聴課)、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

（３）各領域における専門ボランティアとの連携

町及び県は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

（４）行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者連携

町及び県（県民活動支援・広聴課）は、災害ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提

供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

（５）緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

町及び県（県民活動支援・広聴課、廃棄物・リサイクル課、砂防課）は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地方公共団体は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

５　事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(ＢＣＭ)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

（１）事業所（道の駅等を含む）は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行う。

ア　従業員の防災教育

イ　情報の収集、伝達体制の確立

ウ　火災その他災害予防対策

エ　避難体制の確立

オ　防災訓練の実施

カ　応急救護体制の確立

キ　飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

ク　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

ケ　事業所の耐震化

（２）事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等

と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴を活かす。

（３）事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、町等が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ協定を締結し連携に努める。

また、町は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行う。

（４）事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

（５）災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、町の機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような事業継続計画（ＢＣＰ）策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築に努める。さらに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚及び防災力向上の促進を図る。

（６）町及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、町は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

（７）町及び県は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

（８）浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

（９）浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等

の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

(10) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(11) 町及び県（監査指導課）は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(12) 町、県（地域企業支援課）及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

６　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（１）町内の一定の地区内の住民及び事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として中之条町町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

（２）町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

（３）町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

資料 10「自主防災会一覧」

第25節　要配慮者対策

町担当課	住民福祉課、防災安全課、こども未来課
関係機関	要配慮者利用施設の管理者、消防機関、県、県警察、地域住民、自主防災組織、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行う。

町長は、居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

用語の定義	説　　明
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、日本語に不慣れな在住外国人その他の災害時特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者 ●対象者の範囲 [介護保険における要介護者・・要介護３以上] [身体障害者・・身体障害１・２級] [知的障害者・・療育手帳Ａ等] [難病患者・・重度心身障がい児（者）、特別児童扶養手当１級対象] [その他・・一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者]

１　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

（１）町は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

（２）要配慮者情報の利用

町長は、名簿の作成にあたり要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

（３）名簿の更新

町は、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

なお、名簿の更新は、１年に１回程度を目安とする。

２　避難行動要支援者の避難支援体制の整備

（１）町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、「中之条町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（令和４年中之条町 条例第21号）」により、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ア　町長は、避難行動要支援者名簿記載事項又は記録された情報（以下、「名簿情報」という。）について、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

イ　町長は、災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して名簿情報を提供する。なお、避難支援等関係者及び提供方法を以下に示す。

ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者	提供方法
吾妻警察署	事前に郵送
吾妻広域消防本部	事前に郵送
吾妻保健福祉事務所	事前に郵送
中之条町社会福祉協議会	事前に直接配布。
区長	事前に区長会議にて直接配布。
民生委員	事前に定例会にて直接配布。

（２）町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ア　名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員、その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（３）町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

（４）町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

３　避難体制の強化

町は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

（１）避難指示等の伝達体制の整備

町長が発令する避難指示等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

（２）避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

（３）緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

（４）避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織が中心となり、避難行動要支援者や避難支援者とともに、避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）に基づき実際に即した避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、住民や避難行動要支援者、避難支援者が積極的に参加し、避難行動要支援者の居住情報を共有し、高齢者等避難等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、総合防災訓練や、土砂災害・全国統一防災訓練などの訓練において、避難行

動要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練等を行う。

（５）福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備にあたっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

なお、施設管理者と事前協定を行う。町で指定する施設を以下に示す。

■福祉避難所

避難区域	避難所	電話番号
中之条地区	中之条町保健センター	75-8833
六合地区	六合保健センター	95-3331

（６）福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

（７）指定すべき施設の要件

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である既存施設を活用する。

（８）指定情報の周知

福祉避難所を指定した場合は、避難支援プラン（個別計画）の策定を通して、その所在や避難方法を避難行動要支援者及び住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得る。

４　要配慮者のための環境整備

町及び県は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

５　人材の確保

町及び県は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

６　要配慮者利用施設管理者との連携

（１）要配慮者施設

要配慮者施設とは次表に掲げる施設をいう。

施設の種類	県所管部署
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第７条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	**私学・子育て支援課** **障害政策課**
［町における対象施設］ 中之条保育所、伊勢町保育所	
②介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年７月11日法律第133号)及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設	**介護高齢課**
［町における対象施設］ やまゆり荘、サザン小川、いわびつ荘、からまつ荘、ゆうあい荘、りんどうの里、六合つつじ荘、吾妻さくら病院、グループホーム　かやの木、グループホーム　くりの木、みんなの家　なかんじょ、グループホーム　笑みの里暖輪、ケアハウスハーブガーデン、有料老人ホーム　寿の里、住宅型有料老人ホーム　涼風、たじまデイサービスセンター、デイサービスセンター一休、デイサービスセンター　サザン倶楽部、デイサービスセンター　くりの木、デイサービスセンター　フロール、デイサービスセンターてんだい、デイサービスセンターやまゆり、寄り処はなまる、もてなし日和えん、アンジャーネ、なかんじょ在宅ケアセンター	
③障害福祉サービス事業所 【障害者自立支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む)】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助	**障害政策課**
［町における対象施設］ ショートステイ　やまゆり、ショートステイサザン、吾妻さくら病院、なかんじょ在宅ケアセンター、田島病院、ゆうあい荘、六合つつじ荘、へいせい学園、ほほえみ工舎、もえ	
④障がい者支援施設 【障害者自立支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第12項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設	**障害政策課**
［町における対象施設］　なし	
⑤障がい者関係施設 【障害者自立支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第21項、第22項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム	**障害政策課**
［町における対象施設］ しらかば	
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第５条第１号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	**障害政策課**
［町における対象施設］　なし	
⑦医療提供施設 【医療法(昭和23年７月30日法律第205号)第１条の２第２号に基づく施設】 病院、診療所	**医務課**
［町における対象施設］　なし	
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年３月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	**私学・子育て支援課** **義務教育課** **健康体育課**
［町における対象施設］　なし	
⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年５月４日法律第144号)第38条第２、３、４号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	**健康福祉課**
イ【学校教育法(昭和22年３月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	**私学・子育て支援課** **特別支援教育課** **健康体育課**
ウ【その他実質的に避難行動要支援者に関連する施設】	**健康福祉課**
［町における対象施設］　なし	

資料：「群馬県地域防災計画」（令和５年３月、群馬県防災会議）

（２）要配慮者施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、土砂災害、風水害及び雪害等に対する安全性を確保する。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

（３）要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備する。

ア　自施設の立地環境による災害危険性（土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、洪水、雪崩等）の把握及び職員への周知

イ　土砂災害警戒情報等の防災気象情報に関する知識教育と的確な情報入手手段の整備

ウ　職員の動員基準及び動員伝達体制の整備

エ　施設周辺状況の確認（情報の収集）

オ　避難場所、指定避難所、代替収容施設及び避難経路の確認

カ　避難、救出及び安否確認の体制の整備

キ　町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備

ク　避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備

ケ　防災訓練等防災教育の充実

コ　食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄

サ　燃料の調達体制の確保

（４）町及び県の支援

ア　町及び県は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜、地すべり、雪崩等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供する。

イ　町は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。

ウ　町は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を確実に提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。

エ　町は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

７　消防機関及び警察機関の支援

消防機関および警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行う。

ア　緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備

イ　避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む）

ウ　避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

８　地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織等は避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力する。

９　防災教育及び啓発

町及び県は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット（外国語を附記した）等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

10　防災と福祉の連携

町及び県（健康福祉部）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

11　避難支援等関係者との協力

（１）避難支援等関係者

町は、消防機関、警察機関、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織や、地域活動で主体となる団体（以下、「避難支援等関係者」という。）の協力に基づき、避難行動要支援者対策を講じる。また、避難支援等関係者等の安全確保の措置を図る。

（２）避難行動要支援者支援班

役場内に、情報の共有、避難支援プランの策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に進めるため、横断的組織として「避難行動要支援者支援班」を設ける。避難行動要支援者支援班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

① 位置付け	
平常時	防災関係部局や福祉関係部局で横断的なプロジェクト・チームを設置。
災害時	災害対策本部中、防災関係部局に設置。
② 構成	
平常時	班長（住民福祉課長）、班員（福祉係、危機管理係）。 ※避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めること。
災害時	基本的に住民福祉課長・担当者で構成。
③ 業務	
平常時	避難行動要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等。
災害時	高齢者等避難等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の避難行動要支援者支援班（仮称）等との連携・情報共有等。

12　避難指示等の発令・伝達方法

災害発生又は発生のおそれのある場合は避難指示等を発令する判断基準を明確化し、判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定める。

情報伝達ルート
・町から各区長（又は自主防災組織の代表者）を通じて直接伝達する。 ・福祉関係機関・団体のネットワークを活用し、確実に情報伝達する。
情報伝達手段
・聴覚障害者：インターネット（電子メール、携帯メール等)、テレビ放送、FAX ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話 ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等
情報伝達責任者
・避難行動要支援者支援班

様式 21「避難者名簿」

第26節　孤立化集落対策

町担当課	防災安全課
関係機関	県、通信事業者、その他防災関係機関

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

１　孤立化のおそれのある集落の把握

町は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防、警察等関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努める。

なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

（１）集落につながる道路等において迂回路がない。

（２）集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。

（３）集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

（４）地すべり等の土砂災害の危険性が高い箇所及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。

（５）架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

（６）一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

（７）過去の災害で孤立したことがある。

２　孤立化の未然防止対策

（１）町

ア　孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、消防団員等）を災害時の連絡担当者として予め決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化して集落内の自主防災力の向上に努める。

イ　集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

ウ　アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。

エ　停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。

オ　孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定すると

ともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置する。

カ　孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地の確保しておく。

キ　孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に行う。また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

（２）道路管理者

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事（法面崩壊対策や橋梁の耐震化対策等）に計画的に取り組む。

３　災害時における孤立化集落対策指針

孤立化集落対策については、この計画に定めるほか、事前対策から孤立化解消までの具体的な対策を定めた「災害時における孤立化集落対策指針」による。

第27節　災害廃棄物対策

町担当課	保健環境課
関係機関	県、施設管理者、建築物所有者

１　災害廃棄物の発生への対応

（１）町及び県（廃棄物・リサイクル課）は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

（２）町及び県（廃棄物・リサイクル課）は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

（３）県（廃棄物・リサイクル課）は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

（４）町及び県（廃棄物・リサイクル課）は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

（５）町及び県（廃棄物・リサイクル課）は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第28節　罹災証明書の発行体制の整備

町担当課	防災安全課
関係機関	県

１　罹災証明書の発行体制の整備

（１）町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

（２）町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用する。

（３）県（危機管理課）は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の開催や応援職員の派遣体制の整備等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第29節　文化財の災害予防

町担当課	生涯学習課
関係機関	県、消防機関、文化財の管理者

１　建造物の予防対策

指定文化財建造物については、火災、地震等による滅失、き損を防止するため、次の事項を指導し実施する。

（１）防火管理の体制を完備する。

（２）環境の整理整頓を実施する。

（３）火の使用を特に注意し、場合によっては制限させる。

（４）火災の危険箇所の早期発見と、その箇所の改善を早急に行う。

（５）消火設備を完備する。

（６）警報設備を完備し、火災警報は特に厳重に行う。

（７）避雷装置を極力設置する。

（８）消防用水の確保措置を講ずる。

（９）消火訓練の実施

(10) 消防自動車の進入道路を確保する。

(11) 防火壁、防火戸の設置を指導する。

(12) 自衛消防組織の訓練を実施する。

(13) 防火へい、消防帯を設ける。

(14) 耐震強度に留意し、所要の保存修理を行っておく。

(15) き損等の事故防止措置を講ずる。

２　美術工芸品等の予防対策

美術工芸品等は、極力耐火、耐震性の収蔵庫に保管するとともに特に重要なものについては、建造物と同様な消火設備を整備するよう指導する。

３　史跡、名勝、天然記念物等の予防対策

前記１・２と同様な措置を講ずるとともに、災害時の土砂流出等による被害を防止するため、平常管理の強化を指導する。

第30節　学校施設の災害予防

町担当課	こども未来課
関係機関	県

学校施設の災害予防については、学校建物の公共性、教育効果の向上にあわせて、災害時の避難場所・指定避難所や、仮設住宅の建設場所になる等災害時住民が集まるため、災害発生を未然に防止し、常時その防除措置を行って恒久的な災害予防に努める。

１　老朽建物の改築促進

学校施設が異常な自然現象により被災する場合は、老朽建物は危険性が高く、特に新耐震基準以前の建物は地震による被害を受けやすいので、今後はこれらの建物の改築を重点的に促進する。

（１）建築年度の古いもの、又は構造上危険と判定した老朽建物等は、改築の促進をする。

（２）改築に当たっては、耐震性の向上を図る。

（３）校舎等は、定期点検及び臨時点検を実施し、災害の防除に努める。

２　建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設の被害により健全な施設や人畜に大きな被害が及ぶことが多いので、常時充分な点検を実施し、災害の防除に努める。

（１）災害防除のために必要な施設は、平常に整備し、特に消防設備等については、いつでも使用できるよう体制を整える。

（２）建物以外の要補修箇所は、定期点検及び臨時点検を実施し、常時その補修又は補強に努め、災害防除施設、設備の整備を期する。

（３）国旗掲揚塔や野球のバックネット等、相当の高さ又は容量のあるものは、その健全度を確かめ、危険と認められるものは必ず補強工事等を実施する。

（４）比較的飛散しやすい器具、機械等については、常時格納できる体制を整える。

第３章　災害応急対策計画

第１節　警報等の伝達

町担当課	防災安全課、総務課
関係機関	前橋地方気象台、県、その他の防災関係機関

県及び前橋地方気象台は、住民の自発的な避難判断等を促すため、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、発表・伝達する。

また、前橋地方気象台は、早期より注意を呼びかける情報や、災害の危険度が高まる地域や切迫度を伝えるキキクル（警報の危険度分布）等を提供することで、特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

１　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、群馬県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

（１）特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類は、次表のとおりである。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
特別警報	**大雨特別警報**	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル５に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	**大雨警報**	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	**大雨注意報**	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど､自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(注)

ア　特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

イ　地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

ウ　地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害)」として発表する。また、浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害)」として発表される。

令和3年5月20日から

警戒レベル4

避難指示（ひなんしじ）で必ず避難

避難勧告（ひなんかんこく）は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5		緊急安全確保（きんきゅうあんぜんかくほ）※1	災害発生情報（発生を確認したときに発令）
	～～＜警戒レベル４までに必ず避難！＞～～		
4		避難指示（ひなんしじ）※2	•避難指示（緊急） •避難勧告
3		高齢者等避難（こうれいしゃとうひなん）※3	避難準備・高齢者等避難開始
2		大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1		早期注意情報（気象庁）	早期注意情報（気象庁）

※１ 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令される情報ではありません。
※２ 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
※３ 警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

内閣府（防災担当）・消防庁

（２）特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北部	**利根・沼田地域**	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
	吾妻地域	吾妻地域	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
南部	**前橋・桐生地域**	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
	伊勢崎・太田地域	伊勢崎･太田地域	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	高崎・藤岡地域	高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

資料：「群馬県地域防災計画」（令和５年３月、群馬県防災会議）

（３）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

前橋地方気象台が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次のとおりである。

キキクル等の種類と概要

種類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報 ２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報

	３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 ６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

（４）早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部または北部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

（５）特別警報の発表基準

現象の種類	基　　準
大　雨	**台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨**が予想される場合
暴　風	**数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風**が吹くと予想される場合
暴風雪	**数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風**が吹くと予想される場合
大　雪	**数十年に一度の降雪量**となる大雪が予想される場合

資料：「群馬県地域防災計画　資料編」（令和６年３月、群馬県防災会議）

（６）警報・注意報の種類及び発表基準

		種　　類	発表基準	説　　明
警報	**気象警報**	**暴風警報**	平均風速 「１８(m/s)以上」	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
		暴風雪警報	平均風速 「１８(m/s)以上 雪を伴う」	・雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害（見通しが利かなくなること）などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけます。

				・「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、「大雪警報」を発表します。

		種　　類	発表基準	説　　明
警報	気象警報	大雨警報	【浸水害】 表面雨量基準 「１４以上」 【土砂災害】 土壌雨量指数基準 「１１２以上」	・雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。 ・雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表します。
		洪水警報	流域雨量指数基準 「吾妻川流域＝68.0」 「四万川流域＝26.6」 「名久田川流域＝16.3」 「白砂川流域＝28.1」 複合基準：「－」	・大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられます。 ・雨量基準は対象区域に降る雨による小河川の洪水のおそれの判断、流域雨量指数基準は上流域に降る雨による洪水のおそれの判断に用いています。いずれかをこえると予想される場合に発表します。
		大雪警報	１２時間降雪の深さ 山地「４０(cm)以上」 平地「２５(cm)以上」	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
	地面現象警報		－	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	浸水警報		－	浸水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
注意報	気象注意報	強風注意報	平均風速 「１３(m/s)以上」	強風による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
		風雪注意報	平均風速 「１３(m/s)以上 雪を伴う」	・雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる災害」のおそれについても注意を呼びかけます。 ・「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪注意報」を発表します。
		大雨注意報	【浸水害】 表面雨量基準 「１１以上」 【土砂災害】 土壌雨量指数基準 「６７」	・大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。 ・雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。

種　　類			発表基準	説　　明
注意報	気象注意報	洪水注意報	流域雨量指数基準 「吾妻川流域＝54.4」 「四万川流域＝21.2」 「名久田川流域＝13.0」 「白砂川流域＝22.4」	・大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・対象となる災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられます。
			複合基準：「－」	
		大雪注意報	【山地】 １２時間降雪の深さ 「２５(cm)」	大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
			【平地】 １２時間降雪の深さ 「１０(cm)」	
		低温注意報	［夏　期］ 「低温のため農作物に著しい被害が予想される場合」 ［冬　期］ 「最低気温－６℃以下」	・低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表します。
		濃霧注意報	視程 「１００(m)以下」	・濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・対象となる災害として、交通機関の著しい障害などの災害があげられます。
		雷注意報	「落雷等により被害が予想される場合」	・落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもあります。 ・急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけます。
		乾燥注意報	「最小湿度　２５％以下で、実効湿度　５０％以下」	・空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。
		なだれ注意報	「①積雪があって、24時間降雪の深さが　３０cm以上」 「②積雪の深さ　５０cm以上で、日平均気温が５℃以上、又は日降水量が１５mm以上」	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
		着氷（雪）注意報	「著しい着氷（雪）が予想される場合」	・著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表します。

種　　類			発表基準	説　　明
注意報	気象注意報	霜注意報	「早霜・晩霜期に最低気温３℃以下」	・霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表します。
		記録的短時間大雨情報（１時間雨量）	「１００㎜以上」	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表します。
	地面現象注意報		－	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	浸水注意報		－	浸水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。

資料：「群馬県地域防災計画　資料編」（令和６年３月、群馬県防災会議）

２　気象業務法に基づく府県気象情報等

（１）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表する。

（２）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

（３）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

３　消防法に基づく火災気象通報

（１）前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第１項の規定に基づき当該状況を県（危機管理課）に通報する。

（２）火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行う。

ア　実効湿度が50(%)以下で最小湿度が25(%)以下になる見込みのとき。(乾燥注意報の

発表基準と同じ。）

イ　平均風速が13(m/s)以上になる見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。）

ウ　実効湿度が60(%)以下で最小湿度が35(%)以下になり、平均風速が８(m/s)以上になる見込みのとき。

（３）火災気象通報は、注意報・警報の地域区分に従い、町単位での通報とする。

４　消防法に基づく火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第３項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発する。

５　水防法に基づく洪水予報・水防警報

水害に関する予報、警報等は、後述する「第44節　水防計画」、「群馬県地域防災計画」及び「群馬県水防計画」に基づいて行う。

６　気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

（１）群馬県（砂防課）と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるように発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の発令対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の発令対象区域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

（２）土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行う。

（３）土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

（４）土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものでないことに留意する。

そのため、町長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況（土砂災害の前兆現象等）や気象状況等も合わせて総合的に判断する必要がある。

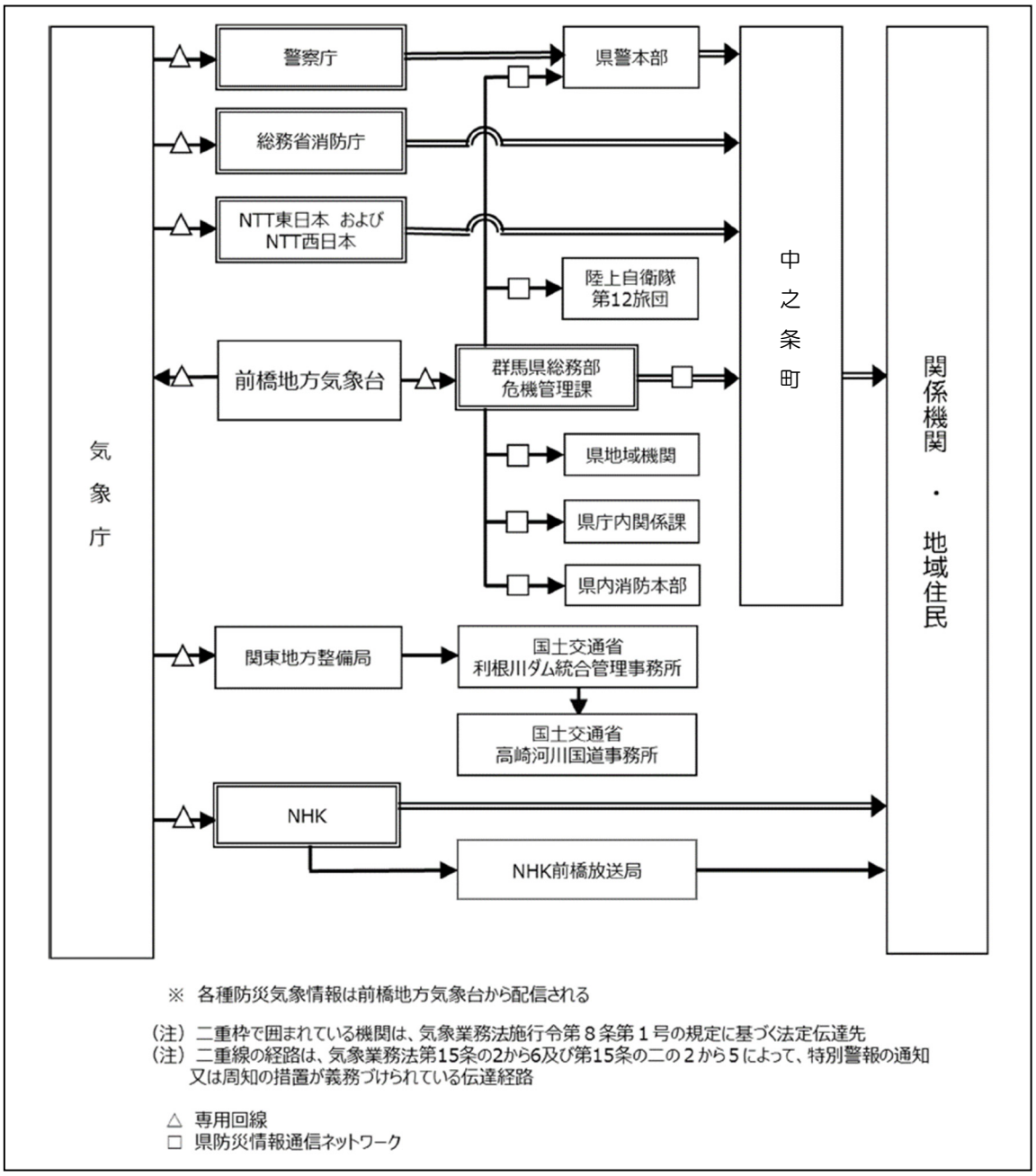
７　河川状況の情報提供

（１）県（各土木事務所）は、町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

８　気象情報の伝達系統

（１）前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



資料：「群馬県地域防災計画」（令和５年３月、群馬県防災会議）

（２）町からの伝達系統及び伝達手段

ア　土砂災害に関する情報（気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、前兆現象や災害発生情報、避難指示等）の収集・伝達に努める。

イ　県及び気象台が発表する土砂災害に関する注意報・警報の収集・伝達に努める。

ウ　各種情報は防災安全課長に集約し、一元化して管理する。

エ　土砂災害の前兆現象等、住民からの通報窓口の明確化を図る。

オ　状況等に応じて、土砂災害に関する専門知識を有する専門家等の助言を活用する。

９　警報等の受領および伝達責任者

（１）勤務時間中における責任は次のとおりとする。

防災安全課

（２）勤務時間外における措置

当直者は、警報及びＮＴＴからの通報等を受領したときは、防災安全課長に直ちに連絡し、防災安全課長は町長及び関係課長に連絡する。

10　住民等に対する気象情報等の周知

（１）町は、県から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、有線放送、防災行政無線、広報車、サイレン、使走等の方法により、速やかに周知する。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮する。なお、町及び県が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、県は直ちに町に通知し、町は直ちに住民等に周知する。

（２）道路管理者は、大雨により土砂崩れや落石等のおそれのある区間について、一定雨量に達した場合には通行規制を行うことを事前に周知・広報するとともに、ホームページにより雨量の情報を提供する。雨量による通行規制を行う場合には、遅滞なくホームページや道路情報板等により、規制開始日時等を示す。

（３）道路管理者は、降雨予測及び降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測及び降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

第２節　避難誘導

町担当課	総務課、住民福祉課、こども未来課
関係機関	指定行政機関、指定地方行政機関、消防機関、県警察、県、自衛隊、自主防災組織

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害から住民を保護するため、町長等が行う避難の指示等の基準要領等を定め、危険区域内の住民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図る。

１　避難指示等

（１）避難指示等の発令

ア　町長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ　町長は、住民に対する避難指示等の発令にあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

ウ　町長は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

エ　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

オ　町長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

カ　町長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

キ　町長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行う。

ク　避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表１のとおりである。また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表２のとおりである。

ケ　指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、助言する。また、県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

表１

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	町長 （災害対策基本法第56条）	要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	【町の発令基準例】 [浸水害] ・Ａ川のＢ水位観測所の水位が一定の水位（〇〇ｍ）（避難判断水位等）に到達し、かつＢ地点上流域の水位観測所の水位が上昇している場合 等 [土砂災害] ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が警戒（赤）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合 等		
避難指示	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 （水防法第29条）	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 （地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事 （災害対策基本法第60条）	立退きの指示 立退き先の指示 屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	【町の発令基準例】 [浸水害] ・Ａ川のＢ水位観測所の水位が一定の水位（〇〇ｍ）（氾濫危険水位等）に到達し、かつＢ地点上流域の水位観測所の水位が上昇している場合 等 [土砂災害] ・土砂災害警戒情報が発表された場合 等		
	警察官 （災害対策基本法第61条）	立退きの指示 立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	（警察官職務執行法第４条）	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 （自衛隊法第94条）	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

緊急安全確保	町長又は知事 （災害対策基本法第60条）	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	【町の発令基準例】 [浸水害] （災害が切迫） ・Ａ川のＢ水位観測所の水位が堤防高（または背後地盤高）である○○mに到達するおそれが高い場合 等（災害発生を確認） ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 [土砂災害] （災害が切迫） ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表された場合 等 （災害発生を確認） ・土砂災害の発生が確認された場合		

表２

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

（２）明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

ア　避難対象地域
イ　避難を必要とする理由
ウ　避難先（屋内安全確保を含む）
エ　避難経路
オ　避難時の注意事項(災害危険箇所の存在等)

（３）伝達方法

避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達する。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

（４）町から関係機関への連絡

町は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県（吾妻行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

（５）避難指示等の解除

ア　町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

イ　指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から土砂災害に関する避難指示等解除に関して求めがあった場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。

また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について町に助言を行う。

２　土砂災害に関する避難指示等の判断基準

区　分	発　令　基　準
【警戒レベル３】 **高齢者等避難**	１：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、キキクル（土砂災害の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル３高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ３：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】 **避難指示**	１：土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４ 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：キキクル（土砂災害の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合 ３：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合

避難指示 **【警戒レベル５】** **緊急安全確保**	１：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：キキクル（土砂災害の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認） ３：土砂災害の発生が確認された場合

資料：避難情報に関するガイドライン　内閣府（防災担当）（令和３年５月）

３　避難誘導

町、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行う。

（１）被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。

（２）避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。

（３）常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

（４）避難立退きに当たっては、老幼、婦女子、病弱又は歩行困難な者を優先的に避難させるため、適当な場所に集合させる等の措置をとる。

また、移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、事態が急迫し、又は避難者が自立により立退き不可能な場合においては町において、車両等によって行う。

（５）避難誘導の対象は、観光客も含む。

４　自主避難

豪雨時により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

５　要配慮者への配慮

町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

（１）在宅の要配慮への避難支援

ア　防災安全課と住民福祉課の連携による避難支援体制の確立

イ　避難指示等を消防団、自主防災組織、福祉関係者等を通じ、確実に伝達する。

（２）在宅の要配慮者等の早期避難に備え、避難所の確保と避難所の早期開設・運営に係る体制を構築する。

６　警戒区域の設定

（１）町長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第63条第１項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当

該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

（２）警察官による代行措置

（１）の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第２項の規定に基づき当該職権を行う。

（３）自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、（１）の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第３項の規定に基づき、当該職権を行う。

（４）町から関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（吾妻行政県税事務所を経由して危機管理課、吾妻行政県税事務所に連絡が付かない場合は、直接、危機管理課）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

７　小中学校児童生徒の集団避難

町教育委員会の小中学校児童生徒の集団避難計画は、次のとおりとする。

（１）実施の基本

ア　教育長は、町内児童生徒の集団避難計画について、各学校長に対し各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成させる。

イ　教育長等の児童生徒の避難措置は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全健康の保持に重点をおいて実施する。

（２）実施方法

ア　教育長は、災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせる。

イ　学校長は、教育長の指示の下に、又は緊急を要する場合は、臨機に児童生徒を安全な場所に避難させる。

ウ　児童生徒が学校の管理外にある場合には、教育長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

（３）実施要領

ア　教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、児童生徒の安全性を考慮して早期に実施すること。

イ　教育長の避難指示等に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険がせまっている学校から順次指示する。

ウ　児童生徒の避難順位は、低学年、疾病異常該当者を優先して行う。

エ　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、高齢者等避難の段階において児童生徒をその保護者に誘導し、引き渡す。

オ　災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

資料８「締結協定一覧」

第３節　広域避難

町担当課	総務課
関係機関	県

災害が発生するおそれ段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や他都道府県の市町村への立ち退き避難が必要となることが想定される。

このため、以下に、広域避難が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域避難を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、被災市町村は、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域避難に係る情報を適宜報告する。

１　県内の他の市町村への広域的な避難等

（１）町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議する。

（２）町は、（１）の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

（３）（１）の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、当該避難者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れる。この場合において、協議先市町村は、（１）による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供する。

（４）（３）の場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者等に通知するとともに、（１）により協議した町長に通知する。

（５）町は、（４）の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告する。

２　他の都道府県の市町村への広域的な避難等

（１）町は、１（１）の場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県（危機管理課）に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受入れについて協議することを求める。

（２）県（危機管理課）は、町から協議要求があったときは、他の都道府県と協議を行う。

（３）県（危機管理課）は、（２）の協議をするときは、あらかじめ内閣総理大臣に報告す

る。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

（４）県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を（１）の協議を求めた町に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

（５）（１）の協議を求めた町は、（４）の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知する。

３　町による県外広域避難の協議等

（１）町は、２（１）の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議する。

（２）町は、（１）の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

（３）（２）の報告を受けた県（危機管理課）は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。

（４）町は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告する。

（５）（４）の報告を受けた県（危機管理課）は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。

４　広域避難に係る助言

県（危機管理課）は、町から求められたときは、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。また、県（危機管理課）は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、同様の助言を求める。

第４節　災害未然防止活動

町担当課	防災安全課、建設課、農林課
関係機関	水防管理者、河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者、ダム・堰・水門等の管理者

１　実施責任者

町長は、土砂災害のおそれのある地域等において災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合に、適切な措置を講じるため、情報や状況等の収集に努め、速やかに関係機関等に連絡し警戒配備に備える。

２　水防活動の実施

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施する。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

３　ダム、堰、水門等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者その他のダム、堰、水門、ポンプ場等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行う。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知させる。

４　情報交換の徹底

町は、県、他の市町村、指定地方行政機関及び関係団体と気象観測情報等の交換に努める。

資料８　締結協定一覧

第５節　物資及び電力確保に関する事前対策

町担当課	防災安全課
関係機関	県、電気事業者

１　物資調達・輸送等に関する事前対策

町及び県（危機管理課）は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

２　電力確保に関する事前対策

県（危機管理課）及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

第６節　災害情報の収集・連絡

町担当課	総務課、各課
関係機関	県、県警察、消防機関、その他の防災関係機関

町、県その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下、この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集する。

ところで、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

１　被害報告等取扱い責任者

町長は、災害情報の収集および被害報告が敏速かつ的確に処理できるよう関係班ごとに被害報告取扱責任者（正副各１名）を定めておく。

２　災害情報の収集

（１）町における災害情報の収集

町は、その地域防災計画の定めるところに従い災害情報を収集する。

特に、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

（２）主な情報収集担当機関は次表のとおり

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡する。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署	
		地域機関	県庁
人的被害	町、県警察、消防本部	行政県税事務所	危機管理課
家屋被害	町	同上	同上
火災	消防本部	同上	消防保安課

文教施設	県立…教育委員会管理課 町立…町教育委員会 私立…県私学・子育て支援課	教育事務所	【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 私学・子育て支援課
病院	町 県保健福祉事務所	保健福祉事務所	医務課
社会福祉施設	町 県社会福祉施設所管課		健康福祉課
道路、橋梁	各道路管理者 ・関東地方整備局	土木事務所	道路管理課

３　町における災害情報の連絡

（１）災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア　「災害報告要領」（昭和45年４月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ　この際、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告し、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、吾妻行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を町に派遣し、町からの連絡に遺漏がないよう配慮する。

ウ　行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

エ　応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ　具体的な報告方法は次による。

（ア）災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第４号様式（その１）（災害概況即報）により報告する。

（イ）被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第４号様式（その２）（被害状況即報）により報告する。

報告の頻度は次による。

①第１報は、被害状況を確認し次第報告。

②第２報以降は、人的被害に変動がある場合は１時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、３時間ごとに報告。

③災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、６時間ごとに報告。

（ウ）災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」（災害確定報告）により報告する。

（エ）記入要領

被害認定基準は、別表による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水－－－－－ 棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他－－－－－－－－－－－－－－－－－ 名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水－－－－－ 面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設－－－－－－－－－－－－－－－ 名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通－－ 名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス－－－－－－－－－－－－－－－－ 戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 箇所数
○火災のうち建物－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 棟数
○火災のうち危険物その他－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 名称

（２）災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

（３）町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

（４）その他の被害報告の取扱責任者

報告内容	様　式	取扱責任者
・火災等即報 **・救急・救助事故・武力攻撃災害等即報**	**様式５～６** **様式７**	防災安全課
・町有財産被害状況報告	**様式８**	総務課長
・社会福祉施設被害報告	**様式９**	住民福祉課長
・医療機関被害状況報告 **・防疫関係被害状況報告** **・清掃施設関係被害及び清掃関係事業等被害状況報告**	**様式 10** **様式 11** **様式 13**	保健環境課長
・水道施設被害状況報告	**様式 12**	企業課長
・農業関係被害状況報告 **・林業関係被害状況報告**	**様式 15～17** **様式 18**	農林課長
・商業関係被害状況報告	**様式 19**	観光商工課長
・公共土木施設被害状況報告	**様式 14**	建設課長
・公立学校教育施設被害状況報告	**様式 20**	こども未来課長

（５）被害状況等の調査、調査機関、協力応援機関

調査事項	調査機関	協力応援機関団体
住宅等一般被害	町	区長
医療防疫衛生水道施設被害	町	吾妻保健福祉事務所
農業関係被害	町	吾妻農業事務所
林業関係被害	町	環境森林事務所、 吾妻森林管理署、吾妻森林組合
商工関係被害	町	商工会　労働経済係（渋川行政）

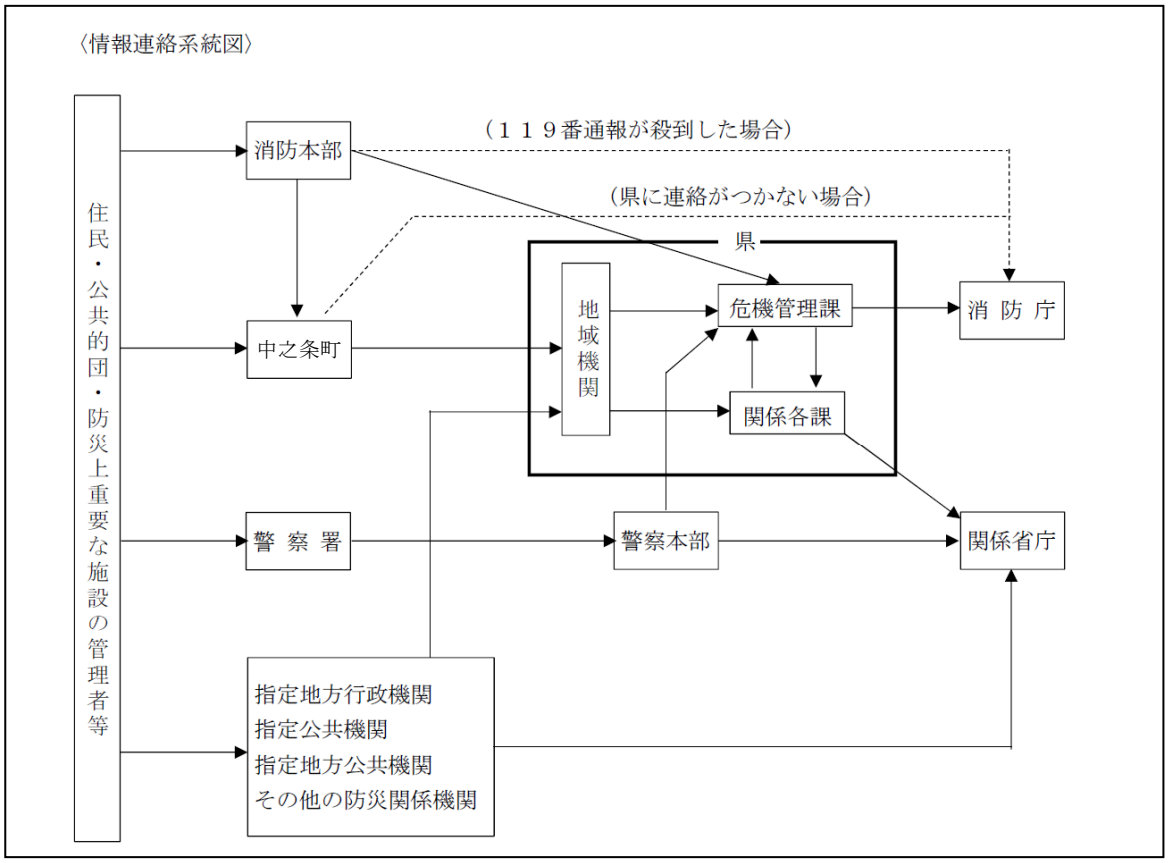
土木施設被害	町	中之条土木事務所
教育関係施設被害	町	吾妻教育事務所
町有財産	町	町
警察関係施設被害	警察署	町
火災速報	町	消防署
水害速報	町	消防署

（６）被害状況等の調査に当たっては、次の事項に留意して行う。

ア　調査に当たっては、関係機関相互に連絡し、調査もれ重複等のないよう十分注意する。

イ　被害世帯人員等については、現地調査のほか、住民基本台帳等と照合して的確を期すること。

（７）町内官公署等防災上重要な施設の管理者は、相互に被害報告等の取り扱いについて連絡する。



資料：「群馬県地域防災計画」（令和５年３月、群馬県防災会議）

様式１「災害概況即報」
様式２「避難指示等の発令状況」
様式３「被害状況即報」
様式４「災害確定報告」
様式５「火災等即報（第１号様式）」
様式６「火災等即報（第２号様式）」
様式７「救急・救助事故・武力攻撃災害等即報」
資料４「被害認定基準」

第７節　通信手段の確保

町担当課	総務課
関係機関	県、県警察、消防機関、電気通信事業者、その他の防災関係機関

１　通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行い、そのための要員を直ちに現場に配置する。

（１）被害報告等

被害報告等は、次の通信による。

被災地から町へ	防災行政無線・有線電話・無線電話
町から県等へ	県防災行政無線・有線電話・電報 警察通信等非常通話のできる無線通信

２　緊急情報連絡用回線の設定

町、県及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全ＬＴＥ（ＰＳ－ＬＴＥ）、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

３　気象予警報、応急措置の指示又は伝達

気象予警報、応急措置の指示又は伝達は、次の通信による。

（１）防災行政無線

（２）有線電話

（３）無線電話

（４）安心メール

４　災害時有線電話の利用

町、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにＮＴＴ電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

また、被害により、有線電話が故障したときは、ただちに復旧できるよう措置する。

中之条町災害時有線電話	75-3636

５　他機関が保有する通信設備等の利用

町は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用する。

これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

（１）災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第57条	町、県	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
		放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第79条	町、県 指定地方行政機関	（第57条と同じ）	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

（２）電波法第52条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備等	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

〈発信依頼手続〉（関東地方非常通信協議会の例示）

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙(なければ適宜の用紙で可)に記載し、依頼先の無線局に持参する。

①　冒頭に「非常」と朱書きする。

②　あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。

③　本文を200字以内で記載する。(濁点、半濁点は字数に数えない。)

④　末尾に発信者の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。

（３）アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

第８節　災害対策本部の設置

町担当課	防災安全課
関係機関	－

１　設置の決定

町は、次のいずれかに該当するときは、中之条町災害対策本部(以下、この節において「災害対策本部」という。)の設置を決定する。

（１）町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用したとき。

（２）次の場合で町長が必要と認めたとき。

ア　町内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合。

イ　気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について町長による指揮が望ましい場合。

２　設置場所

災害対策本部は、「役場」に設置する。

なお、災害の状況により役場に設置できないときは、「ツインプラザ」に設置する。

３　廃止の決定

災害対策本部長（町長）は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

４　設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに地元消防機関、地元消防機関、県（危機管理課、行政県税事務所）、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知する。

５　本部会議

（１）災害対策本部に本部会議を置く。

（２）本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。

（３）本部会議は、本部長が必要の都度招集する。

６　関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

７　県災害対策本部との連携

県災害対策本部は、町災害対策本部が設置されたときは、相互に緊密な連携を図り、協調しながら、災害応急対策を実施する。

この際、必要に応じ職員を町災害対策本部に派遣するなどして、連携強化を図る。

８　災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、おおむね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

ア　通信手段の確保
イ　被害情報の収集、連絡
ウ　負傷者の救出・救護体制の確立
エ　医療活動体制の確立
オ　交通確保・緊急輸送活動の確立
カ　避難収容活動
キ　食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
ク　ライフラインの応急復旧
ケ　保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
コ　社会秩序の維持
サ　公共施設・設備の応急復旧
シ　災害広報活動（随時）
ス　ボランティアの受入れ（随時）
セ　二次災害の防止（随時）

９　災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

10　災害拠点病院との連携

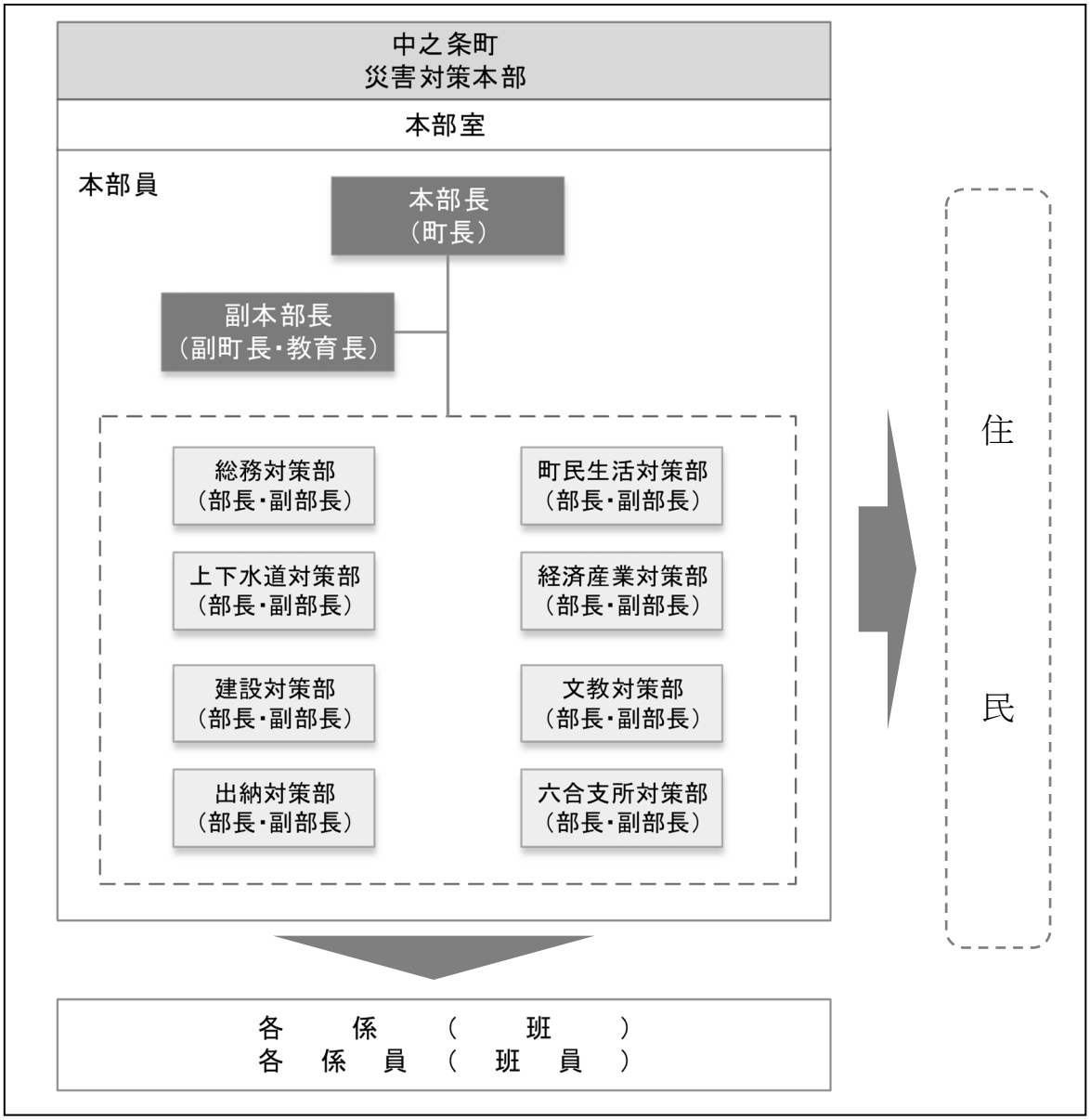
町災害対策本部が設置されたときは、災害拠点病院である原町赤十字病院との連携、情報共有を密に行う。

第９節　災害対策本部の組織

１　組織

災害対策本部の組織および編成は、「中之条町防災会議条例」および本計画に定めるところによる。

（１）組織図



（２）本部の編成及び事務分掌

本部室

ア　本部室は、災害応急対策に関する基本方針その他重要な事項を取り扱う。

イ　本部室は、本部員（副町長、教育長、各課長及び本部長の指名する職員）をもって構成する。

ウ　六合地区の災害情報、被害情報等については、六合支所対策部各班において、取りまとめを行い、六合総務班に報告する。また、各班は、本庁各対策部に報告し、情報の共

有化を図る。

六合総務班では、六合地区の各種情報の取りまとめを行い、本庁総務対策部へ報告する。

■本部の組織編成表

本部室

本　部　長	町長
副本部長	副町長・教育長
本　部　員	防災安全課長
	総務課長
	地域共創課長
	議会事務局長
	税務課長
	住民福祉課長
	住民福祉課次長
	保健環境課長
	企業課長
	企業課水道係長
	農林課長
	観光商工課長
	花のまち推進室長
	建設課長
	建設課管理係長
	こども未来課長
	こども未来課次長
	生涯学習課長
	会計課長
	六合振興課長
	六合総合窓口係長
	自動車教習所長
連　絡　員	防災安全課

２　本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副町長、教育長、総務課長の順とする。

■本部の各部長、各班長及び事務分掌

部　　名 （部長・副部長）	班　名 （班　長）	事務分掌
総務対策部 ［部長］ 防災安全課長 ［副部長］ 総務課長 地域共創課長 議会事務局長 税務課長	総務班 消防交通係 危機管理係	1　災害対策本部に関すること 2　本部総括に関すること 3　本部長の指示又は指令に関すること 4　本部の庶務及び本部会議に関すること 5　防災会議、その他関係機関との連絡に関すること 6　消防(水防)団に関すること 7　全国瞬時警報システム(J-ALERT)・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）による情報収集等に関すること 8　庁舎のその他財産の災害対策に関すること 9　職員の応急活動体制の整備に関すること 10　避難場所・指定避難所・避難路及び避難誘導体制に関すること 11　防災訓練に関すること 12　ハザードマップに関すること 13　その他本部の事務に必要な施設の整備に関すること 14　食料・防災関連資機材の備蓄・管理に関すること 15　その他、他部に属さない事項 16　避難情報の発令及び伝達に関すること 17　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること 18　受援計画の策定に関すること 19　事業所（企業）防災の促進に関すること 20　孤立化集落対策に関すること 21　罹災調査及び罹災証明に関すること
	総務調整班 秘書広報係 行政係 財政係 議事係 庶務係	1　災害情報の収集及び伝達報告に関すること 2　応急対策の指示に関すること 3　配置人員の調整に関すること 4　被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめ報告に関すること 5　被害町有施設の調査及び応急措置に関すること 6　避難者の誘導に関すること 7　避難所開設に関すること 8　自衛隊の派遣及びその他関係機関への要請連絡に関すること 9　復興計画に関すること 10　広域な避難者の受け入れに関すること 11　広域応援に関すること 12　各部との連絡調整に関すること 13　町集中管理車及び集中管理車以外の車両の集中管理に関すること 14　義援物資・義援金の受け付け保管に関すること 15　災害応急措置関係予算に関すること 16　災害弔慰金に関すること 17　町議会議員との連絡調整に関すること 18　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること 19　災害復旧資金に関すること
	広報班 地域政策係 企画･デジタル戦略係	1　気象予報、警報の受信及び伝達に関すること 2　災害記録写真の撮影及び各種資料の収集に関すること 3　被害状況及び災害情報の発表、報道に関すること 4　広報・広聴体制の整備に関すること

	秘書広報係	5　外国人に関する情報提供、生活相談に関すること 6　災害危険区域についての周知に関すること 7　防災思想の普及に関すること 8　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること
	税務班 収納係 住民税係 固定資産税係	1　被災納税者の調査に関すること 2　被災納税者の減免に関すること 3　被害建築物の調査に関すること 4　被災土地の調査に関すること 5　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること
町民生活対策部 ［部長］ 住民福祉課長 ［副部長］ 保健環境課長 住民福祉課次長	町民生活総務班 少子化・子育て対策係 介護保険係 保険年金係 住民戸籍係 福祉係	1　災害救助の総合調整に関すること 2　救助・救援物資の配分、供与に関すること 3　救助施設の管理使用に関すること 4　社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること 5　関係機関に対する報告又は連絡に関すること 6　要配慮者に関すること 7　災害に関する住民からの相談に関すること 8　生活福祉資金の貸付に関すること 9　日本赤十字奉仕団及びボランティア活動の支援に関すること 10　炊き出しに関すること 11　住民情報の保全、提供に関すること 12　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること 13　避難所(福祉)開設に関すること。 14　避難誘導に関すること
	町民生活環境班 健康係 環境衛生係	1　救助・救援物資の管理、収容処分に関すること 2　防疫薬品、救急薬品の調達供給に関すること 3　災害時の防疫、清掃及び食品衛生に関すること 4　医療機関の災害対策及び被害調査に関すること 5　関係機関に対する報告又は連絡に関すること 6　救助・救急、保健医療等に関すること 7　遺体の収容、墓地埋火葬に関すること 8　ゴミ、し尿に関すること 9　仮設トイレの設置に関すること 10　動物愛護に関すること 11　男女共同参画に関すること 12　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること 13　災害廃棄物対策に関すること
上下水道対策部 ［部長］ 企業課長 ［副部長］ 企業課水道係長	上水道班 水道係 経理係	1　応急給水に関すること 2　上水道施設の被害調査に関すること 3　被害上水道施設の応急措置に関すること 4　ライフライン施設等の機能確保に関すること 5　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること 6　飲料水の供給及び応急措置に関すること
	下水道班 下水道係 発電係	1　下水道関係災害情報の収集に関すること 2　下水道施設の被害調査に関すること 3　被害下水道施設の応急措置に関すること 4　ライフライン施設等の機能確保に関すること 5　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること
経済産業対策部 ［部長］ 農林課長 ［副部長］ 観光商工課長 花のまち推進室長	経済産業班 林業振興係 農業振興係 土地改良係 農地係	1　農業関係災害情報の収集に関すること 2　農産物及び農業用施設の被害調査に関すること 3　関係機関に対する報告又は連絡に関すること 4　部内の連絡、調整に関すること 5　農業用施設の応急措置に関すること 6　農作物の応急措置に関すること 7　被害農作物用肥料農薬の供給に関すること

		8　災害時における飼料の需給に関すること 9　家畜及び畜産施設の災害対策に関すること 10　農作物及び農業用施設被害に対する金融措置に関すること 11　食料等の調達、配給等に関すること 12　林業関係災害対策及び被害調査に関すること 13　林業関係その他施設の応急修理及びその指導に関すること 14　町有林の災害対策及び被害調査に関すること 15　林野火災時の応急措置に関すること 16　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること
	商工観光班 観光係 商工係 企画運営係 施設管理係	1　商業、工業の災害対策被害被害調査に関すること 2　被災中小企業者に対する金融措置に関すること 3　災害対策のための労務者に関すること 4　災害に関連した失業者の対策に関すること 5　生活必需品の受給及び関係業者との連絡調整に関すること 6　観光客対策に関すること 7　罹災者の生業に必要な資金の貸与に関すること 8　観光施設の災害対策及び被害調査に関すること 9　関係機関に対する報告又は連絡に関すること 10　宿泊客等の避難に関すること 11　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること
建設対策部 ［部長］ 建設課長 ［副部長］ 建設課管理係長	土木班 管理係 工務係	1　土木関係災害情報の収集に関すること 2　道路等、橋梁の応急災害予防措置に関すること 3　被害道路等、橋梁の調査に関すること 4　被害道路等、橋梁の応急修理に関すること 5　被害河川の調査及び応急措置に関すること 6　障害物の除去に関すること 7　雪害の予防及び応急対策に関すること 8　関係機関に対する報告又は連絡に関すること 9　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること 10　河川・ため池の水害予防に関すること
	住宅班 都市計画・住宅係	1　公営住宅の災害対策及び被害対策に関すること 2　被害建築物の応急措置に関すること 3　応急仮設住宅の建設に関すること 4　被災宅地危険度判定士に関すること 5　交通・緊急輸送活動体制の整備に関すること 6　建築物の災害予防に関すること 7　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること
文教対策部 ［部長］ こども未来課長 ［副部長］ 生涯学習課長	教育総務班 教育指導係 総務係 学校教育係 学校施設係	1　教育関係災害情報の収集に関すること 2　町立学校施設（幼稚園、保育所、こども園含む）の災害対策及び被害調査に関すること 3　被害町立学校（幼稚園、保育所、こども園含む）の応急措置に関すること 4　園児、児童、生徒の避難に関すること 5　災害時の応急教育に関すること 6　災害時の学校給食に関すること 7　教育関係義援物資・義援金の受け付け、配分に関すること 8　被災児童生徒への学用品等の支給に関すること 9　学校教育による防災思想の普及に関すること 10　関係機関に対する報告又は連絡に関すること 11　町立学校施設（幼稚園、保育所、こども園含む）の災害予防に関すること 12　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること 13　避難所開設に関すること。 14　避難誘導に関すること。

	社会教育班 文化財保護係 社会教育係 社会体育係 公民館係 博物館係 文化会館係	1　社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること 2　文化財の災害予防、被害状況に関すること 3　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること
出納対策部 ［部長］ 会計課長	会計班 会計係	1　災害資金の出納に関すること 2　応急対策物資の購入出納に関すること 3　ＢＣＰ（業務継続計画）に関すること
六合支所対策部 ［部長］ 六合振興課長 ［副部長］ 六合総合窓口係長	六合総務班 庶務係 国土調査係	1　総務対策部 各班の事務分掌に関すること 2　六合地区の災害情報及び被害情報の取りまとめと、本庁との連絡調整、報告に関すること
	六合衛生班 総合窓口係 庶務係	1　町民生活対策部各班の事務分掌に関すること 2　六合地区の災害情報及び被害情報の取りまとめと、本庁との連絡調整、報告に関すること
	六合水道班 建設水道係	1　上下水道対策部各班の事務分掌に関すること 2　六合地区の災害情報及び被害情報の取りまとめと、本庁との連絡調整、報告に関すること
	六合経済産業班 観光振興係	1　経済産業対策部各班の事務分掌に関すること 2　六合地区の災害情報及び被害情報の取りまとめと、本庁との連絡調整、報告に関すること
	六合建設班 建設水道係	1　建設対策部各班の事務分掌に関すること 2　六合地区の災害情報及び被害情報の取りまとめと、本庁との連絡調整、報告に関すること
	六合教育班 六合こども未来係 六合生涯学習係	1　文教対策部各班の事務分掌に関すること 2　六合地区の災害情報及び被害情報の取りまとめと、本庁との連絡調整、報告に関すること

第10節　災害警戒本部等の設置

町担当課	防災安全課
関係機関	－

１　災害警戒本部の設置

町は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

（１）町内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

（２）気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

２　災害警戒本部の組織等

災害警戒本部の本部長は防災安全課長とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずる。

なお、災害警戒本部の設置場所、本部会議については、災害対策本部に準ずる。

３　災害警戒本部廃止の決定

防災安全課長は、災害による被害の発生するおそれがなくなり、警戒体制をとる必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

４　災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応する。この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずる。

なお、防災安全課は、必要に応じ、水防計画の定めるところにより水防本部を設置する。

第11節　職員の非常参集

町担当課	防災安全課、各課
関係機関	－

ここに記載されていない内容は、中之条町業務継続計画の「第３節　職員の参集」に準ずる。

１　職員の非常参集

（１）動員の決定

ア　町長は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定する。

イ　防災安全課長は、災害警戒本部を設置したときは、関係部局長と協議の上、動員の規模を決定する。ただし、動員の規模を検討するいとまがない場合は、次表に掲げる「初期動員」とする。

区　分	状　況	動員規模
初期動員	警報等が発表又は伝達され、災害が発生するおそれが認められるなど、警戒体制を取る必要があるとき及び災害発生のおそれがある場合および小規模の災害が発生した場合	本部設置前の警戒体制を取る必要があるとき情報収集活動が行い得る最小限の配備 ［原則として次長・室長以上］
第１号配備	中規模の災害の発生が予想される場合および中規模の災害が発生した場合	原則として本部設置の配備体制とし、各班の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る体制とする。 ［原則として係長以上］
第２号配備	大規模の災害の発生が予想される場合および発生した場合	本部を設置し、中規模災害に対処し得る体制とする。 ［原則として全職員］

２　本部設置前の配備

各班長は、次の警報の１以上が町の地域に発表されたときは、その状況により災害対策本部設置の場合に備え、所要の措置をとる。

この場合の班員の配備等については、あらかじめ計画し、所属班員に徹底しておく。

（１）大雨警報

（２）暴風警報

（３）洪水警報

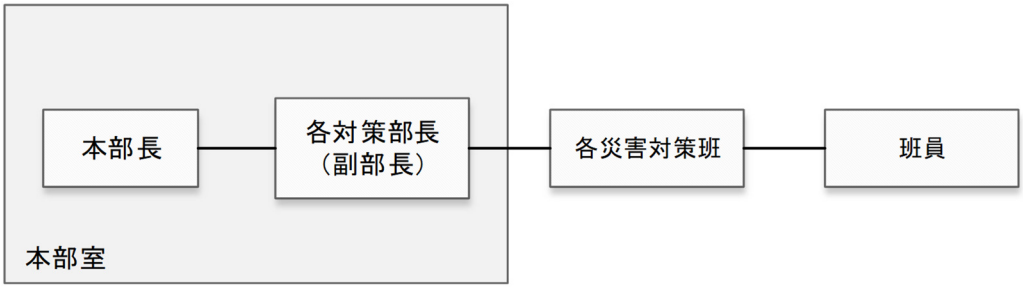
（４）暴風雪警報

（５）大雪警報

３　本部要員の動員

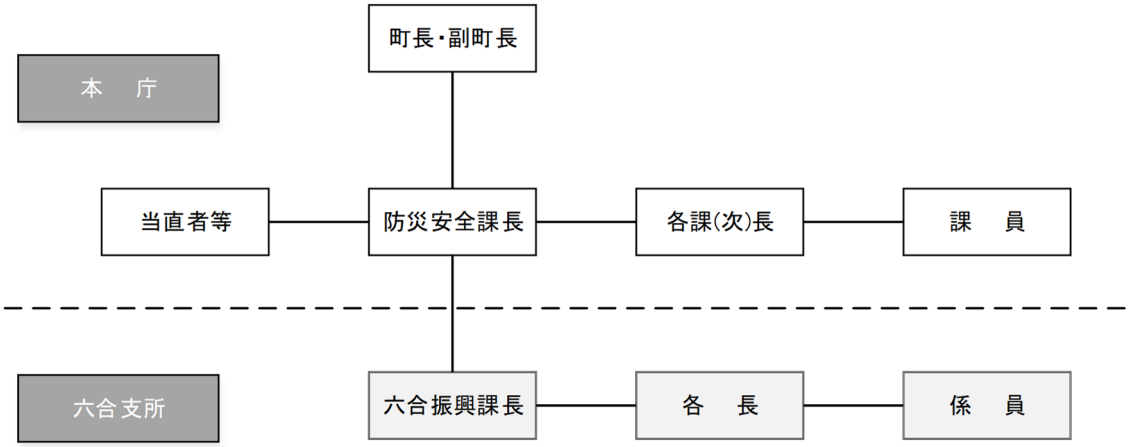
（１）勤務時間中における動員

本部の配備については、本部長の命に基づき次の順より伝達する。



（２）勤務時間外における動員

日曜、休日、夜間等勤務時間外においては、当直者等は、次の順序で電話等により、速やかに伝達する。



（３）要員の動員表

部	班	課（局・係）	初期動員	１号配備	２号配備	責任者
総務対策部	総務班	防災安全課	課長 危機管理係長 消防交通係長	全職員	全職員	課長
	総務調整班	総務課	課長	課長、係長	全職員	課長
		議会事務局	局長	局長、係長	全職員	局長
	広報班	地域共創課	課長	課長 係長	全職員	課長
	税務班	税務課	課長	課長 係長	全職員	課長
町民生活対策部	町民生活総務班	住民福祉課	課長	課長、次長 係長	全職員	課長
	町民生活環境班	保健環境課	課長	課長、係長	全職員	課長
上下水道対策部	上水道班	企業課	課長	課長 水道係長 経理係長	全職員	課長
	下水道班	企業課	課長	課長 下水道兼発電係長	全職員	課長
経済産業対策部	経済産業班	農林課	課長	課長 係長	全職員	課長
	商工観光班	観光商工課	課長	課長 室長 係長	全職員	課長
建設対策部	土木班	建設課	課長	課長 管理係長 工務係長	全職員	課長
	住宅班	建設課	課長	課長 都市計画・住宅係長	全職員	課長
文教対策部	教育総務班	こども未来課	課長	課長、次長 係長	全職員	課長
	社会教育班	生涯学習課	課長	課長、係長	全職員	課長
出納対策部	会計班	会計課	課長	課長、係長	全職員	課長
六合支所対策部	六合総務班	庶務係 国土調査係	課長	課長、係長	全職員	課長
	六合衛生班	庶務係 総合窓口係			全職員	
	六合水道班	建設水道係			全職員	
	六合産業班	観光振興係			全職員	
	六合建設班	建設水道係			全職員	
	六合教育班	六合こども未来係 六合生涯学習係			全職員	

（４）動員連絡責任者

ア　本庁における動員連絡責任者は、次のとおりとする。

課　　名	正副	職名	勤務時間外の連絡方法
防災安全課	正	課　長	電話又はメール配信等による連絡
	副	危機管理係長	〃
総　務　課	正	課　長	〃
	副	行政係長	〃
地域共創課	正	課　長	〃
	副	地域政策係長	〃
税　務　課	正	課　長	〃
	副	住民税係長	〃
議会事務局	正	局　長	〃
住民福祉課	正	課　長	〃
	副	次　長	〃
保健環境課	正	課　長	〃
	副	健康係長	〃
企　業　課	正	課　長	〃
	副	経理係長	〃
農　林　課	正	課　長	〃
	副	林業振興係長	〃
観光商工課	正	課　長	〃
	副	花のまち推進室長	〃
建　設　課	正	課　長	〃
	副	管理係長	〃
こども未来課	正	課　長	〃
	副	次　長	〃
生涯学習課	正	課　長	〃
	副	社会体育係長	〃
会　計　課	正	課　長	〃
	副	会計係長	〃

イ　六合支所における動員連絡責任者は、次のとおりとする。

課　　名	正副	職名	勤務時間外の 連絡方法
六合振興課	正	課　長	電話又はメール配信等による連絡
	副	総合窓口係長	〃

（５）登庁

職員は、勤務時間外において登庁の必要が生じたときは、役場に登庁する。

ただし、以下の場合については登庁を免除する。

ア　本人若しくは家族が負傷し、又は疾病にかかり勤務することが困難と認められるとき。

イ　登庁すべき場所に登庁できない事情のあるとき。

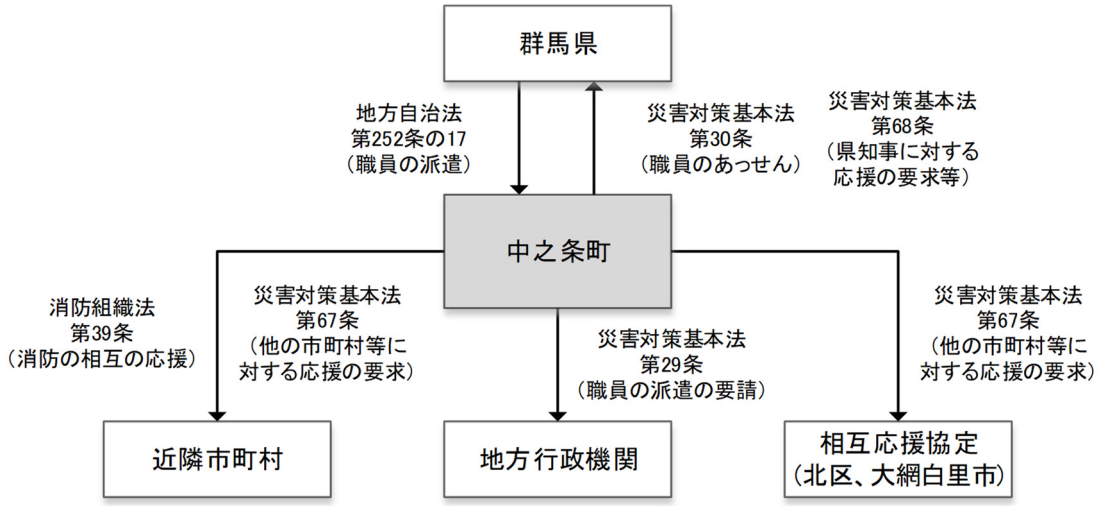
なお、ア、イの場合は、所属長にその旨を報告し、さらにイの場合は、登庁可能となるまでの間、可能な限り地域の防災活動に従事する。

第12節　広域応援の要請等

町担当課	総務課
関係機関	県、県警察、消防機関

応援の受入れや応援体制・手順については、「中之条町災害時受援計画」による。

１　法律、協定等に基づく応援、協力の要請系統図



２　町が行う応援の要請

町は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請する。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

（１）他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定に基づき、町長が他の市町村の市町村長に対し応援を求める。

災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、町の指揮の下に行動する。

（２）県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、町長が知事に対し応援を求める。

（３）応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

町は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総

括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、町は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

３　町が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求める。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

（１）国の機関に対する職員派遣の要請

町長は、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明示して、当該指定地方行政機関の職員派遣を要請する。

特に、被災状況の迅速な把握、社会基盤施設の早期復旧、二次災害の防災、その他災害応急対策に対する支援が必要な場合については、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請する。

また、情法収集、救出・避難誘導、緊急交通確保、医療のため知事を通じて、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）、災害派遣医療チーム（D-MAT）にも派遣を要請する。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職種別人員数

ウ　派遣を要請する期間

エ　派遣された職員の給与、その他の勤務条件

オ　その他職員等の派遣について必要な事項

（２）県に対する職員派遣のあっせんの要請

町長は、災害対策基本法第30条の規定に基づき、知事に対し、指定地方行政機関の職員派遣についてあっせんを求める。

（３）県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

町長は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、町長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員派遣を求める。なお、職員派遣を要請する場合は、（１）に示した事項を示す。

４　協定等に基づく支援・受援の実施

災害協定等に基づき、災害時には協定締結市町村、指定行政機関又は指定地方行政機関と綿密に連絡・調整を行い、災害応急対策活動に関する相互協力を行う。

また、災害協定等の締結を見ない場合においても、災害時には指定行政機関又は指定地方行政機関等と連携し、災害応急対策活動の万全を期するための支援要請を検討する。

５　民間団体等に対する応援要請

町長は、必要に応じて、業務に適する民間団体等の長に対し、業務の内容、必要人員、その他必要事項を明示して協力を要請する。また、当該業務に適する団体等の長に対して直接の要請等が困難な場合等については、県や指定地方行政機関等に対して、民間団体等の紹介等の支援を依頼する。

６　専門家に対する協力要請

災害時の避難指示や的確な災害対応のために、災害に関する専門家等の助言を活用する。専門家要請の判断は地すべり、天然ダム形成、土石流等のそれぞれの発生事象の進行や行政に関する事象とする。専門家へ要請する協力内容としては以下の事項がある。

（１）避難指示に関する助言

（２）その他応援者の必要性の判断

（３）要対策箇所ごとの調査・解析の方針決定（建設コンサルタントの応援要請）

（４）専門委員会の必要性の判断

（５）他機関との連携の必要性の判断

７　受援体制の確立

（１）受援機関である町は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知する。

（２）受援機関である町は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保する。

８　広域的な応援体制

（１）町及び県は、災害時には、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

（２）町及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

９　国の機関及び県の代行措置

（１）県は、災害対策基本法第73条の規定に基づき、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物

等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行う。

（２）指定行政機関又は指定地方行政機関は、災害対策基本法第78条の２の規定に基づき、被災により、町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行う。

資料８「締結協定一覧」

第13節　自衛隊への災害派遣要請

町担当課	総務課
関係機関	県、県警察、自衛隊

１　自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

（１）被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

（２）避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

（３）遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

（４）水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

（５）消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、町及び県等の提供するものを使用する。

（６）道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

（７）応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、町及び県等の提供するものを使用する。

（８）人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

（９）給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10) 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第

１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13) その他

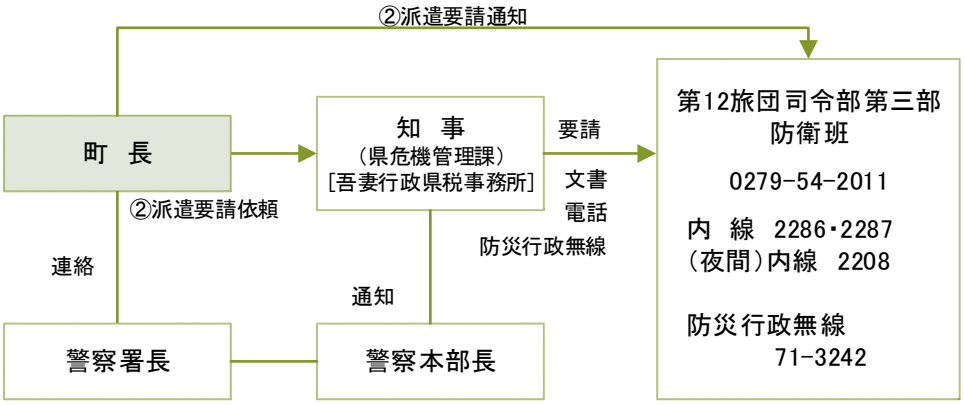
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

２　自衛隊の災害派遣要請に係る町長の措置

（１）町長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、災害対策基本法第68条の２第１項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事（危機管理課）に要求するとともに、吾妻警察署長に連絡する。

（２）（１）の要求は、次の様式に基づき文書で行う。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。



年　　月　　日

群馬県知事　　様

中之条町長　　印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第６８条の２第１項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動

４　その他参考となる事項

例）・必要な車両、航空機、資機材

・必要な人員

・連絡場所及び連絡責任者

（３）町長は、（１）の要求をしたときに、その旨及び町の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知する。

（４）町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の２第２項の規定に基づき、その旨及び町の地域に係る災害の

状況を第12旅団長に通知する。

（５）町長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の２第３項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知する。

３　自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。さらに、被災直後の町及び県は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

４　派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

（１）警戒区域の設定(災害対策基本法第63条第３項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

（２）応急公用負担等(災害対策基本法第64条第８項、第９項、第10項)

ア　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ　ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

エ　イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。

オ　その他手続については、災害対策基本法第64条による。

（３）応急公用負担等(災害対策基本法第65条)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

５　災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて町災害対策本部又は県の現地災害対策本部に町、県、県警察、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保する。

６　派遣要請後の変更手続

町長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行う。

７　派遣部隊の撤収要請

（１）町長の撤収要請の要求

町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事（危機管理課）に対し、文書で撤収の要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

８　費用負担区分

（１）町は、派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた町が負担する。

ア　宿泊施設の借上料

イ　宿泊施設の汚物処理費用

ウ　災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金

エ　災害派遣活動に係る資機材の調達費用

前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、町と自衛隊とで協議して定める。

他市町村にわたり活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

（２）前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた町と自衛隊とで協議して定める。

（３）派遣部隊の活動が２以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定める。

９　派遣部隊の受入れ

（１）町における派遣部隊の宿泊可能施設は次のとおりである。

施　設　名	管　理　者	電話番号	宿泊場所	収容可能人員
総合体育館	教育委員会	75-4523	体育館	５００人
沢田公民館	公民館長	75-4184	会議室	１００人
伊参公民館	公民館長	75-4186	会議室	１００人
名久田公民館	公民館長	75-4185	会議室	１００人
六合体育館	教育委員会	95-3111	体育館	２００人

（２）町におけるヘリポートの予定地は、「第２章　災害予防計画」－「第15節　緊急輸送活動体制の整備」に示す。

第14節　災害の拡大防止及び二次災害の防止

町担当課	建設課、農林課
関係機関	水防管理者、河川管理者、農業用用排水施設管理者、ダム・水門・水路等の管理者、土砂災害防止事業実施機関、雪崩防止事業実施機関、道路管理者、県

１　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

（１）町及び県は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

（２）町及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

２　浸水被害の拡大の防止

（１）水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施する。

（２）水防管理団体及び水防協力団体は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供を依頼する。

（３）河川管理者、農業用用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

３　土砂災害の拡大の防止

（１）土砂災害防止事業実施機関及び町は、災害発生後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して土砂災害や山地災害等の危険性がある箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保する。

（２）土砂災害防止事業実施機関は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行う。

（３）県（砂防課）は、地滑りによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において、町が適切に避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査を行い、その情報を町に提供する。

４　風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずる。

５　雪害の拡大の防止

（１）道路管理者は、積雪による交通事故の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施する。

（２）道路管理者及び関東地方整備局、関東運輸局(群馬運輸支局)を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

（３）町は、積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を督励するとともに必要に応じ支援を行うよう努める。特に、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、区長会、自主防災組織、消防団と連携して除雪の支援を行う。

なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起する。

（４）雪崩防止事業実施機関及び町は、雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して雪崩危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保する。

（５）雪崩防止事業実施機関は、雪崩災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。

６　被災宅地の二次災害対策

町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図る。

県（建築課）は、被災宅地危険度判定士を活用し、調査・危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずる。

７　空家の二次災害対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、生涯学習課と情報を共有する。

８　被災宅地の危険度判定

町は、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

第15節　救助・救急活動

町担当課	住民福祉課、防災安全課
関係機関	住民、自主防災組織、消防機関、県警察、自衛隊、県、その他の防災関係機関

１　住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

（１）大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努める。

（２）この際、救助・救急活動に必要な資機材については、町役場、消防本部・消防署、消防団、吾妻行政県税事務所等の備蓄倉庫、中之条土木事務所、群馬県地域防災センター等の資機材の貸し出しを受ける。

なお、備蓄倉庫の鍵を保管している者と連絡が取れない場合は、やむを得ず倉庫を破壊して資機材を持ち出す。

（３）住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力する。

２　町による救助・救急活動

町は、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行う。

また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請する。

３　サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、町、県（危機管理課）及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

４　安否不明者の絞り込み

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行う。

県（危機管理課）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

なお、県（危機管理課）は、発災時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

５　被災地域外の市町村の役割

被災地域外の市町村は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施する。

６　関係機関の連携

（１）町、消防機関、警察機関、自衛隊及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行う。

（２）東日本高速道路(株)、県及び町は、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

７　資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行し、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、県や指定地方行政機関等からの貸与や民間からの協力等により確保する。

８　感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

９　惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第16節　医療活動

町担当課	住民福祉課、保健環境課
関係機関	県、県警察、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、その他の医療関係機関

１　被災地域内の医療機関による医療活動

被災地域内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行う。

（１）来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。

（２）病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。

（３）医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

（４）転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

（５）傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県（消防保安課又は医務課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

（６）県（医務課）及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。その際、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言を行う。

２　救護所の設置及び救護班の派遣

（１）町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場所等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置する。

（２）町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請する。

（３）救護所を開設し避難住民に対する医療等の確保を行うに当たって、災害の規模により町で十分な対応ができない場合は、必要に応じ県立病院の医師、看護師等で編成する救護班、日本赤十字社群馬県支部、自衛隊又は国の非常本部等に救護班の派遣を要請する。

（４）救護班を編成した機関は、その旨を県（医務課）に連絡する。

県（医務課）及び地域災害医療対策会議は、被災地の市町村及び災害医療コーディネーター等と連携し、救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図る。

３　救急救命士による救急救命措置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命措置を施す。

４　トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分ける。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行う。

５　被災地域外での医療活動

町又は町内の医療機関は、当該医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ当該医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県（医務課）に求める。

６　被災者のこころのケア対策

町は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県（障害政策課）、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。

（１）こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供

（２）こころのケア対策現地拠点の設置

（３）精神科医療の確保

（４）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の派遣及び受入れ

（５）こころのホットラインの設置と対応

（６）その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

７　医薬品及び医療資機材の確保

（１）医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、町又は県（薬務課）に供給を要請する。

（２）救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、町又は県（薬務課）に供給を要請する。

（３）町又は県（薬務課）は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請する。

８　医療機関等の所在

町における医療機関等は次のとおりである。

名　　称	所　在　地	電話番号	診療科目
群馬リハビリテーション病院	上沢渡2136	66-2121	リハビリテーション科、内科、整形外科、神経内科、リウマチ科
中之条病院	五反田3891	75-3332	精神科､神経科
田島病院	中之条町1782	75-3350	内科、整形外科、皮膚科、循環器内科

さくら病院	伊勢町782-1	75-3055	内科、外科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科、心療内科透析
後藤医院	西中之条643	75-2230	内科、小児科、皮膚科
けんもち医院	伊勢町837	75-5155	産婦人科、内科、眼科
しまだ医院	伊勢町28-1	76-3435	内科
四万へき地診療所	四万国有林30林班八小班	64-2136	内科
桑原整形外科クリニック	中之条町956	75-6720	整形外科
吾妻東整形外科	伊勢町756-1	26-2211	整形外科、リハビリテーション科
六合診療所	入山1573-3	95-5711	内科、小児科、歯科
介護老人保健施設ゆうあい荘	上沢渡2133-4	66-2662	

９　医療助産資材の確保

医療助産資機材の調達は次のとおりである。

名　　称	所　在　地	電話番号
(有)ゆたか薬局	伊勢町1334-1	75-1931
ドラッグストアマツモトキヨシ中之条店	中之条町1864-1	69-7018
ウイン調剤薬局中之条店	西中之条726-3	26-3591
スマイル調剤薬局	伊勢町756-1	25-7751
そうごう薬局 中之条店	中之条町1784-4	70-1021
マルエ薬局中之条店	伊勢町16-5	26-2951
クリエイトエス・ディー 群馬中之条店	伊勢町157-1	69-7022

第17節　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

町担当課	建設課
関係機関	国、県、県警察、東日本旅客鉄道（株）、事業者、消防本部、自衛隊

１　輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

ア　人命の安全

イ　被害の拡大防止

ウ　災害応急対策の円滑な実施

２　輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

（１）第１段階

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ　政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）第２段階

ア　（１）の続行

イ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

（３）第３段階

ア　（１）、（２）の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

３　交通規制の実施要領

（１）各実施権者が行う交通規制は、それぞれ定める業務計画による。

（２）町長が行う道路管理者としての交通規制は、次の要領による。

ア　情報収集及び関係機関への通報

交通施設の被害等に関する情報を入手したときには、直ちに当該施設管理者及び警察へ通報する。

イ　調査及び規制の実施

町が管理する道路施設等の被害に関する情報を入手したときは、施設の被害及び危険の程度を調査し、必要に応じて交通を規制する。

ウ　規制に関する通報

規制の実施に際しては、町長の指示により、警察署長へ規制実施箇所及び期間、迂回路等について通報するとともに、通行車両に対し標識の設置等適当な方法で交通規制及び迂回路等を周知させる。

４　輸送拠点の確保

（１）町及び県(危機管理課)は、「第２章　災害予防計画」－「第15節　緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考にして、被害状況、道路等の損壊状況を考慮して、最も適切な場所に輸送拠点を開設するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。

（２）町及び県（危機管理課）は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせる。

５　交通指導員による交通整理

町長は、警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

資料８「締結協定一覧」

第18節　交通の確保

町担当課	建設課
関係機関	国、県、県警察、東日本旅客鉄道（株）、事業者、消防本部、自衛隊

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

１　交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県（道路管理課）及び県警察に連絡する。

２　交通規制等の実施

（１）県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県（道路管理課、危機管理課）及び町と協議の上(協議するいとまがないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第１項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間（以下「通行禁止区域等」という。）を決定し、交通規制を実施する。

（２）県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県（道路管理課、危機管理課）、町その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図る。

（３）町及び県（道路管理課、危機管理課）は、交通規制を行う必要があると認めるときは、県警察にその旨を連絡する。

（４）道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずる。

３　道路啓開等

（１）道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

（２）警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去（除雪を含む。）に協力する。

（３）道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の６の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

（４）知事（道路管理課）は、災害対策基本法第76条の７の規定に基づき、道路管理者である

町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

（５）道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材の確保に努める。

（６）県(道路管理課)は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、道路管理者に対し応急復旧等の実施を要請する。

（７）町及び県（道路管理課）は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、県知事等が管理する道路において、県知事等に代わって国が道路啓開等（雪害においては除雪を含む）を行うことが適当と考えられるときは、県知事等に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。

４　航空輸送の確保

（１）ヘリポートの応急復旧等

ア　負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。

このため、町及び県(消防保安課)は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図る。

イ　ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施する。

（２）町におけるヘリポートは、「第２章　災害予防計画」－「第15節　緊急輸送活動体制の整備」に示す。

５　輸送拠点の確保

（１）「第２章　災害予防計画」-「第15節　緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として県（危機管理課）は県物資集積拠点を、町は物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。

（２）町及び県（危機管理課）は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第19節　緊急輸送

町担当課	総務課
関係機関	県、県警察、その他の防災関係機関

１　輸送手段の確保

町、県その他防災関係機関は、次により輸送手段を確保する。

（１）自動車の確保

ア　自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げる。

イ　関東運輸局（群馬運輸支局）は、必要に応じ、又は町、県等からの要請に基づき、自動車運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行う。

（２）鉄道の確保

町及び県（交通政策課）は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

（３）ヘリコプターの確保

ア　県（危機管理課、消防保安課）は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、群馬県ドクターヘリのほか、他県防災ヘリの応援、自衛隊機の派遣、民間航空機の借上げにより、ヘリコプターを確保する。

イ　確保したヘリコプターは、県（危機管理課、消防保安課）において、その活動内容を決定し、関係機関に連絡する。

２　緊急通行車両の確認

（１）趣旨

知事（危機管理課、行政県税事務所）又は県公安委員会（警察本部、警察署）は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行う。

（２）緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分する。

優先順位	緊急通行車両の確認事務	対象車両
第１順位の対象車両	確認事務を行うことなく通行可能	ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ウ 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員 エ 医療機関に搬送する重傷者 オ 交通規制に必要な人員及び物資
	上記の車両の活動に支障がないと認められるときは確認事務を行うことなく通行可能	カ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 キ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資
第２順位の対象車両	第１順位の車両の活動に支障がないと認められる場合、確認事務を行うことにより通行可能	ア 食料、水等生命の維持に必要な物資 イ 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送 ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第３順位の対象車両	第１順位、第２順位の車両の活動に支障がないと認められる場合、確認事務を行うことにより通行可能	ア 災害復旧に必要な人員及び物資 イ 生活必需品

（３）確認事務に係る関係機関の連携

町長及び公安委員会(警察本部、警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行う。

３　輸送力の確保

災害輸送のため、自動車等の輸送力の確保は、おおむね次の方法による。

（１）町及び災害応急対策実施機関所有の車両等

（２）公共的団体等の車両等

（３）営業用自動車等

（４）その他自家用車両等

（５）緊急交通路の確保及び救援物資広域集積場所の確保

町は、災害応急対策の実施に必要な人員及び物資輸送のための緊急交通路の確保及び迂回路の設定に努める。

また、緊急物資輸送のための車両等が被災現場に集中することを防ぎ、救助活動等現場活動が円滑に行われるようにするため、救援物資広域集積場所の設置に努める。

救援物資広域集積場所の設置に当たっては、次の事項に留意する。

ア　郊外に位置し、幹線道路に近く、かつ、接続道路が整備されていること。

イ　大量の物資を集積するのに適した施設であること。

ウ　多数の緊急輸送車両の駐車が可能な場所であること。

４　調達方法

（１）自動車等の調達は、原則として町所有車により不足するときは他の車両による。

（２）一時に多数の車両を要し、（１）により不足するときは、次の事項を明示のうえ総務課に調達を依頼する。

ア　輸送区間又は借上期間

イ　輸送量又は台数

ウ　その他

（３）町有車両一覧

種別 / 課別	乗用車	貨客兼用車	トラック	マイクロバス	特殊	計
総務課	11	11	7	3	0	32
防災安全課	0	0	0	0	26	26
住民福祉課	1	0	0	0	1	2
農林課	0	1	1	0	1	3
観光商工課	2	1	1	1	0	5
建設課	0	0	8	0	11	19
企業課	0	8	0	0	1	9
六合振興課	5	5	0	1	0	11
教育委員会	7	9	6	14	0	36
文化会館	0	1	0	0	0	1
四万へき地診療所	1	0	0	0	0	1
ゆうあい荘	4	1	0	0	1	6
自動車教習所	4	0	0	3	19	26
社会福祉協議会※	2	0	0	0	0	2
計	37	37	23	22	60	179

※社会福祉協議会に貸与。

（４）町内営業用自動車一覧表

名　称	所　在　地	電話番号	備　考
吾妻通運（株）	伊勢町８０６	75-2155	
安原運輸（有）	山田３０６８	66-2312	
山伝運送（有）	入山２７３１	95-5655	

５　費用の基準

（１）輸送業者の輸送又は車両等（自家用、営業用を含む）の借上に伴う費用は、災害救助法に準ずる。

（２）官公署その他公共性質をもった団体（森林組合、農業協同組合等）が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

（３）自家用車両等の借り上げについては、借り上げ謝金とし、輸送業者に支払う料金内で、実施機関が所有者と協議して定める。

第20節　避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

町担当課	防災安全課、総務課、住民福祉課、こども未来課
関係機関	－

風水害又は雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

１　指定緊急避難場所の開放

（１）町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

（２）町は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県（吾妻行政県税事務所を経由して危機管理課、吾妻行政県税事務所に連絡が付かない場合は、直接危機管理課）、警察署、地元消防機関等に連絡する。

２　指定避難所の開設

（１）町は、災害時に必要に応じて洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

（２）町は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。

（３）町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル･旅館等を実質的な福祉避難所として開設するよう努める。

（４）町は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県（吾妻行政県税事務所を経由して危機管理課、吾妻行政県税事務所に連絡が付かない場合は、直接危機管理課）、管轄警察署、地元消防機関等に連絡するものとし、県（危機管理課）は、その情報を国（内閣府など）に共有するよう努める。

（５）町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

（６）町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

３　管理責任者の配置

町は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する管理責任者を配置する。

４　避難者に係る情報の把握

町は、指定避難所ごとに別記様式例による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。また、自治会や自主防災組織、消防団、ＮＰＯ・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努める。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

５　避難者に対する情報の提供

町は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供する。

また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮する。

６　良好な生活環境の確保

（１）町は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

ア　受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入人数を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ　保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は町民生活環境班を派遣する。

ウ　避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ　自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ　指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ　安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防災組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、

獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

（２）町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

（３）避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努める。

７　災害時要支援者への配慮

町は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の保持に十分配慮し、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を行う。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

８　新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

（１）町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

（２）町及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健環境課は、防災安全課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

９　男女のニーズの違いへの配慮

町は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの防止等に配慮した運営管理を行うよう努める。

（１）指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。

（２）指定避難所運営体制への女性の参画を進める。

（３）指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。

（４）プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。

（５）関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

（６）安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

（７）女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。

（８）トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。

（９）性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

(10) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10　在宅被災者への配慮

町及び県は、在宅被災者等がその生活に困難を来たしている場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮する。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施する。

11　指定避難所の早期解消

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努める。

12　指定避難所の開設・運営要領

（１）町内の指定避難所

地域別の指定避難所は、「資料６　中之条町指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」に示す。

（２）指定避難所の安全を点検し、不都合な点について改善する。

（３）指定避難所へは可能な範囲で地区在住の職員を割当て、避難してきた住民の利便を確保するよう努める。

（４）地域の住民等と連携し、指定避難所の運営を行うよう体制を確保する。

（５）指定避難所においては、配備された職員が携行する防災無線等を活用し、避難者に対して必要な情報が提供されるよう努める。

（６）自主避難者に対し、指定避難所を開設するとともに、開設後の対応を図る。

（７）避難収容の対象者

ア　住居が被害を受け、居住の場を失った者

イ　観光客等の町内への来訪者で帰宅困難な者

ウ　避難指示等が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者

（８）指定避難所の開設及び管理

ア　指定避難所の開設及び管理は、総務調整班長が本部長の指示により行う。この場合、総務対策部長は、救助業務の具体的な計画を立て、各指定避難所業務が円滑に行われるよう指導する。

イ　指定避難所を開設した際には、住民へ速やかに開設について広報する。

ウ　避難収容所班長の業務は、おおむね次のとおりとする。

（ア）避難所の設置に関すること。

・本部長の指示による指定避難所の開設及び閉鎖

・指定避難所の開設及び閉鎖に関する避難所要員への通知

（イ）指定避難所の管理に関すること。

・収容状況の調査及び本部長への通知

・避難収容台帳の作成

・避難所業務日誌の作成

・避難所施設の保全管理

・避難所施設管理者との連絡調整

（ウ）指定避難所における救助活動に関すること。

・収容者に対する災害情報の広報伝達

・避難者に対する給食、衣料及び物資等の配給

・救助金品の受付（一時保管を含む）及び受付記録の援護班長への通知

・その他必要な救助活動

（エ）指定避難所業務の引継ぎに関すること。

・重要引継事項の文書による引継ぎ

・避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ

（９）仮設トイレの設置

ア　仮設トイレの必要数を把握するために、関係業者等と早急に連絡をとるとともに、県に協力を要請する。また、トイレットペーパー、清掃用品、屋外設置時の照明施設等についても手配を行う。

イ　仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

ウ　公園等屋外で照明施設が必要な場合は、東京電力株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

エ　仮設トイレは、ライフライン等の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間、設置する。

オ　し尿収集業者、浄化槽清掃業者等と協力して、くみ取り消毒を行うなど、し尿の収集・処理の体制を確立する。

13　関係帳簿の整備

関係帳簿等を整備する。

様式 21「避難者名簿」

様式 22　「指定避難所収容カルテ」

第21節　応急仮設住宅等の提供

町担当課	建設課
関係機関	県

１　応急仮設住宅の提供

（１）町及び県（建築課）は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努める。

（２）応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から１か月以内に完成させることを目標とする。

（３）町又は県（建築家、住宅政策課）は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

（４）応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努める。

２　応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び調整

町及び県（建築課）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請する。

また、県（建築課）は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、町及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

３　応急仮設住宅の運営管理

（１）町及び県（建築課、住宅政策課）は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

（２）町及び県（建築課）は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努める。

４　住宅の応急復旧活動

町又は県（住宅政策課）は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

５　賃貸住宅のあっせん

町は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行う。

６　要配慮者への配慮

町及び県（建築住宅課）は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮する。

町又は県（住宅政策課）は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮する。

７　関係帳簿等の整備

帳簿を整備保管する。

資料７「中之条町応急仮設住宅建設予定地」

第22節　広域一時滞在

町担当課	総務課
関係機関	県

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が町内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手続等について定める。

なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在を行う場合は、本規定は適用しないが、この場合においても、町は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告する。

１　県内の他の市町村への広域的な避難等

（１）町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の収容が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議する。

（２）町は、（１）により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

（３）（１）の協議を受けた市町村（以下、本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れる。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下、「公共施設等」という。）を提供する。

（４）（１）の協議を受けた協議先市町村は、町区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、町に対し、通知する。

（５）（４）の通知を受けた町は、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告する。

（６）町は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。

（７）県（危機管理課ほか）は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を町へ行う。

２　他の都道府県の市町村への広域的な避難等

（１）町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の収容が必要であると判断した場合においては、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求める。

（２）県（危機管理課）は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。

（３）県（危機管理課）は、（２）の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

（４）県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を（１）の協議を求めた町に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

（５）（１）の協議を求めた町は、（４）の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示する。

（６）（１）の協議を求めた町は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。

（７）県（危機管理課ほか）は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を（１）の協議を行った町へ行う。

３　広域一時滞在に係る助言

県（危機管理課）は、町から求められたときは、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。また、県（危機管理課）は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、同様の助言を求める。

第23節　県境を越えた広域避難者の受入れ

町担当課	総務課
関係機関	県

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下、「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、町においては、県境を越えた広域避難者（以下、「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応する。

１　受入可能な避難施設情報の把握

（１）県（総務部）は、町に対して受入可能な避難施設についての情報提供を依頼する。避難施設の所在地、受入可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても、提供するよう依頼する。

（２）町は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

２　広域避難者受入総合窓口の設置

（１）町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を設置する。町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告する。

（２）町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。

（３）町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

３　県内市町村との協力

町及び県は、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

４　広域避難者の受入れ

（１）通知を受けた町は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。

（２）交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、町においてバス等の移動手段を手配する。

５　避難所の運営

（１）広域避難者に係る情報等の県への報告

町は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。

（２）被災県からの情報等の避難者への提供

県（総務部）は、被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について町を通じて、広域避難者へ随時提供する。

６　小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

町教育委員会及び県（教育委員会）は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

７　避難所の閉鎖

町は、県から閉鎖通知を受けた場合、速やかに避難所を閉鎖する。

第24節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

町担当課	農林課、企業課、観光商工課
関係機関	水道事業者、県、日本赤十字社、事業者、住民

１　需要量の把握及び配給計画の樹立

町は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てる。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努める。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、ＬＧＢＴＱ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮する。

２　食料の調達

（１）町は、自らが備蓄している食料を放出し、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入

イ　製造・販売業者からの購入

ウ　他市町村に対する応援の要請

エ　県に対する応援の要請

（２）県（危機管理課）は、食料の調達について町から応援要請を受けたときは、自らが備蓄している食料を放出する。

（３）食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

３　飲料水の調達

（１）町は、自らが備蓄している飲料水を放出し、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ　製造・販売業者からの購入

ウ　他市町村に対する応援の要請

エ　県に対する応援の要請

（２）県（危機管理課）は、飲料水の調達について町から応援要請を受けたときは、自らが備蓄している保存水を放出する。また、不足分については、次の手段により調達する。

ア　保存水の流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入（危機管理課）

イ　保存水の製造・販売業者からの購入（危機管理課）

ウ　被災地域外の水道事業者又は市町村に対する応援の要請（衛生食品課）

エ　他都道府県又は国に対する応援の要請（衛生食品課）

４　生活必需品の調達

（１）町は、自らが備蓄している生活必需品を放出し、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ　製造・販売業者からの購入

ウ　他市町村に対する応援の要請

エ　県に対する応援要請

オ　義援物資の募集

（２）県（危機管理課、地域企業支援課）は、生活必需品の調達について町から応援要請を受けたときは、自らが備蓄している生活必需品を放出し、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ　製造・販売業者からの購入

ウ　被災地域外の市町村に対する応援の要請

エ　他都道府県又は国に対する応援の要請

オ　義援物資の募集

（３）町又は県による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

５　燃料の供給

県（産業政策課）は、燃料の供給が不足した場合、住民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合へ要請する。

関係課は、業務に関係する住民の安全を確保するために特に重要な施設等の燃料不足の状況についての情報を取りまとめ、産業政策課へ報告する。

県（産業政策課）及び町は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

特に、被災市町村が複数にまたがる場合には、県（産業政策課及び関係課）は、必要に応じ被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

６　物資の配給

町及び水道事業者は、町が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行う。

（１）配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。

なお、炊出しについては、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得る。

（２）平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。

（３）配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。

（４）高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

７　日本赤十字社による救助物資の配布

日本赤十字社群馬県支部は、同社の防災業務計画に基づき、同支部が保有する救助物資を速やかに被災者に配布する。また、赤十字奉仕団の組織を通して指定避難所等における炊出しを行う。

８　食料の備蓄

（１）住民の自主備蓄の励行

住民は、自らの生命は自らで守るとの基本的精神のもとに、最低３日分の非常食料を家庭内備蓄するよう励行する。

（２）町

ア　基本的考え方

災害発生時の被害想定、住民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後３日間は、県及び他都道府県等の救助物資を待つことなく、被災者及び災害応急現場従業員等に食料等が供給できるよう備蓄に努める。

イ　隣接市町村との連携

隣接市町村と協議し、協定を結ぶなどして、備蓄すべき品目あるいは分量を相互に分担して行うなど、効率的、合理的備蓄に配意する。

９　給水方法

（１）被災地において飲料水の確保が困難なときは、最も近い水源より給水車、容器等により運搬供給する。

（２）給水に当たっては、住民の給水場所、時間等について事前に広報する。

（３）飲料水が汚染されたと認めるときは、ろ過により浄水して供給する。

（４）供給する飲料水が防疫衛生上滅菌する必要があるとき、消毒剤を用いて滅菌の上供給する。

10　飲料水の給水量

１人１日３リットル程度は最小限確保する。

11　給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧に際しては早期給水を図るため、必要最小限度の用水確保を目指し、特に共用栓及び病院等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

12　補給水利の所在水量

施　設　名	許可給水人口（人）	施設能力（t/日）	所　在　地	備　考
中之条上水道	14,799	11,652	大塚 525-3	湧　水
			四万国有林9つ林小班	表流水
四万簡易水道	940	3,000	四万木ノ根宿国有林23班	表流水
沢渡簡易水道	610	640	上沢渡字蛇野 2756-4	井　水
			上沢渡字蛇野 2756-5	〃
			上沢渡字有笠 3722-1	表流水
山田簡易水道	622	240	山田字丸岩 1760-39	湧　水
			山田字丸岩 1737-1､1722	〃
菅田・寺社原簡易水道	650	164	山田字寺社原 甲3265	表流水
			山田字寺社原地内 千ノ沢	〃
寺社平簡易水道	220	33	四万字源田 1968	湧　水
岩本簡易水道	1,211	475.1	岩本字滝上 1904	表流水
			蟻川字行沢 4227	〃
反下簡易水道	250	136	上沢渡唐繰原国有林	〃
高津簡易水道	210	31.5	横尾 2747-1	湧　水
世立簡易水道	390	138.5	入沢字赤渋甲 2288	〃
			入山 1468-3	〃
			入山字登屋 2165	〃
和光原簡易水道	140	39.2	入山乙 1231-36	〃
小倉簡易水道	340	102	入山字小倉乙 27	〃
田代原簡易水道	111	67.7	入山字松岩 4054-353	〃
京塚簡易水道	120	18	入山 3414-1、3414-2、3415-1、3416	〃
広池簡易水道	160	40	赤岩 1176-1	〃
中部簡易水道	293	182.7	小雨 792-5	〃
			生須 301-1	〃
			生須 169-2	〃
			入山 4003-6	〃

南部簡易水道	434	277.6	日影字中沢 656-4	〃
			日影 60-1	〃
			赤岩 205-2、205-3	〃

■　水道施設

種　別	設　置　数	能　力
消　火　栓	303カ所	１時間　　30トン

13　生活必需品の保管

（１）物資の集積場所

調達した物資又は救助物資等の集積場所は、町長がその都度定める。

（２）義援物資・義援金の保管

町に送付された罹災者に対する義援物資・義援金は、記録し保管する。

14　関係帳簿等の整備

食料の調達及び配給、給水、生活必需品等の調達・配給を行う場合は、関係帳簿等を整備、保管する。

第25節　保健衛生活動

町担当課	保健環境課、企業課
関係機関	県

１　被災者の健康状態の把握等

（１）町は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談等を実施する。

（２）町は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、管轄する保健福祉事務所を通じて、県（健康福祉課）に応援を要請し、県（健康福祉課）は、保健医療福祉調整本部において当該要請を共有するとともに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し、保健医療活動チーム等の派遣を行う。

（３）健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉業者、ＮＰＯ・ボランティア団体等の協力を得て実施する。

（４）町は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行う。

２　食品衛生の確保

町は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について良好な衛生状態の保持に努める。

３　し尿の適正処理

（１）町は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努める。

（２）町は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置する。

（３）仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努める。

（４）町は、町内でし尿を処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請し、県（廃棄物・リサイクル課）は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行う。

４　ごみ（水害廃棄物）の適正処理

（１）道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、町は、人員及び収集運搬車を確保して、ゴミの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努める。

（２）収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、町は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努める。

（３）町は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。

（４）町は、自らの町内でごみを処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請し、県（廃棄物・リサイクル課）は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行う。

５　災害時における動物の管理等

町及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずる。

６　報告

災害時に清掃応急対策を行ったときは、吾妻保健福祉事務所を経由して、県に報告する。

様式 13「清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告」

第26節　防疫活動

町担当課	保健環境課
関係機関	県

町及び県（感染症・がん疾病対策課）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施する。

１　町の防疫活動

（１）町は、平常時から住民に対し、感染症対策の指導を行うとともに、県（感染症・がん疾病対策課）の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

ア　消毒措置の実施(感染症法第27条)。

イ　ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)

ウ　指定避難所等の衛生保持

エ　臨時予防接種の実施(予防接種法第６条)

オ　住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

（２）防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。

（３）自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県（感染症・がん疾病対策課）に協力を要請する。

（４）その他、県（感染症・がん疾病対策課）の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

様式 11「防疫関係被害状況報告」

第27節　行方不明者の捜索及び遺体の処置

町担当課	保健環境課
関係機関	消防機関、県警察、県

災害時において、行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理の方法は本計画に定めるところによる。

１　行方不明者の捜索

町、消防機関及び警察機関は、相互に協力して行方不明者の捜索に当たる。

（１）町捜索隊の設置

町は、警察署と協力して行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要により町に捜索隊を置く。

（２）町捜索隊の編成

捜索隊は、災害の規模、行方不明者数、捜索範囲、その他の事情を考慮し、町民生活対策部等を中心に、その他の対策部要員をもって編成する。なお、必要な場合は、民間の協力を求める。

２　遺体の収容

発見された遺体は、町及び警察機関が消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に収容する。

■遺体収容所

所在地	施設名	電話番号	備　　考
伊勢町	**林昌寺**	75-2064	
中之条	**清見寺**	75-2396	
市　城	**宗福寺**	75-1391	
山　田	**善福寺**	75-2293	
上沢渡	**永林寺**	66-2307	
下沢渡	**宗本寺**	75-3069	
四　万	**薬王寺**	64-2393	
平	**林昌院**	75-1520	
大　塚	**宗学寺**	75-5906	
日　影	**龍沢寺**	95-3317	

３　検視・死体調査及び検案

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師及び歯

科医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう町、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師及び歯科医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会及び群馬県歯科医師会の協力を求める。

４　遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置する。

（１）葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。

（２）遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。

（３）遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。

（４）遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

５　身元の確認

町は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

６　遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡す。

■遺体処置表

処理年月日	発見日時	発見場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の一時保存料	検案料	実支出額	備考
				氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
								円	円	円	円	

７　遺体の埋火葬

（１）遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町長がこれを行う。

（２）埋火葬の実施は、町において直接土葬又は火葬に付し、又は棺、骨壷等を遺族に支給する等、現物給付をもって行う。

ア　事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後行う。

イ　身元不明の遺体については、土葬とする。

ウ　被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、旅行死亡人としての取扱による。

（３）町は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県（食品・生活衛生課）を通じて厚生労働省に協議する。

（４）町は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、埋火葬能力では対応しきれないときは、県（食品・生活衛生課）に応援を要請する。

（５）県（食品・生活衛生課）は、埋火葬について町から応援の要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行う。

８　関係帳簿等の整備

捜索及び遺体の収容処理等を実施した場合は、帳簿等を整備保管する。

第28節　広報・広聴活動

町担当課	地域共創課
関係機関	県、ライフライン事業者、放送・報道機関、その他の防災関係機関

１　広報活動

（１）町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報する。

（２）広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

・気象・水象状況	・受診可能な医療機関・救護所の所在地
・被害状況	・交通規制の状況
・二次災害の危険性	・交通機関の運行状況
・応急対策の実施状況	・ライフライン・交通機関の復旧見通し
・住民、関係団体等に対する協力要請	・食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
・避難指示等の内容	・各種相談窓口
・避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区	・住民の安否
・避難時の注意事項	・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

（３）広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努める。

・テレビ	・インターネット
・ラジオ(コミュニティＦＭを含む)	・新聞
・有線放送、町防災行政無線（戸別受信機）IP 通信網	・チラシ
	・掲示版
・ケーブルテレビ網	・携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）
・広報車	・ソーシャルメディア
・航空機	・Ｌアラート（災害情報共有システム）　等

（４）情報提供機関の連携

町、県（メディアプロモーション課ほか)、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあう。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請し、放送・報道機関は積極的に協力する。

（５）要配慮者への配慮

町、県（メディアプロモーション課ほか)、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に

当たっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮する。

ア　要配慮者施設等への情報伝達

（ア）円滑な避難のための土砂災害に関する情報及び予報・警報等の伝達

（イ）土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法の設定

（ウ）施設の管理者、施設の防災責任者等に対する説明会等の実施

イ　在宅の要配慮者への情報伝達

（ア）地域組織や住民と協力した土砂災害に関する情報及び予報・警報等の伝達

（イ）要配慮者等への避難指示発令

（ウ）要配慮者関連施設に対する施設管理者等との同様の情報伝達

（６）情報の入手が困難な者への配慮

町、県は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

２　広聴活動

（１）窓口の設置

町、県（県民活動支援・広聴課ほか）等は、必要に応じ、発生直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等の体制整備を図る。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行う。

（２）安否情報の提供

町及び県（危機管理課）は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町及び県（危機管理課）は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

３　広報の記録

町は、広報に関する記録を総務課において整備保管しておく。

資料８「締結協定一覧」

第29節　社会秩序の維持

町担当課	防災安全課
関係機関	県警察

被災地域における社会秩序を維持し、社会的な混乱や心理的動揺を最低限に抑えることにより、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る。

１　安全確保

県警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

２　犯罪の取締り

県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

３　安全確保に関する情報交換等

警察署等においては、地域の自主防災組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、住民等からの相談については、親身に対応し、不安軽減に努める。

４　パトロール等の実施

町は、県警察と自主防災組織等が連携して、被災後の無人化した地区等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するために、被災地及びその周辺において実施するパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等に対して、必要な協力等を行う。

第30節　施設、設備の応急復旧

町担当課	企業課、総務課
関係機関	県、施設・設備等の管理者

１　迅速な応急復旧の実施

（１）町、県、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

（２）町及び県は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

（３）建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、町、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

（４）施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

（５）ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、関係する省庁、県（ライフライン関係課等）、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、町及び県のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施する。

第31節　公共土木施設の応急復旧

町担当課	建設課
関係機関	公共土木施設の管理者

１　迅速な応急復旧の実施

道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行う。

２　重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

３　関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

第32節　上下水道施設の応急復旧

町担当課	企業課
関係機関	県、事業者

１　迅速な応急復旧の実施

（１）町は、被災した浄水設備、給水管、下水道管渠、下水終末処理施設等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

（２）町は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

２　重要施設の優先復旧

町は、水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

ア　医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

３　代替設備の活用

町は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

４　水道関係機関相互間の応援

町は、水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請する。

５　広報活動

町は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

第33節　ボランティアの受入れ

町担当課	住民福祉課
関係機関	県、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のＮＰＯ・ボランティア関係団体

１　災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 指定避難所の清掃 ゴミの収集・廃棄 高齢者、障がい者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 家庭動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士等) 被災宅地危険度判定 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

２　一般ボランティアの組織等

（１）区組織

地区別	区数	班数	備考
中之条地区	２４	３８１	
沢田地区	１９	１６７	
伊参地区	１１	８３	
名久田地区	１６	９４	
六合地区	１７	７９	

３　受入窓口の開設

町及び社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、町災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設する。

４　ボランティアニーズの把握

町及び町災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握する。

５　ボランティアの受入れ

町災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮する。

６　ボランティア活動の支援

町は、次によりボランティア活動を支援する。

（１）ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。

（２）必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

７　ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、町、県（県民活動支援・広聴課ほか）及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮する。

県又は都道府県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とする。

第34節　義援物資・義援金の受入れ

町担当課	総務課、こども未来課
関係機関	県

１　義援物資の受入れ

（１）義援物資の受入れ要否の判断

町は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があった時は、申出のあった品目の各指定避難所等における過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。

（２）需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、町は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

（３）受入機関の決定

町及び県（健康福祉課）は、相互に調整の上、義援物資の受入機関（県と町が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定める。

（４）集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保する。

なお、集積場所の選定に当たっては、仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討する。（「第18節　交通の確保」－「５　輸送拠点の確保」参照）。

ア　県が募集した義援物資の集積場所

県が募集した義援物資は、町が台帳を作成し、場所を指定して保管する。

なお、町は、県（吾妻保健福祉事務所を経由して健康福祉部健康福祉課）に義援物資の種別、拠出者名、保管場所を報告する。

イ　町が募集した義援物資の集積場所

町で募集した義援物資は、日赤群馬県支部中之条分区に集積する。

（５）受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行う。

（６）受入物資の配分

町が受け入れた物資については、町が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分し、県が受け入れた物資については、町と県（健康福祉課）とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分する。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意する。

（７）ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

（８）小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、町の負担となることから、原則として受け付けない。

県(健康福祉課及びメディアプロモーション課)は、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかける。

２　義援金の受入れ

（１）義援金の募集

町及び県（健康福祉課）は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集する。

（２）「募集・配分委員会」の設置

町及び県（健康福祉課）は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」（事務局：県健康福祉課）を設置し、県内における義援金受入事務を一元化する。

ア　群馬県	エ　群馬県町村会	キ　日本赤十字社群馬県支部
イ　被災市町村	オ　群馬県市議会議長会	ク　群馬県社会福祉協議会
ウ　群馬県市長会	カ　群馬県町村議会議長会	ケ　群馬県共同募金会

（３）募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報する。

（４）義援金の集積

ア　県が募集した義援金の集積場所

県が募集した義援金は、町が台帳を作成し、場所を指定して保管する。

なお、町は、県（吾妻保健福祉事務所を経由して健康福祉部健康福祉課）に義援金品の種別、拠出者名、保管場所を報告する。

また、義援金は、国の指定に基づき輸送する。

イ　町が募集した義援金の集積場所

町で募集した義援金は、町で保管する。

（５）義援金の配分

ア　義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定める。

イ　義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

ウ　義援金の被災者への支給は、町が行う。

第35節　要配慮者の災害応急対策

町担当課	住民福祉課、防災安全課
関係機関	要配慮者利用施設の管理者、消防機関、県、県警察、地域住民、自主防災組織、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関

町は、県、防災関係機関及び要配慮者関連施設の管理者と連携して、「中之条町避難支援プラン（個別計画）」に基づいて、避難行動要支援者の安全を確保するための地域の実情に応じた災害応急対策を行う。

１　要配慮者対策

（１）災害に対する警戒

ア　町は、気象に関わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

イ　町長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。

ウ　町は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じる。

エ　町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達する。

（２）避難

町は、避難指示等が発令され場合には、次の事項を留意の上、避難行動要支援者個別避難計画等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させる。

ア　避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

イ　避難経路の設定に当たっては、災害危険区域をできるだけ避けた上で、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、遅れや途中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

ウ　指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所において

も、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行う。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。

なお、福祉避難所は、「第２章　災害予防計画」－「第25節　要配慮者対策」に示す。

エ　避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な災害要援護者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請する。

（３）安否の確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努める。

２　避難支援体制

役場内に、情報の共有、避難支援プランの策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に進めるため、横断的組織として「避難行動要支援者支援班」を設ける。

①　位置付け	
平常時	防災関係部局や福祉関係部局で横断的なプロジェクト・チームを設置。
災害時	災害対策本部中、防災関係部局に設置。
②　構成	
平常時	班長（住民福祉課長）、班員（福祉係、危機管理係）。 ※避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めること。
災害時	基本的に住民福祉課長・担当者で構成。
③　業務	
平常時	避難行動要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等。
災害時	高齢者等避難等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の避難行動要支援者支援班等との連携・情報共有等。

３　避難指示等の発令・伝達方法

災害発生又は発生のおそれのある場合は避難指示等を発令する判断基準を明確化し、判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定める。

情報伝達ルート
・町から各区長（又は自主防災組織の代表者）を通じて直接伝達する。 ・福祉関係機関・団体のネットワークを活用し、確実に情報伝達する。

情報伝達手段
・聴覚障害者：インターネット（電子メール、携帯メール等)、テレビ放送、FAX ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話 ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等
情報伝達責任者
・避難行動要支援者支援班

４　指定避難所における支援方法

（１）バリアフリー対応

指定避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を災害発生後速やかに仮設する。

（２）長期化する場合の環境整備

特に体育館等が指定避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておく。

（３）相談窓口の設置

指定避難所には、避難行動要支援者の要望を把握するため、避難行動要支援者支援班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者支援班を設置し、避難行動要支援者用相談窓口を設ける。

その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。

（４）避難生活が長期化する場合

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組が重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、指定避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続を行う。なお、災害発生後、速やかな対応をとるために、予め関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておく。

（５）障がい者等に対する情報提供について

指定避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行う。

５　要配慮者施設の管理者との連携

（１）災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずる。

ア　発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ　必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導態勢を整える。

ウ　地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ　自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

（２）避難

要配慮者利用施設の管理者は、町長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させる。

ア　避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ　入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ　避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

（３）他施設への緊急入所等

ア　要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。

イ　要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）又は町に対し、入所先のあっせんを要請する。

ウ　町及び県（要配慮者利用施設所管の各課）は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努める。

エ　社会福祉施設の災害時相互応援協定締結団体の管理者は、加盟施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局（群馬県社会福祉協議会）に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請する。

（４）要配慮者施設

要配慮者施設は、「第２章　災害予防計画」－「第25節　要配慮者対策」に示す。

資料８「締結協定一覧」

第36節　農林水産業の災害応急対策

町担当課	農林課
関係機関	県

１　農作物関係

（１）改植用苗の確保

ア　県（米麦畜産課）は、水稲の改植の必要が生じたときは、県内外から余剰苗を調達する。なお、苗の使用に当たっては、病害虫の防除に留意する。

イ　果樹の改植を必要が生じたときは、県（蚕糸特産課）に要請し、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗のあっせんを要請する。

（２）病害虫の防除

ア　県（農政課）は、次により緊急防除体制の整備を図るとともに、その防除指導を行う。

（ア）災害により病害虫が発生するおそれがあるときは、町に対し、病害虫防除の実施を指示する。

（イ）必要に応じ、防除指導班を編成し、現地指導を行う。

（ウ）災害により、町域を越えて病害虫が広範囲に多発するおそれがあるときは、農林水産大臣と連携を取りながら、町に対して病害虫防除の実施を指示する。

（エ）必要に応じ、全国農業協同組合連合会群馬県本部又は群馬県農薬卸協同組合に対し、農薬の緊急供給を要請する。

イ　町は、県から病害虫防除の指示を受けたときは、市町村病害虫防除協議会に諮り、防除班を編成して防除を実施する。

（３）転換作物の導入指導

町及び県（野菜花き課）は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

２　家畜関係

（１）家畜の避難

町及び県（米麦畜産課）は、必要に応じ、県の協力を得て、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

（２）家畜の防疫及び診療

県(農政課)は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、町、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずる。

ア　群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ　防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。

ウ　獣医師を派遣又はあっせんする。

エ　病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ　死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

（３）環境汚染の防止

町及び県(米麦畜産課)は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出措置措置を講ずるよう指導する。

３　水産関係

（１）飼育技術の指導

県（蚕糸特産課）は、必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行う。

（２）種苗の確保

県（蚕糸特産課）は、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、種苗のあっせん等を行う。

４　林産関係

県（林業振興課）は、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導する。

第37節　学校の災害応急対策

町担当課	こども未来課
関係機関	学校管理者、県

１　気象状況の把握

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の管理者（以下、この節において「学校管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

２　学校施設の安全点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検する。

３　児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保する。

（１）児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。

（２）傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

（３）児童・生徒を帰宅させる場合は、通学路の土砂災害等に対する安全性を十分に点検し、注意事項を十分徹底させた上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等行うとともに、児童・生徒を安全の確保できる場所に避難させる。

４　災害情報の連絡

（１）学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

（２）応急対策計画の策定のため、学校長は次の事項について被害状況を速やかに収集し、教育長に報告する。

なお、教育長は町長に遅滞なく報告する。

ア　学校施設の被害状況

イ　その他教育施設の被害状況

ウ　職員その他の職員の罹災状況

エ　児童、生徒の罹災状況

オ　応急措置を必要とする事項

（３）教育長は、取りまとめた被害状況を群馬県地域防災計画に定めるところにより遅滞なく県教育委員会に報告する。

５　応急復旧計画

（１）文教施設

町は、被害状況の収集に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧に努める。

ア　軽易な校舎の被害の場合は、応急修理を行い教室不足のときは特別教室を転用する等の措置をとる。

イ　被害が大きく応急修理では使用に耐えられないときは、近隣の学校又は公民館、寺院等を一時使用する措置をとる。

ウ　机、椅子、教材等が不足するときは近隣の学校等から余剰のものを集め授業に支障のないようにする。

エ　避難者の収容、その他で体育館その他を使用するときは、関係機関とよく連絡のうえ措置する。

（２）その他社会教育施設

社会教育施設等は、避難所等に利用される場合も少なくないので、町は、被害状況の収集に努めるとともに、応急修理等適宜の処置を速やかに実施する。

（３）文化財関係施設

町は、被害実態を的確に把握するとともに、文化財としての価値を維持するために必要な修理、その他の対策を所有者、管理団体等に対し、指示又は指導する。

６　教育の確保

（１）教育施設の確保

ア　施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合は、できるだけ速やかに修理を施し、施設の確保に努める。

イ　普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。

ウ　校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用する。

エ　応急仮校舎の建設

アからウまでにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

（２）教育職員の確保

町は、教育職員の罹災状況を把握し、教育職員が不足する場合は、次によりその確保を図る。

ア　学校内操作

欠員が少数の場合は、学校内操作による。

イ　町内操作

学校内操作が困難なときは、町立学校間において操作する。

ウ　町外操作

町内操作が困難なときは、県教育委員会に他市町村からの操作を要請する。

エ　臨時職員

教育職員の確保には、ア～ウの方法によるほか、教育免状所有者で現職にない者を臨時に確保することを検討する。

（３）応急教育実施上の留意事項

災害の状況に応じ、2部授業等によりできるだけ応急授業を行うよう努め、授業の実施に際しては、次の事項に留意する。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないよう留意する。

イ　教育施設が公民館等学校外施設によるときは、授業の方法、児童の保健等に留意する。

ウ　通学道路、その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ　学校が避難所に利用される場合は、収容者と児童生徒がそれぞれに支障とならないよう留意する。

オ　授業が長期にわたり不可能な事態は、学校と児童の連絡方法、自習勉学の方法等の整備工夫をする。

（４）授業が長期にわたり不可能なときは、学校と児童の連絡方法、組織（通学班、子供会等）家庭学習等の整備工夫をする。

７　教材、学用品等の調達及び配給方法

（１）災害救助法が適用されない場合のあっせん

災害救助法の適用は受けなかったが、同一時の災害で他市町村（県内）に災害救助法が適用されたときに教科書を災害で失った者で、その必要があるときは、一括あっせんする。

８　給食の措置

（１）町は、給食施設が被害を受け、給食が実施できないときは、必要な応急修理を行う。応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努める。

（２）器具、原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

（３）学校が避難所として使用される場合、給食施設は罹災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しとの調整に留意する。

（４）衛生上支障のないよう十分留意する。

（５）給食の一時中止

次の場合には、給食を一時中止する。

ア　感染症の発生、その他食品衛生上の危険が予想されるとき。

イ　給食物資の確保が困難なとき。

ウ　その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

９　避難者の援護と授業の関係

学校が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先する。

なお、授業の再開については、「６　教育の確保」－「（１）教育施設の確保」により、速やかに教室を確保して実施する。

10　関係帳簿等の整備

文教対策の実施に際しては、帳簿に所要事項を記載整備する。

第38節　文化財の災害応急対策

町担当課	生涯学習課
関係機関	文化財の所有者・管理者、県

１　気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

２　文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検する。

３　観覧者の安全確保

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保する。

（１）文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の施地内に利用者・観覧者等がいる時に被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。

（２）傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

４　文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずる。

５　災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

６　応急修復

（１）文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施す。

（２）町及び県（文化財保護課）は、（１）の応急修復について積極的に協力する。

第39節　労働力の確保

町担当課	観光商工課
関係機関	群馬労働局、各防災関係機関

１　実施責任者

町長は、労務者及び技術者等の動員雇用を行うため、防災関係機関の要請により渋川公共職業安定所中之条出張所長に、労務者の供給あっせんの協力要請を行う。

また、防災関係機関等の長は、自己の災害対策に支障をおよぼさない範囲で、技術者等を派遣して応援を実施する。

２　災害救助法適用時の労務者の雇上げ

（１）労務者雇上げの範囲

次の救助を実施するため必要があるときは、必要最少限の労務者を雇上げする。

ア　被災者の避難

イ　医療及び助産における移送

ウ　被災者の救出

エ　飲料水の供給

オ　救済用物資の整理、輸送及び配分

カ　行方不明者の捜索

キ　遺体の処理

（２）雇上げ期間

被災者の避難の場合は、被害が現に発生し又はそのおそれのある１日程度とし、他は当該救助の実施が認められる期間内とする。

（３）費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第二による。

３　公共職業安定所の措置等

（１）公共職業安定所長は、災害時において労務者の供給が円滑に実施できるよう、求職者の町村別及び職種別人員の把握等に努めておく。

（２）町長は公共職業安定所長の措置する労務者の確保について、資料の提供、求職者に対する連絡等、積極的に協力する。

４　求人申し込み方法

（１）町長等災害応急対策責任者は、職業安定法第36条に基づく労務者の募集のみでは労働者の確保が不充分なときは、公共職業安定所長に文書又は口頭で労務者の供給あっせんを要

請する。

（２）（１）により公共職業安定所長に求人申し込みをする場合は、次の事項を明らかにする。

ア　職種別所要労務者数

イ　作業場及び内容

ウ　労働条件

エ　宿泊施設の有無

オ　その他必要事項

５　労務者等確保順位

労働者等の確保は、おおむね次により行う。

（１）防災関係機関の常傭労務者及び関係業者等の労務者の動員

（２）渋川公共職業安定所中之条出張所のあっせんによる労務者の動員

（３）防災関係機関等の応援派遣による技術者等の動員

（４）緊急時において従事命令等による労務者等の強制動員

６　公共職業安定所の労務者供給あっせん

（１）労務者あっせん手続、方法

町長は、「５　労務者等確保順位」による自らの労務者確保が困難な場合は、渋川公共職業安定所中之条出張所に次の事項を明示して必要な労務者の紹介あっせんを要請する。

ア　必要労務者数

イ　男女別内訳

ウ　作業の内容

エ　作業実施機関

オ　賃金の額

カ　労務時間

キ　作業場所の所在

ク　残業の有無

ケ　労務者の輸送方針

コ　その他必要な事項

（２）賃金の額

町が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

（３）賃金の支払い

町は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払う。

ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するととも

に、支給日を労働者本人に通知する。

7　応援要請による技術者等の動員

防災関係機関等は、「５　労務者等確保順位」による自らの技術者等確保が困難な場合は、次の事項を明示して他の防災機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

（１）派遣を要請する理由

（２）派遣を要請する職員の職種別人員数

（３）派遣を必要とする期間

（４）派遣される職員の給与その他の勤務条件

（５）その他職員等の派遣について必要な事項

8　従事命令等による労務者等の強制動員

災害応急対策の緊急実施のため、「５　労務者等確保順位」の手段による労務者等の確保が困難な場合は、各法律に基づく次の強制命令執行により、労務者等の確保を図る。

（１）命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第５項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者、消防長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第７条	知事
	協力命令	災害救助法第８条	知事
災害応急対策作業（災害救助法による救助を除く）	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令		知事
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第１項	町長
		災害対策基本法第65条第２項	警察官
		警察官職務執行法第４条	

（２）命令の対象者

命令区分	対象
消防作業	火災の現場附近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住するもの又は水防の現場にある者

災害救助、災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	1　医師、歯科医師又は薬剤師 2　保健師、助産師又は看護師 3　土木技術者又は建築技術者 4　大工、左官又はとび職 5　土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 6　地方鉄道業者及びその従事者 7　軌動経営者及びその従事者 8　自動車運送事業者及びその従事者 9　港湾運送業者及びその従事者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による町長、警察官の従事命令）	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者

（３）従事命令等の執行

ア　知事の従事命令執行は、次の方法による。

（ア）災害救助法が適用されたとき…同法に基づく従事命令（県福祉政策課担当）

（イ）災害救助法が適用されないとき…災害対策基本法に基づく従事命令（県危機管理課担当）

（ウ）知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む）の従事命令の執行に際しては、方法等の定める令書を交付する。

イ　知事以外の従事命令等発令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第40節　災害救助法の適用

町担当課	防災安全課
関係機関	県

１　災害救助法に基づく救助の実施

知事（危機管理課）は、当該災害が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認め、救助の実施に関する事務の一部を委任された場合は町長が行うとすることができる。

２　災害救助法の適用基準

災害救助法施行令、次のいずれかに該当する災害の場合に適用される。

（１）家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、50世帯以上に達した場合。

（２）被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の滅失世帯の数が1,500世帯以上に達する場合において、町の滅失世帯の数が25世帯以上に達する場合。

（３）被害が全県域にわたり、かつ県内の被害世帯の数が7,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等の場合において、町の被害の状況が救助を要する状態にある場合。

（４）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

（５）上記(１)から(４)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

３　救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

（１）避難所の設置及び応急仮設住宅の供与

（２）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（３）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（４）医療及び助産

（５）災害にかかった者の救出

（６）災害にかかった住宅の応急修理

（７）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

（８）学用品の給与

（９）埋葬

(10) 死体の捜索及び処理

(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、「２　災害救助法の適用基準」（５）による救助の種類は、（１）のうち避難所の設置である。

４　救助の実施機関

災害救助は知事（危機管理課及び関係課）が実施し、町長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を町長が行うことができる。

５　救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」による。

６　適用手続

災害救助法の適用手続は、次による。

（１）町は、県に被害報告を行う。知事（危機管理課及び関係課）は、町からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。

（２）知事（危機管理課）は、災害救助法の適用を決定したときは、町名を公示するとともに、内閣府政策統括官（防災担当）に報告する。

（３）知事（危機管理課）は、救助の一部を町長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を町長に通知するとともに公示する。

７　応急公用負担

（１）物的公用負担

ア　公用負担の種類と執行者

公用負担の種類	対象物	根拠法律	執行者
使用・処分 使用制限	消防対象物・土地	消防法第29条第１項	消防署員 消防団員
一時使用	土地	水防法第21条第１項	水防団長 水防団員 消防機関に属する者
使用・収用	土石、竹木、その他の資材		
使用	車馬、その他の運搬具、器具		
保管命令	必要物資の生産、集荷、配給保管、輸送の業者	災害救助法第５条第１項 災害対策基本法第78第１項	指定行政機関の長 指定地方行政機関の長
収用	必要な物資		
管理	病院、診療所、助産所、旅館飲食店	災害救助法第９条 災害対策基本法第71条	知事（町長）
使用	土地、家屋、物資		
保管命令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、輸送の業者		

収用	必要な物資		
一時使用	他人の土地、建物、その他の工作物	災害対策基本法第64条第１項	町長
使用・収用	土石、竹木、その他の物件		
除去その他の必要な措置	災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるもの	災害対策基本法第64条第２項	

（２）人的公用負担

ア　命令の種類と執行者

知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。知事以外の従事命令等発令権者が発令する従事命令等には、令書交付は必要としない。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第５項	消防吏員 又は 消防団員
水防作業	〃	水防法第17条	水防管理者
災害救助作業	〃	災害救助法第７条	知　事
〃	協力命令	災害救助法第８条	〃
災害応急対策作業（災害救助法による救助を除く）災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第71条	〃
	協力命令		〃
	従事命令	災害対策基本法第65条第１項	町　長
		災害対策基本法第65条第２項	警察官
		警察官職務執行法第４条	〃

第41節　動物愛護

町担当課	保健環境課
関係機関	県

災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

１　動物愛護の実施

（１）実施機関

県が、吾妻地区獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策を実施する。

（２）実施方法

動物救護本部は、次の事項を実施する。

ア　飼養されている動物に対する餌の配布

イ　負傷した動物の収容・治療・保管

ウ　放浪動物の収容・保管

エ　飼養困難な動物の一時保管

オ　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供

カ　ボランティアの受入れ・派遣・管理

キ　一時保護施設の設置・運営・管理

ク　動物に関する相談の実施等

２　町は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。

３　家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

第42節　消火活動

町担当課	防災安全課
関係機関	消防機関、県、県警察、消防団、自主防災組織、住民、企業

１　町・消防機関における災害情報の収集・連絡

（１）町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

（２）消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

（３）吾妻行政県税事務所又は県消防保安課への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第１号様式（火災）による。

２　被災地域内の消防機関等による消火活動

（１）住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力する。

（２）消防機関による消火活動

ア　消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施する。

イ　消防機関は、管内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく近隣の消防機関に応援を要請し、又は県(消防保安課)に対し防災ヘリコプターによる空中消火を要請するなど、早期消火に努める。

（３）消防機関による消火活動

ア　消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。

イ　消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求める。

ウ　消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、直ちに知事(消防保安課)に要求する。

エ　消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

３　被災地域外の消防機関による応援

（１）被災地域外の消防機関は、被災地内の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

（２）応援のため出動した消防機関は、応援を受けた消防機関の指揮の下で活動する。

様式５「火災等即報（第１号様式）」

様式６「火災等即報（第２号様式）」

資料８「締結協定一覧」

第43節　応急措置

町担当課	防災安全課
関係機関	－

１　出動命令

町長は、町の地域に災害が発生するおそれがあるときは、消防団に出動命令を、また広域消防署に出動要請する。

また、警察官等の出動については、状況に応じ警察署長に要請する。

２　事前措置

町長は、防災上事前措置が必要と認めるときは、設備、物件の除去又は保安等について必要な措置をとる。（災害対策基本法第59条、水防法第９条、消防法第５条、屋外広告物法第７条）

３　従事命令

（１）強制従事命令の種類と執行者

従事命令および協力命令は、次に掲げるとおりである。

命令対象の作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第２９条第５項	消防吏員又は消防団長
水防作業	従事命令	水防法第１７条	水防管理者 水防機関の長
災害救助作業 **（災害救助法適用救助）**	従事命令 協力命令	災害救助法第２４条 災害救助法第２５条	知　事
災害応急対策作業 **（除く災害救助）**	従事命令 協力命令	災害対策基本法第７１条	知　事
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第６５条第１項	町　長
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第６５条第２項	警察官
災害応急対策作業（全般）	従事命令	警察官職務執行法第４条	警察官
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策災対法第６５条第３項	自衛官

（２）強制命令の対象者

強制命令の対象者は、次に掲げる範囲とする。

命　令　区　分	従　事　対　象　者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	町の区域内の住民又は水防作業の現場にある者

災害救助その他の作業 **（災害救助基本法による知事の従事命令）**	（１）医師、歯科医師又は薬剤師 （２）保健師、助産師又は看護師 （３）土木技術者又は建築技術者 （４）大工、左官又はとび職 （５）土木業者又は建築業者およびこれらの者の従事者 （６）鉄道業者およびその従事者 （７）自動車運送業者およびその従事者 （８）し尿、ごみ、収集運搬業者
災害救助その他の作業 **（知事の協力命令）** **災害対策全般（災害対策基本法による町長、警察官従事命令）** **災害緊急対策全般（警職法）**	救助を要する者およびその近隣の者 町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 その場にい合わせた者、その事物の管理者その他関係者
災害緊急対策全般 **（警察官職務執行法）**	その場にいる者、管理者その他関係者

（３）公用令書の交付

従事命令、協力命令、保管命令、管理命令、使用命令、収用命令を発する場合においては公用令書を交付して行う。（災害対策基本法第81条）

なお、命令を変更し、又は取り消しするときも同様とする。

（４）損失補償

町長は、工作物の使用、収用等の処分が行われたため生じた損失について、補償の請求があったときは、補償する。（災害対策基本法第82条）

４　町の委員会等の応急処置

町の委員会、委員、町の区域内の公共的団体および防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、町の地域に係わる災害が発生し、又は発生しようとしているときは町長の所轄の下にその所轄事務若しくは所轄事務に係わる応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力する。

第44節　水防計画

町担当課	総務課、防災安全課
関係機関	消防機関、県警察、消防団、自主防災組織

１　水防本部

（１）水防本部設置基準

町長は、次の場合に中之条町水防本部（以下「水防本部」という。）を設置するとともに、水防事務を処理する。

ア　大雨、洪水等のいずれかの予報及び警報が発せられたとき。

イ　その他知事が洪水等の発生する恐れがあると認めたとき。

（２）水害本部廃止基準

ア　洪水等の恐れが解消し、水防活動が終了したとき。

イ　災害対策本部が設置されたとき。

（３）水防本部設置場所

水防本部は、役場内に設置する。なお、役場内に設置できない場合には、ツインプラザに設置する。

（４）水防本部の組織編成

水　防　本　部	
本　部　長	町　　長
本　部　員	消防団長
	総務課長
	建設課長
	防災安全課長

２　水防配備および活動

（１）町の非常配備

町長は、県又は前橋地方気象台から、その状況を通知されたとき、又は洪水等による危険があると予想されたときは、次の基準により、非常配備につかせるための指令を発する。

区　　分	発 令 基 準
初期動員	前橋地方気象台から大雨・洪水のいずれかの注意報が発せられたとき
第１号配備	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生まで、かなりの時間的余裕のあるときは、少数の人員であたり、情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに指導、その他の活動ができる態勢
第２号配備	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられ、水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なくできる態勢

第３号配備	事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき、所属人員全員によって、水防活動ができる態勢
注意事項	１　この指令は、事態に応じ第１配備から直ちに第３配備を発令する場合もある ２　水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自動的に出動しなければならない ３　水防本部員は、第１配備指令後はできるかぎり外出を避け、待機しなければならない ４　非常勤務者は、交替者と引き継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない ５　その他の者は、あらかじめ自己の勤務すべき時間を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない ６　災害対策本部が設置されたときは、地域防災計画に定める基準による

（２）水防活動

町長は、水防法第16条の規定に基づく水防警報が発表されたとき、又は河川の水位が知事の定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他、水防上必要があると認められるときは、水防団又は消防機関を、次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。この場合、「水防活動速報報告書」により直ちに出動状況を中之条土木事務所に報告する。出動や出動準備の基準はおおむね次のとおりとする。

ア　待機

待機命令は、次の状況の際発するものとし、水防団又は消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の状勢を把握することに努め、又は一般団員を直ちに、次の段階に入れるような態勢におく。

待機基準	１　洪水予・警報等、河川状況により必要と認められるとき ２　水防警報（待機）が発せられたとき

イ　出動準備

出動準備命令は、次の状況の際発するものとし、水防団及び消防機関の責任者等は、所定の詰所に集合し、資材の整備、点検、作業員の配備計画等にあたり、ダム水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。

待機基準	１　河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき ２　気象状況等により水害の危険が予知されるとき

ウ　出動

出動命令は、次の状況の際発令するものとし、水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につく。

待機基準	１　水防警報（出動）が発せられたとき ２　河川の水位が氾濫注意水位に達したとき ３　急激な豪雨があったとき ４　堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき

３　河川の巡視および警戒

（１）町長は、気象又は水防の予警報が発せられたときや気象状況により水防の必要が予知されるときまたは、地震による堤防の漏水、沈下等のおそれがある場合は巡視員を派遣して区域内の堤防その他水防に関する工作物等の巡視警戒にあたる。

（２）巡視員は、水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに水防作業を実施するとともに、水防管理者に報告する。巡視にあたって留意すべき事項は、おおむね、次のとおり。

ア　川側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ

イ　堤防の上端の亀裂又は沈下

ウ　居住地側堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂

エ　排・取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締り具合

オ　橋梁その他の構造物と取付部分の異常

カ　堤防から水があふれる状況

（３）町長は、県から非常配備体制が指令された場合は、河川等の監視および警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視する。

４　雨量の観測及び通報

（１）雨量通報

気象状況により相当な降雨があるときは、中之条土木事務所に次の事項を報告する。

ア　降雨開始より１時間ごとの雨量

（２）水位通報

水位通報は増減見込み等を次の各項により水量標の数字を中之条土木事務所に報告する。

ア　水防団待機水位に達したときから、同水位を下るまでの間毎時間ごと

イ　氾濫注意水位に達したとき

ウ　避難判断水位に達したとき

エ　最高水位に達したとき

オ　避難判断水位を下ったとき

カ　氾濫注意水位を下ったとき

キ　水防団待機水位を下ったとき

ク　急激に水位が上昇したとき

第45節　雪害対策

町担当課	防災安全課、建設課
関係機関	消防機関、県警察、消防団、自主防災組織

積雪により交通が麻痺すると経済活動に与える影響が大きいので、人命の保護と共に経済活動の維持のため、交通の確保を重点に置き、「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」（平成26年11月、群馬県道路除雪会議）をもとに道路機能の回復を主として示す。

１　道路除雪の行動

町は、道路除雪行動について以下の準備を行う。

段階	目安	作業の流れ
第一段階 **［行動準備］**	降雪開始 ２日前	①大雪警報レベルの積雪予測が発表された段階で関係者に「行動計画（案）による行動開始の予告」 ②予測降雪量、時間帯、体制等についての情報共有 ③各道路管理者の判断により、県外道路管理者に対する「応援要請の事前予告」 ④事前広報（各種情報ツールを活用） ⑤冬タイヤ、チェーン携行の指導
	降雪開始 24時間前	⑥降雪予測がされた時点で除雪要員へ「出動準備の確認」 ⑦「行動計画（案）」による除雪体制の準備
	降雪当日	⑧「行動計画（案）」による除雪地区の除雪体制確認
第二段階 **［除雪開始時］**	降雪開始	①広報（路面状況等のリアルタイム情報の提供） ②ＨＰ・Ｘ（旧 Twitter）、防災情報無線等による情報提供
	降雪 ５～10cm	③各路線の積雪状況把握（チェーン装着指導の実施） ④除雪機械の配置替え準備 ⑤各道路管理者の判断により、県外道路管理者に対し、「応援準備要請」
	降雪実績による路面状況の悪化時	⑥除雪機械の配置替え ⑦各道路管理者の判断により、県外道路管理者に対し、「応援要請」
第三段階 **［大雪警報発令時］**	大雪警報発令	①事前周知（大雪時不要不急の外出自粛要請、注意事項） ②情報提供（防災無線、安心メールによる大雪の注意喚起、通行規制情報） ③優先除雪区間の除雪開始 ④主要幹線道路でのチェーン装着指導開始 ⑤通行止め要員、機材の準備 ⑥通行止めによる除雪作業準備 ⑦各道路管理者の判断により、県外道路管理者による「応援除雪開始」
	降雪実績による路面状況の悪化時	⑧通行止め開始の情報提供（通行止め区間、開始時間） ⑨通行止め要員・機材の配備 ⑩通行止め区間の除雪開始時刻等の確認 ⑪通行止め開始の指示

	通行止め開始	⑫通行止め開始広報（通行止め開始時刻、予定完了時刻） ⑬通行止め区間の除雪作業開始 ⑭通行止めによる除雪作業の区間、開始時刻、完了見込み時刻等の情報共有 ⑮通行止め完了広報

２　道路除雪体制

（１）役割分担

大雪時には、各道路管理者による指示が一元化されていないため、相互の協力による効率的な除雪が必要不可欠である。このため、各道路管理者は、あらかじめ隣接する他の道路管理者と調整し、管理者の垣根を越えた除雪を行う。

（２）配備体制

基本となる配備体制を示す。ただし、現地の状況をふまえて柔軟に対応する。

組　織	状況（配備体制の目安）	配備体制
（以下の組織を設置する前の段階）	・住民、関係団体からの要請があり、町長が必要と判断したとき	・町 ・協定を締結した町内事業者 ・消防団
災害警戒本部設置時	・特別気象警報（特別暴風雪警報、特別大雪警報）又は気象警報（大雪警報、暴風雪警報）が発表されたとき ・24時間降雪が40(cm)以上になり、さらに降雪が予測されるとき ・町長が必要と判断したとき	（災害警戒本部の指示による）
災害対策本部設置時	・特別気象警報（特別暴風雪警報、特別大雪警報）又は気象警報（大雪警報、暴風雪警報）が発表されたとき ・24時間降雪が100(cm)以上になり、さらに降雪が予測されるとき ・町長が必要と判断したとき	（災害対策本部の指示による）

（３）消防団等への出動要請

消防団等への出動要請は、「第43節　応急措置に関する計画」による。

（４）自衛隊への出動要請

自衛隊への出動要請は、「第13節　自衛隊への災害派遣要請」による。

３　道路機能の確保

（１）除雪方法

除雪は、道路管理者が、「群馬県道路除雪会議」と連携して大型除雪車を使用し実施す

る。なお、町の処理能力を超える場合には、各種組合、町内建設業者等関係機関の協力を得て実施する。

また、除雪の優先順位は、現地の状況によって判断するが、緊急輸送道路や排雪場所へのルート等を意識する。

（２）除雪レベル

除雪作業に際しては、優先順位、現地の状況を考慮し以下の除雪レベルを設定する。

段　階	目　安	対　象
レベル１	１車線＋待避所確保 （すれ違い可能）	・主要幹線以外の道路
レベル２	片側１車線以上 （双方向２車線以上）	・主要幹線道路 ・主要幹線道路以外の道路 （特に交通量が多い区間）
レベル３	交差点 （右折レーン）	・主要幹線道路 （特に交通量が多い区間）
レベル４	歩道等	・自転車歩行者が特に多い区間

（３）交通規制

効率的な除雪作業を行うため、早めに通行止め措置等の交通規制を行い、スタック車両や雪崩等による車両の巻き込みの発生を抑制する。

なお、交通規制は、「第17節　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。

■通行止めの実施に関わる関係機関の役割分担（例）

道路種別	管理者と役割
道路管理者	・関係機関との連絡調整 ・除雪指示および他工区からの応援指示 ・通行止め実施区間前後の路面状況、交通状況等把握のためのパトロール ・沿線住民、道路利用者への情報提供
警察署 および 道路管理者	・一般車両の交通誘導 ・チェーン装着指導

４　情報の伝達

大雪に関する情報伝達は、「第１節　警報等の伝達」に準ずる。なお、道路管理者間において道路交通規制情報の共有を図る。

また、住民や被災者に対しても情報を伝達する。方法は「第２章　災害予防計画」－「第18節　広報・広聴体制の整備」に準ずる。

■情報の内容（例）

ア	気象情報
イ	交通規制及び交通渋滞
ウ	除雪作業の状況
エ	注意事項　・不要不急の外出禁止 ・自家用車使用の制限 ・畜舎、倉庫、車庫等の倒壊 ・屋根の落雪 ・生活道路の除雪協力

５　雪崩対策

（１）危険箇所の査察

地域内において、雪崩の発生が予想される箇所について調査を行い、巡回査察を実施して雪崩の発生が予想される危険な箇所に表示板等により表示を行い、災害の未然防止に努める。

（２）避難の指導

気温の上昇等により雪崩の危険が増大したときは、県及び関係機関と緊密に連絡を取り、危険区域の住民に対する避難の指示が的確に行われるよう指導する。

（３）雪崩の発生の危険が増大した地域については、災害地の状況に応じて速やかに除雪、食料、医薬品等について必要な応急措置を講ずる。

６　住民参加

（１）住民相互の支援

住民は、大雪による除雪作業に際し、孤立集落、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯やひとり親家庭等を支援する。

（２）生活道路の除雪

町は、生活道路について、農業用機械などを活用した除雪ができるよう地元へ協力を要請する。

第４章　災害復旧計画

第１節　復旧・復興の基本方向の決定

町担当課	各課
関係機関	関係機関、公共施設の管理者

１　災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図る。

２　基本方向の決定

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者及び住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

３　住民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、町及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行う。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

４　国等に対する協力の要請

町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第２節　原状復旧

町担当課	各課
関係機関	関係機関、公共施設の管理者

１　被災施設の復旧等

（１）町、県その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

（２）町、県その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

（３）県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、町又はその町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、町に対する支援を行う。

（４）町及び県（道路管理課）は、県知事等が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で県知事等に代わって国（国土交通省）が行うことが適当であると考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。

（５）県（道路管理課）は、町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

（６）町は、町長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。

（７）町及び県（河川課）は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、町又は県における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が町長又は県知事に代わって行

うことが適当と認められるものは、町長又は県知事に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。

（８）土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

（９）ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

２　災害廃棄物の処理

（１）円滑かつ適切な処理の実施

町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑かつ適切な処理を行う。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

また、町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

（２）リサイクルの励行

町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努める。

（３）環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省平成29年９月）及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所 令和３年３月）による。

（４）広域応援

町は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請し、連携をとり広域的な応援を行う。

第３節　計画的復興の推進

町担当課	各課
関係機関	県

１　復興計画の作成

（１）大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。

（２）町の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

（３）町及び県は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障がい者、高齢者等の要配慮者など多様な住民の意見を反映するよう努める。

（４）町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

（５）県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

（６）町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

２　防災まちづくり

（１）防災まちづくりの実施

ア　町及び県は、必要に応じ再度災害防止とより快適な地域環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

イ　町は、防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指し、住民の理解を求める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

（２）被災市街地復興特別措置法等の活用

町及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

（３）町及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対

する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

（４）町及び県は、既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

（５）町及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

（６）町及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。

第４節　被災者等の生活再建の支援

町担当課	防災安全課、住民福祉課、会計課、建設課
関係機関	県

１　罹災証明の交付

（１）県（危機管理課）は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、町に映像配信を行うなど、より多くの町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

（２）町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

（３）町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

（４）町は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県（危機管理課、建築課）は、町の活動の支援に努める。

２　被災者台帳の作成

（１）町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（２）県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

（３）町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

３　災害弔慰金の支給等

町及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

町は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

主な支援制度は、次のとおり。

（１）災害弔慰金

（２）災害障害見舞金

（３）災害援護資金

（４）群馬県(小規模)災害見舞金

（５）被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度）

（６）生活福祉資金(災害援護資金)

４　税の徴収猶予及び減免等

町及び県（税務課）は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

５　雇用の確保

（１）雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る。）が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給する。

（２）被災者に対する就労支援等

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行う。

県（労働政策課）は、群馬労働局等と連携しつつ、被災者に対するきめ細やかな就労支援を行う。また、県（産業技術専門校）は、失業者（休業者）の転職を容易にするための職業訓練を充実させる。

６　住宅再建・取得の支援

町及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図る。

（１）災害復興住宅融資

ア　建設資金

イ　購入資金

ウ　補修資金

（２）地すべり等関連住宅融資

（３）母子・寡婦福祉資金（住宅資金）

７　恒久的な住宅確保の支援

町及び県（建築住宅課）は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公

営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用する。

８　安全な地域への移転の推奨

町及び県（住宅政策課）は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

９　復興過程における仮設住宅の提供

町及び県（住宅政策課）は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

10　支援措置の広報等

町及び県（メディアプロモーション課、県民活動支援・広聴課ほか）は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった町と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供する。

11　災害復興基金の設立等

町及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第５節　被災中小企業等の復興の支援

町担当課	観光商工課
関係機関	関係機関、公共施設の管理者

１　中小企業の被災状況の把握

町及び県（産業政策課）は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

２　中小企業者に対する低利融資等の実施

町及び県（産業政策課）は、中小企業者の災害復旧を支援するため、貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知する。

（１）経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）

（２）中小企業高度化資金（災害復旧貸付）

（３）政府系金融機関による貸付条件の優遇

（４）既往貸付金の貸付条件の優遇

ア　小規模企業者等設備導入資金

激甚災害の場合、２年を超えない範囲内で償還期間を延長

イ　中小企業高度化資金

被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる

（５）県信用保証協会の災害関係保証の特例

ア　激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

通常限度額２億８千万円→別枠を含む限度額５億６千万円

イ　中小企業信用保険法第２条第４項の経営安定関連保証(災害別枠保証)

通常限度額２億８千万円→別枠を含む限度額５億６千万円

３　農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

町及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知する。

（１）助成措置

（２）経営資金

（３）事業資金

（４）農漁業用施設資金

（５）農林漁業金融公庫による貸付け

４　地場産業・商店街への配慮等

町及び県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

５　支援措置の広報等

町及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第６節　公共施設の復旧

町担当課	各課
関係機関	関係機関、公共施設の管理者

１　災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備える。

２　早期復旧の確保

（１）迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

（２）迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

３　財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

（２）公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法

（３）公営住宅法

（４）土地区画整理法

（５）感染症予防法

（６）廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（７）予防接種法

（８）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

（９）下水道法

(10) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

(11) 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第７節　激甚災害法の適用

町担当課	各課
関係機関	関係機関、公共施設の管理者

１　激甚災害の早期指定の確保

町長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、本節において「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事（関係各課）に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

２　特別財政援助の受入れ

県（関係各課）は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続を速やかに行う。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第３条）

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ　公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１条各号の施設の新設又は改良に関する事業

ウ　公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ　公営住宅法第８条第３項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ　生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ　児童福祉法第35条第２項から第４項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ　老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク　障害者自立支援法第83条第２項又は第３項の規定により、県又は町が設置した障がい者支援施設の災害復旧事業

ケ　身体障害者福祉法第28条第１項又は第２項の規定により県又は町が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

コ　売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ　激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条

の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業

ス　堆積土砂排除事業

（ア）激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下、「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。

（イ）激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの又は町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業

セ　激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き１週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

（２）農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第５条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚災害法第６条）

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第７条）

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第８条）

（ア）天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

（イ）天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第９条）

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ　土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第10条）

土地改良区等の行なう湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ　森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の２）

（ア）県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

（イ）県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

（３）中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

イ　小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を２年以内において延長することができる。

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

（４）その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の２/３を補助する。

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の１/２を補助する。

ウ　町が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）

エ　母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ　水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について､国が当該費用の２/３を補助する。

カ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は町が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の３/４を補助する。

キ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、１箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第８節　復旧資金の確保

町担当課	会計課、総務課
関係機関	県、関係機関

１　復旧資金の確保

町及び県（財政課）は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ次の措置を講じて復旧資金の確保に努める。

（１）普通交付税の繰上交付の要請

（２）特別交付税の交付の要請

（３）一時借入れ

（４）起債の前借り

２　関東財務局の協力

関東財務局（前橋財務事務所）は、復旧資金の確保について町又は県から要請があったときは、次の協力を行う。

（１）災害つなぎ資金の融資（短期）

（２）災害復旧事業資金の融資（長期）

（３）国有財産の貸付け、譲与及び売払い

第２編　　震災対策編

第１章　　総　則

第１節　目的

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第１章　総則」－「第１節　目的」に準ずる。

１　計画の目的

この計画は、大規模な地震に対処するため災害対策基本法第42条の規定に基づき、町が作成する計画であって、被害の軽減と応急対策及び復旧対策について定め、住民の生命、身体及び財産を地震から保護することを目的とする。

さらに、住民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、都道府県間の広域的応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

第２節　防災の基本理念

「第１編　一般災害対策編」－「第１章　総則」－「第２節　防災の基本理念」に準ずる。

第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

「第１編　一般災害対策編」－「第１章　総則」－「第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第４節　町における被害の想定

１　過去の地震

県内における主な地震は以下のとおりである。この中で死者数が最も多い地震は、昭和６年に発生した「西埼玉地震」となっている。

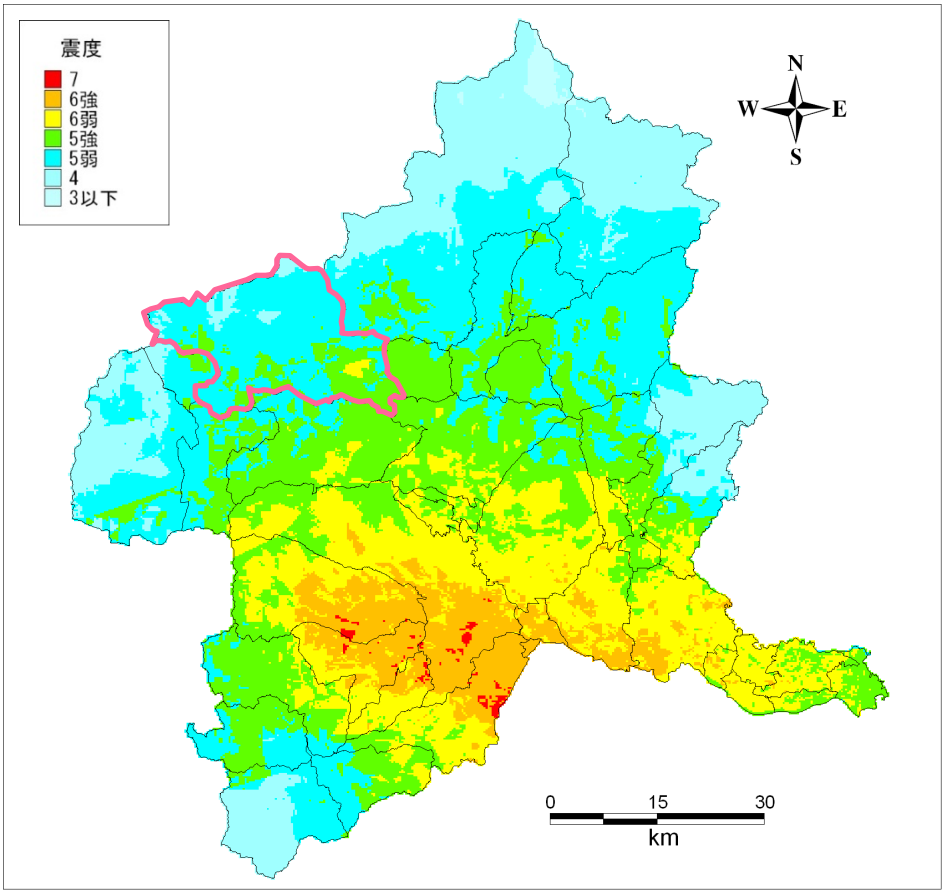
発生年月日	地震名 （震源）	マグニチュード	震　度	被害状況
818年 （弘仁９年）	（関東諸国）	＞7.5	－	（相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などで被害。圧死者多数）
1916年２月22日 （大正５年）	（浅間山麓）	6.2	－	家屋全壊７戸、半壊３戸、一部損壊109戸
1923年９月１日 （大正12年）	関東大震災 （小田原付近）	7.9	前橋：４	負傷者９人、家屋全壊49戸、半壊８戸
1931年９月21日 （昭和６年）	西埼玉地震 （埼玉県仙元山付近）	6.9	高崎・渋川・五料：６ 前橋：５	死者５人、負傷者55人、家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964年６月16日 （昭和39年）	新潟地震 （新潟県沖）	7.5	前橋：４	負傷者１人
1996年12月21日 （平成８年）	茨城県南西部の地震 （茨城県南部）	5.5	板倉：５弱 沼田・桐生・片品：４	家屋一部損壊46戸
2004年10月23日 （平成16年）	新潟県中越地震 （新潟県中越）	6.8	高崎・沼田・北橘・片品：５弱 富士見・赤堀・白沢・昭和：４	負傷者６人、家屋一部損壊1,055戸
2011年３月11日 （平成23年）	東北地方太平洋沖地震 （東北地方太平洋側）	9.0	桐生市：６弱 沼田市、前橋市、高崎市、桐生市、渋川市、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、太田市：５強	死者１人、負傷者42人、家屋半壊７棟、家屋一部破損17,679棟
2014年９月16日 （平成26年）	（茨城県南部）	5.6	前橋市、伊勢崎市、太田市、みどり市、千代田町、大泉町、邑楽町：５弱	負傷者５人、建物一部破損27件
2018年６月17日 （平成26年）	（群馬県南部）	4.6	渋川市赤城町：５弱 沼田市・東吾妻町・前橋市・桐生市・伊勢崎市・渋川市・吉岡町：４	住家一部破損４棟

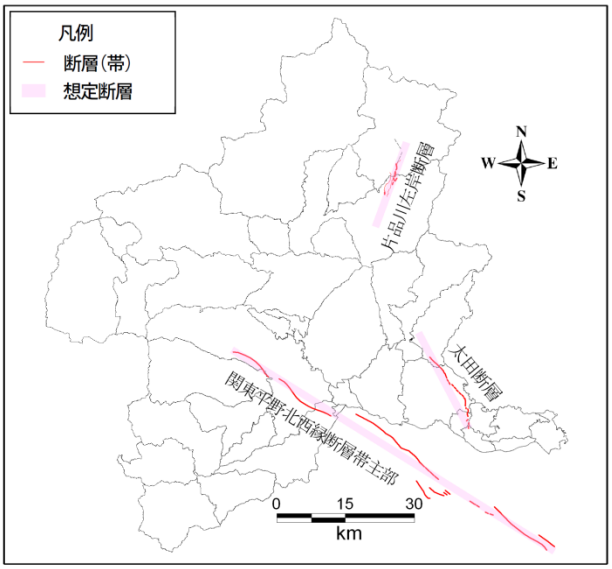
資料：「群馬県地域防災計画（震災対策編）」（令和５年３月、群馬県）

２　地震想定

群馬県が実施した「地震被害想定調査」（平成24年６月）の予測結果によると、町は「震度６弱」になっている。

本計画では、この地震を想定した予防、及び応急対策を位置づける。





被害想定を行う３つの断層(帯)と想定断層の位置図

資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年６月、群馬県）

３　地震被害想定

想定された地震による被害は、以下のように予測されている。

なお、想定断層は「関東平野北西縁断層」とし、季節と時間帯の想定ケースは、被害が比較的に大きい冬期の午前５時とした。

被害項目		中之条町	群馬県全域
◇人的被害◇			
建物被害による人的被害	死　者	０．１人	2,886.9 人
	負傷者	４．４人	17,313.3 人
（うち　屋内収容物の転倒・落下による）	死　者	０．０人	79.8 人
	負傷者	３．６人	1,422.2 人
屋外通行による人的被害			
ブロック塀倒壊による人的被害	死　者	０．０人	1.5 人
	負傷者	０．０人	48.7 人
自動販売機転倒による人的被害	死　者	０．０人	0.0 人
	負傷者	０．０人	0.1 人
屋外落下物による人的被害	死　者	０．０人	0.0 人
	負傷者	０．０人	0.0 人
土砂災害による人的被害	死　者	２．２人	236.2 人
	負傷者	２．８人	295.5 人
火災による人的被害	死　者	０．０人	8.3 人
	負傷者	０．０人	85.0 人
◇建物、その他被害◇			
配水管被害	－	１３件	5,127 件
断水世帯数	（直後）	1,663.5 世帯	482,024.0 世帯
	（1 日後）	912.6 世帯	318,149.4 世帯
ＬＰガス被害		１件	4,690 件
停電率		０．０％	11.1%
不通回線予測		０回線	7,365 回線
避難者予測	（1 日後）	1,190.2 人	543,589.3 人
	（1 か月	３３．３人	262,270.0 人
帰宅困難者数	帰宅困難者	1,417.5 人	146,099.7 人
	徒歩帰宅者	9,828.5 人	1,133,899.3 人

資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年６月、群馬県）

第２章　　災害予防計画

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」に準ずる。

第１節　町土の保全

町担当課	防災安全課、建設課
関係機関	県、土砂災害防止事業実施機関

１　土砂災害防止事業の推進

（１）地震による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害の発生を防止するため、土砂災害防止事業の各実施機関は土砂災害に係る危険箇所を、「砂防指定地」（砂防法）、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法）、又は「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）の指定の推進に努めるとともに、危険度の高い箇所から順次計画的に砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、又は治山事業を計画的に進める。

（２）「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する基礎調査を行い、町長の意見を聴きながら、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。

（３）町及び県（危機管理課、建築課）は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを国（国土交通省）等と協力して作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

（４）町及び県（地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部）は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

２　住宅等の安全立地

危険区域における住宅開発、住宅建築等を未然に防止するとともに、危険区域における住宅等の移転を促進し、住宅等の安全立地に努める。

第２節　地震に強いまちづくりの推進

町担当課	建設課
関係機関	県

１　地震に強いまちづくりの推進

町及び県は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努める。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努める。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努める。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努める。

２　密集市街地の整備

町及び県は、防災再開発促進地区における市街地の再開発を促進するため、防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める。

３　都市防災構造化推進事業の利用

町及び県は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用する。

①災害危険度判定等調査事業

②住民等のまちづくり活動支援事業

第３節　建築物の安全化

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第４節　建築物の安全性の確保」に準ずる。

町担当課	建設課、防災安全課、こども未来課、生涯学習課
関係機関	県、施設管理者、建築物所有者

１　建築物の耐震性の確保

（１）中之条町耐震改修促進計画

中之条町耐震改修促進計画では、多数の者が利用する建築物及び住宅（耐震シェルター等により減災化した住宅を含む。）の耐震化の数値目標を令和７年度までに多数の者が利用する建築物を95％、住宅を85％としている。

（２）耐震改修に係る支援制度

中之条町耐震改修促進計画の目標達成に向けて、町と県が協働し、一定の条件の下で活用可能な耐震化の支援制度を設けているため、その周知を図る。

２　公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

（１）町、県及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）については、耐震性の確保に特に配慮する。

（２）町及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

（３）町及び県は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

３　建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

町、県及び建築物の所有者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

４　文化財の保護

町及び県は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

５　空家等の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第４節　ライフライン施設の機能確保

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第５節　ライフライン施設の機能確保」に準ずる。

第５節　緊急地震速報と地震情報

１　緊急地震速報

（１）緊急地震速報の発表等

緊急地震速報（警報）は、震度５弱以上を予想した場合または、長周期地震動階級３以上を予想した場合に、震度４以上が予想される地域または、長周期地震動階級３以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、気象庁が発表する。緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上が予想される場合または長周期地震動階級４が予想される場合は特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

（２）緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による町の防災無線等を通して住民に伝達される。

２　地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模(マグニチュード)、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・地震情報（各地の震度に関する情報）を発表した地震のうち、長期地震動階級１以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を10分程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

第６節　情報の収集・連絡体制の整備

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第９節　情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。

町担当課	防災安全課、総務課、地域共創課、農林課、建設課
関係機関	県、その他の防災関係機関

１　緊急地震速報の伝達体制等の整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

また、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

なお、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第７節　通信手段の確保

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第10節　通信手段の確保」に準ずる。

町担当課	防災安全課、総務課
関係機関	県、電気通信事業者、その他の防災関係機関

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠である。

このため、町及び防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模地震を考慮した対策を講じておく。

１　通信施設の管理保全の徹底

町及び防災関係機関は、大規模地震発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び耐震性の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

第８節　職員の応急活動体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第11節　職員の応急活動体制の整備」に準ずる。

第９節　防災関係機関の連携体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第12節　防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。

第10節　防災中枢機能等の確保

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第13節　防災中枢機能等の確保」に準ずる。

第11節　救助・救急及び保健医療活動体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第14節　救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備」に準ずる。

第12節　消火活動体制の整備

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第14節　救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備」に準ずる。

町担当課	防災安全課
関係機関	消防機関、県

１　消防力の整備

町は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努める。

また、地震による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

２　出火の防止

（１）建築同意制度の活用

消防機関は、建築面からの出火の防止を図るため、消防法第７条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防長又は消防署長の同意制度を効果的に活用する。

（２）住民に対する指導

町、消防機関及び県(消防保安課)は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授する。

（３）防火管理等の教育

町、消防機関及び県(消防保安課)は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授する。

（４）予防査察等による指導

消防機関は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導する。

３　住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果が大きい。

このため、消防機関及び町は、次の対策を講ずる。

（１）地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

（２）企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指

導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

４　消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行う。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県(危機管理課)を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておく。

５　初期消火

町及び消防機関は、消防訓練等を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

第13節　緊急輸送活動体制の整備

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第15節　緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。

町担当課	建設課
関係機関	県、県警察、株式会社、群馬県バス協会、群馬県トラック協会

１　緊急輸送道路の耐震性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の耐震性の確保に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

第14節　避難の受入体制の整備

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第16節　避難の受入体制の整備」に準ずる。

町担当課	総務課、防災安全課、住民福祉課、保健環境課、こども未来課、建設課
関係機関	消防機関、県警察、自衛隊、県、自主防災組織、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、その他の医療機関

１　新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

県の保健所は、町総務課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第15節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第17節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」に準ずる。

第16節　広報・広聴体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第18節　広報・広聴体制の整備」に準ずる。

第17節　二次災害の予防

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第19節　二次災害の予防」に準ずる。

町担当課	建設課
関係機関	県、危険物施設等の管理者

１　危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行う。

２　木造住宅密集地域における避難誘導体制の整備等

町は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

第18節　複合災害対策

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第20節　複合災害対策」に準ずる。

第19節　防災訓練の実施

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第21節　防災訓練の実施」に準ずる。

第20節　災害被害を軽減する住民運動の展開

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第22節　災害被害を軽減する住民運動の展開」に準ずる。

第21節　防災思想の普及

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第23節　防災思想の普及」に準ずる。

町担当課	地域共創課、こども未来課
関係機関	県、県警察、消防機関

１　防災知識の普及

（１）家庭内の危険防止

ア　家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

イ　物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

ウ　ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

エ　火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

オ　家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

（２）家庭防災会議の開催

ア　地震が起きたときの各自の役割

(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)

イ　消火器具の備え付け及び使用方法

ウ　家具転倒防止措置や室内の整理整頓

エ　地震情報の入手方法

（３）屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

ア　身の安全の確保

机や椅子に身を隠す。

玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。

あわてて外に飛び出さない。

イ　火災を防ぐ

火の始末をする。

火が出たら初期消火に努める。

ウ　狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。

エ　避難方法

徒歩で避難する。

携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。

オ　応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

カ　救出活動

建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。

キ　自動車運転者のとるべき行動

道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。

ラジオで災害情報を聞く。

警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。

避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

２　緊急地震速報の普及、啓発

県及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

また、県及び防災関係機関は、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

（住民が緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動）

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第22節　住民の防災活動の環境整備

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第24節　住民の防災活動の環境整備」に準ずる。

町担当課	防災安全課、住民福祉課
関係機関	県、県警察、消防機関、事業者、要配慮者利用施設・大規模工場等の所有者又は管理者、自主防災組織、住民

１　事業所（企業）防災の促進

（１）企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第23節　要配慮者対策

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第25節　要配慮者対策」に準ずる。

第24節　孤立化集落対策

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第26節　孤立化集落対策」に準ずる。

第25節　帰宅困難者対策

町担当課	総務課、観光商工課、こども未来課
関係機関	県、事業者、地域住民、自主防災組織

震災時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの避難場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素より検討しておく必要がある。

１　帰宅困難者の予測

群馬県地震被害想定調査の予測対象範囲外ではあるが、県内には、温泉地など様々な観光地があり、多くの観光客が訪れている。このため、観光地を訪問した旅行者が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

参考：【帰宅困難者数の予測結果一覧表】　（群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）から抜粋）

通勤者・通学者			関東平野北西縁断層帯主部		太田断層		片品川左岸断層	
町内から	町外から	合計	帰宅困難者	徒歩帰宅者	帰宅困難者	徒歩帰宅者	帰宅困難者	徒歩帰宅者
8,381	2,865	11,246	1,417.5	9,828.5	0	11,246.0	0	11,246.0

※町における帰宅困難者数算定結果

２　町の帰宅困難者に対する取組み

（１）普及啓発

町は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

（２）一時避難施設の提供

町は、帰宅困難者のための、指定している既存の指定避難所など、一時避難施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。

（３）備蓄物資の確保

町は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

（４）情報提供の体制づくり

町は、一時避難施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する

情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

（５）徒歩帰宅者の支援対策

町は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

３　事業所等の取組

（１）従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努める。

（２）備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

（３）事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努める。

（４）事業継続計画（ＢＣＰ）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（ＢＣＰ）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等を予め定めておき、従業員への周知に努める。

（５）安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努める。

４　大規模集客施設の取組

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、町や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努める。

５　各学校の取組

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努める。

資料８「締結協定一覧」

第26節　災害廃棄物対策

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第27節　災害廃棄物対策」に準ずる。

町担当課	保健環境課
関係機関	県、施設管理者、建築物所有者

１　災害廃棄物の発生への対応

（１）町、県、施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

第27節　罹災証明書の発行体制の整備

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第28節　罹災証明書の発行体制の整備」に準ずる。

町担当課	防災安全課
関係機関	県

１　罹災証明書の発行体制の整備

（１）町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局（防災安全課）と応急危険度判定担当部局（建設課）とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

第３章　災害応急対策計画

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」に準ずる。

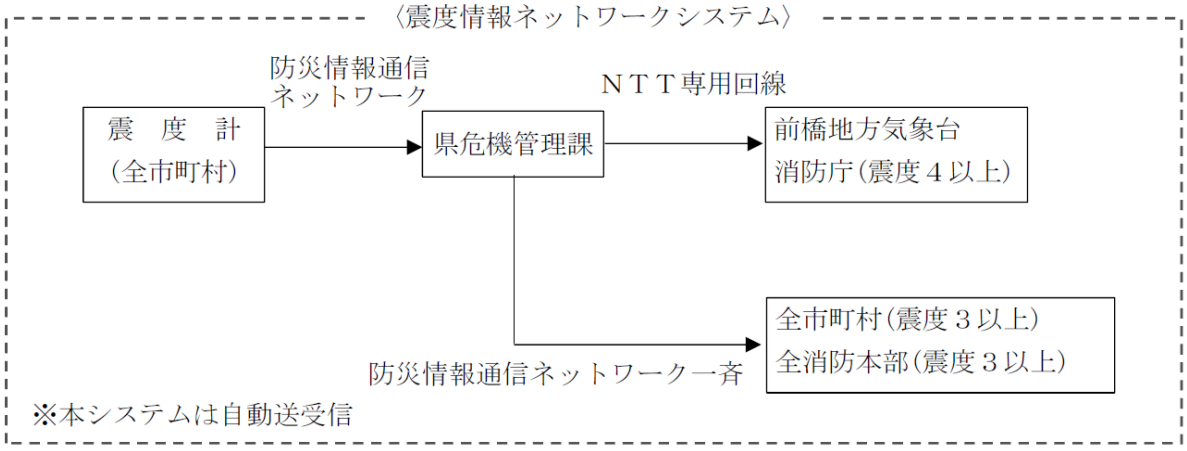
第１節　地震情報の収集・連絡

町担当課	防災安全課
関係機関	前橋地方気象台、県、その他の防災関係機関

１　震度情報の収集及び連絡

（１）震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

県(危機管理課)は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村（70地点）すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達する。

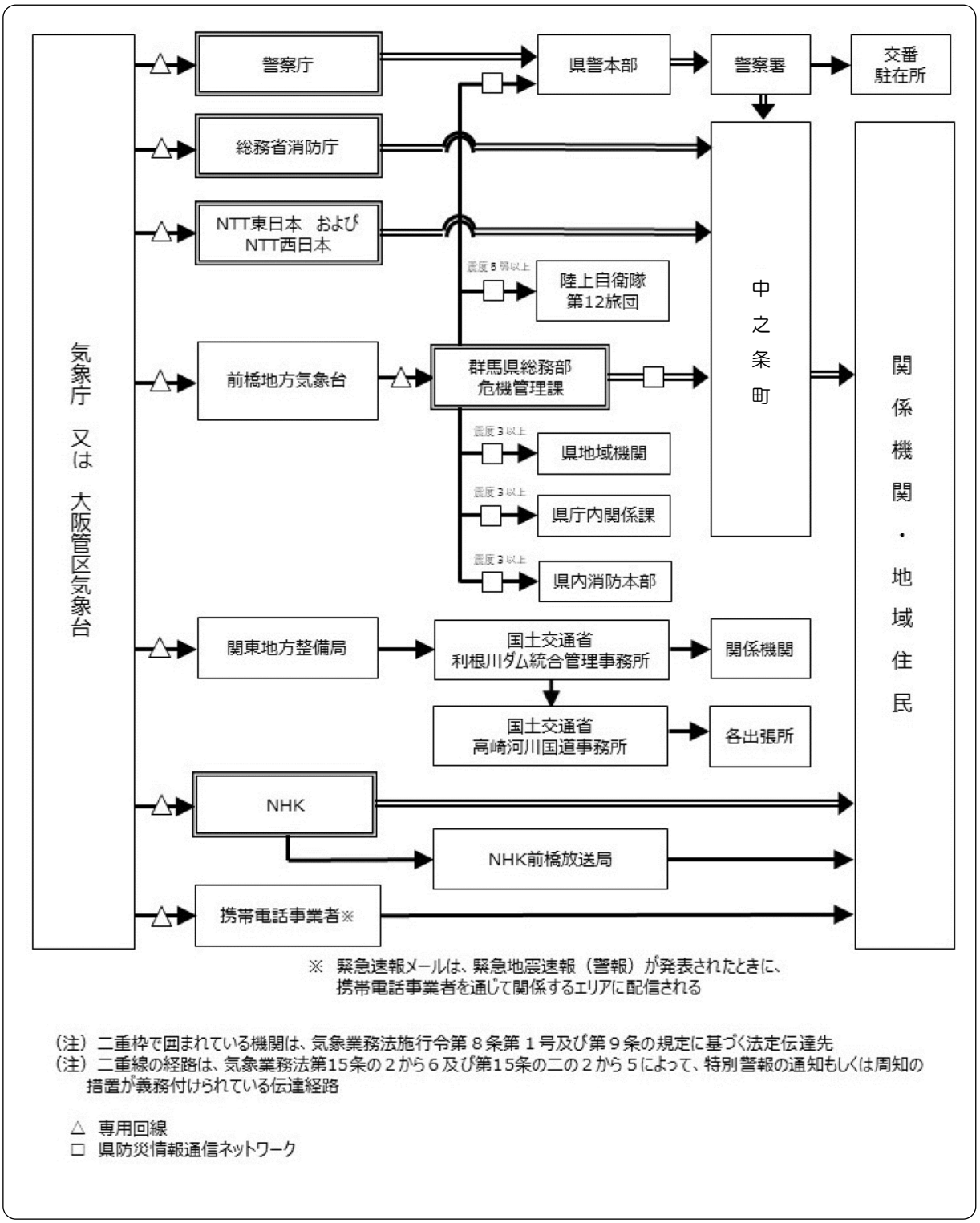


資料：群馬県地域防災計画（群馬県、令和５年３月）

資料８「締結協定一覧」

（２）気象庁ネットワークによる地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)は、気象庁のオンライン及び「防災情報提供システム（インターネット)」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達する。



資料：群馬県地域防災計画（群馬県、令和５年３月）

２　通常通信途絶時の代替通信手段

ＮＴＴ回線の途絶により、震度情報及び地震情報が関係機関に伝達できない場合は、県（危機管理課）及び前橋地方気象台は、以下の手段により震度情報及び地震情報を伝達する。

■県の代替通信手段

	県防災情報通信ネットワーク	消防無線	地域衛星通信ネットワーク
前橋地方気象台	○		
消防庁		○	○
全市町村	○		
消防本部	○		
陸上自衛隊第１２旅団	○		

■前橋地方気象台の代替通信手段

	県防災情報通信ネットワーク	専用電話
県（危機管理課）	○	
ＮＨＫ前橋放送局	○	○
県警察本部	○	

第２節　災害情報の収集・連絡

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第６節　災害情報の収集・連絡」に準ずる。

第３節　通信手段の確保

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第７節　通信手段の確保」に準ずる。

第４節　災害対策本部の設置

ここに掲載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第８節　災害対策本部の設置」に準ずる。

町担当課	防災安全課
関係機関	－

１　設置の決定

町は、次のいずれかに該当するときは、中之条町災害対策本部(以下この節において「災害対策本部」という。)の設置を決定する。

（１）町内に震度６弱以上の地震が発生したとき。

（２）震度にかかわらず、町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（３）その他町長が必要と認めるとき。

第５節　災害対策本部の組織

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第９節　災害対策本部の組織」に準ずる。

第６節　災害警戒本部等の設置

ここに掲載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第10節　災害警戒本部等の設置」に準ずる。

町担当課	防災安全課
関係機関	－

１　災害警戒本部の設置

町は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

（１）町内に震度５弱又は震度５強の地震が発生したとき。

（２）気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表したとき。

（３）震度にかかわらず町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、防災安全課長と本部員が協議の上必要と認めたとき。

第７節　職員の非常参集

ここに掲載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第11節　職員の非常参集」に準ずる。

町担当課	総務課、各課
関係機関	－

１　職員配備体制

（１）配備基準

災害対策本部を設置した場合の配備体制は次のとおりとし、本部長が、震度、被害状況に応じ配備決定する。

区分	状況	動員規模
初期動員	震度４の地震が発生した時、又は警報、地震情報等が発令又は伝達され災害が発生するおそれが認められるなど警戒体制を取る必要があるとき情報収集活動が行い得る最小限の配備	本部設置前の警戒体制を取る必要があるとき情報収集活動が行い得る最小限の配備 ［原則として次長・室長以上］
第１号配備	震度５弱以上の地震が発生し、町内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。	原則として本部設置の配備体制とし､各班の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る体制とする。 ［原則として係長以上］
第２号配備	震度６弱以上の地震が発生した時、又は大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	本部を設置し､中規模災害に対処し得る体制とする。 ［原則として全職員］

第８節　広域応援の要請等

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第12節　広域応援の要請等」に準ずる。

第９節　自衛隊への災害派遣要請

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第13節　自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

第10節　救助・救急活動

ここに掲載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第15節　救助・救急活動」に準ずる。

町担当課	住民福祉課、防災安全課
関係機関	住民、自主防災組織、消防機関、県警察、自衛隊、県、その他の防災関係機関

１　住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

（１）大規模地震発生直後は、多くの死傷者が発生するとともに建築物の倒壊等により道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努める。

（２）住民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災状況を確認し、必要があれば住民同士で協力し、又は自主防災組織の一員として被災者の救出、応急処置、初期消火等に努める。

第11節　医療活動

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第16節　医療活動」に準ずる。

第12節　消火活動

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第42節　消火活動」に準ずる。

第13節　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第17節　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。

第14節　交通の確保

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第18節　交通の確保」に準ずる。

第15節　緊急輸送

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第19節　緊急輸送」に準ずる。

第16節　避難誘導

ここに掲載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第２節　避難誘導」に準ずる。

町担当課	総務課、住民福祉課、こども未来課
関係機関	指定行政機関、指定地方行政機関、消防機関、県警察、県、自衛隊、自主防災組織

１　避難指示等

（１）避難指示等の発令

避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	町長 （災害対策基本法第56条）	要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 （水防法第29条）	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 （地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事 （災害対策基本法第60条）	立退きの指示 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 （災害対策基本法第61条）	立退きの指示 立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	（警察官職務執行法第４条）	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 （自衛隊法第94条）	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

第17節　避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第20節　避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。

第18節　応急仮設住宅等の提供

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第21節　応急仮設住宅等の提供」に準ずる。

第19節　広域一時滞在

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第22節　広域一時滞在」に準ずる。

第20節　県境を越えた広域避難者の受入れ

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第23節　県境を越えた広域避難者の受入れ」に準ずる。

第21節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第24節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に準ずる。

第22節　保健衛生活動

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第25節　保健衛生活動」に準ずる。

第23節　防疫活動

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第26節　防疫活動」に準ずる。

第24節　行方不明者の捜索及び遺体の処置

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第27節　行方不明者の捜索及び遺体の処置」に準ずる。

第25節　広報・広聴活動

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第28節　広報・広聴活動」に準ずる。

第26節　社会秩序の維持

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第29節　社会秩序の維持」に準ずる。

第27節　施設、設備の応急復旧

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第30節　施設、設備の応急復旧」に準ずる。

第28節　公共土木施設の応急復旧

ここに掲載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第31節　公共土木施設の応急復旧」に準ずる。

町担当課	建設課
関係機関	公共土木施設の管理者

地震により公共土木施設（道路、橋梁等）が被害を受けた場合は、速やかな復旧を実施し当該施設の機能回復を図る。

１　道路施設

（１）実施責任者

ア　地震による道路被害の応急対策は、各道路管理者が実施する。

イ　各道路管理者は、地震発生後速やかに被害状況を調査し、県に報告する。

（２）緊急道路の確保

ア　道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに被害程度に応じて、系統的な緊急路線を決めて復旧工事を実施する。

イ　避難、救出、緊急物資、警察、消防等の活動に必要な路線を確保する。

２　河川及び農業土木関係施設

地震後、各施設の管理者はそれぞれの施設を巡視し、被害箇所を把握し必要な応急対策を実施する。

第29節　二次災害の防止

ここに掲載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第14節　災害の拡大防止及び二次災害の防止」に準ずる。

町担当課	建設課、農林課
関係機関	水防管理者、河川管理者、農業用用排水施設管理者、ダム・水門・水路等の管理者、土砂災害防止事業実施機関、雪崩防止事業実施機関、道路管理者、県

１　水害・土砂災害対策

（１）河川管理者、農業用用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行う。

（２）上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

２　被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

（１）町は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

県（建築課）は、建築技術職員及び民間の応急危険度判定士等を活用し、建築物等の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずる。

３　危険物、有害物質等による二次災害対策

（１）消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡する。

（２）毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。また、漏えいのおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡する。

（３）町、県(消防保安課・薬務課・環境保全課)、消防機関又は警察機関は、危険物、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第30節　ボランティアの受入れ

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第33節　ボランティアの受入れ」に準ずる。

第31節　義援物資・義援金の受入れ

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第34節　義援物資・義援金の受入れ」に準ずる。

第32節　要配慮者の災害応急対策

ここに掲載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第35節　要援護者の災害応急対策」に準ずる。

町担当課	住民福祉課、防災安全課
関係機関	要配慮者利用施設の管理者、消防機関、県、県警察、地域住民、自主防災組織、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関

１　要配慮者対策

（１）災害に対する警戒

ア　町は、地震による建築物の倒壊や土砂災害等の二次災害の危険性について、防災関係機関等から情報を積極的に収集する。

イ　町長は、二次災害の危険が高いと判断した場合には、避難指示等の発令を行い、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

（２）避難

ア　避難行動要支援者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘案し、もっとも安全と思われる経路を選定する。

第33節　学校の災害応急対策

ここに掲載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第37節　学校の災害応急対策」に準ずる。

町担当課	こども未来課
関係機関	学校管理者、県

１　地震情報の把握

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の管理者（以下この節において「学校管理者」という。）は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努める。

２　学校施設の安全点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検する。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行う。

第34節　文化財の災害応急対策

ここに掲載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第38節　文化財の災害応急対策」に準ずる。

町担当課	生涯学習課
関係機関	学校管理者、県

１　地震情報の把握

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努める。

２　文化財収蔵施設の安全性の点検

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、安全に十分留意した上で、文化財の損壊状況を確認するとともに、安全性を点検する。

また、災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行う。

３　文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずる。

第35節　労働力の確保

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第39節　労働力の確保」に準ずる。

第36節　災害救助法の適用

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第40節　災害救助法の適用」に準ずる。

第37節　動物愛護

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第41節　動物愛護」に準ずる。

第４章　　災害復旧計画

第１節　復旧・復興の基本方向の決定

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第１節　復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。

第２節　原状復旧

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第２節　原状復旧」に準ずる。

第３節　計画的復興の推進

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第３節　計画的復興の推進」に準ずる。

第４節　被災者等の生活再建の支援

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第４節　被災者等の生活再建の支援」に準ずる。

第５節　被災中小企業等の復興の支援

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第５節　被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。

第６節　公共施設の復旧

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第６節　公共施設の復旧」に準ずる。

第７節　激甚災害法の適用

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第７節　激甚災害法の適用」に準ずる。

第８節　復旧資金の確保

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第８節　復旧資金の確保」に準ずる。

第３編　　火山災害対策編

第１章　災害予防計画

町、県及び関係市町村は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰、火山ガス噴出等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。

一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、町は、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない町及び県のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、町、県、関係市町村、指定地方行政機関、公共機関、火山専門家等が協力して、対象となる各火山の警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

■対象となる火山現象

大きな噴石	噴石（噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石）のうち、概ね20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものを呼んでいる。 避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。
火砕流	噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象。 火砕流の速度は時速百km 以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえるため、噴火警報等を活用した事前の避難が必要。
融雪型火山泥流	火山活動によって火山を覆う雪や氷が融かされることで発生し、火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象。 流速は時速数十km に達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。積雪期の噴火時等には融雪型火山泥流の発生を確認する前に避難することが必要。
溶岩流	溶けた岩石が地表を流れ下る現象。 流下速度は地形や溶岩の温度・組成によるが、比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。
小さな噴石・火山灰	噴石（噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石）のうち、直径数cm程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降るものを小さな噴石と呼んでいる。 特に火口付近では、小さな噴石でも弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがある。 噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径２mm未満）を火山灰という。風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散する。火山灰は、農作物、交通機関（特に航空機）、建造物などに影響を与える。

火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流	火山において火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象を火山泥流という。火山噴出物が雪や氷河を溶かす、火砕物が水域に流入する、火口湖があふれ出す、火口からの熱水あふれ出し、降雨による火山噴出物の流動、などを原因として発生する。流速は時速数十km に達することがある。 水と土砂が混合して流下する現象を土石流という。流速は時速数十km に達することがある。噴火が終息した後も継続することがある。 土石流と火山泥流の区別は難しいが、気象庁では、降雨により火山噴出物が流動することで発生する火山泥流のことをいう場合に土石流を使用している。
火山ガス	火山活動により地表に噴出する高温のガスのことを火山ガスという。 噴火によって溶岩や破片状の固体物質などの火山噴出物と一体となって噴出するものを含む。「噴気」ともいう。 水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを主成分とする。 火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等を発生する可能性がある。
空振	爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。

※「気象庁ホームページ、主な火山災害」より抜粋・整理

第１節　県内火山の現況

１　県内の活火山

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、概ね過去１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山であると定義されている。

本県には、日光白根山、赤城山、榛名山、草津白根山及び浅間山の５活火山が存在している。

本編では、草津白根山を想定した計画とする。

２　常時観測火山（草津白根山）の概況

県の北西部に位置する白根(2,160m)、本白根(2,171m)、横手(2,305m)からなる成層火山で上信越高原国立公園の中にあり、四季を通じて観光、登山、スキーなどの客が多数訪れる。

有史以降の噴火は西暦1902年（明治35年）の弓池付近までを含む白根山山頂周辺で起きていたが、平成30年１月23日には本白根山の鏡池付近で発生した。近年の噴火活動はすべて水蒸気爆発であり、泥流も生じやすい。

山体北側周辺及び山麓の殺生河原、万座地域等の噴気地熱地帯を主に高濃度の硫化水素を含む火山ガスが噴き出しており、過去、登山者等の死亡事故が発生している。

【最近の噴火等】

○小規模：水蒸気噴火（平成30年１月23日午前10時02分頃）

本白根山の鏡池付近で水蒸気噴火が発生。噴石により死者１名、負傷者は重傷３名、軽傷８名。

気象庁は、同日午前11時05分に噴火警報（火口周辺）発表。本白根山で噴火が発生したもよう。鏡池付近から１ｋｍの範囲では警戒が必要とし、噴火警戒レベル１→２に引き上げた。さらに同日午前11時50分には鏡池付近から２ｋｍの範囲で警戒が必要とし噴火警戒レベル２→３に引き上げた。

第２節　治山・砂防事業の推進

町担当課	建設課
関係機関	県、関東地方整備局、関東森林管理局

１　治山・砂防施設の整備

治山・砂防事業実施機関は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、それぞれの対応の必要な区域において連携し、治山ダム、砂防ダム、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進める。

第３節　避難施設の整備

町担当課	防災安全課、建設課
関係機関	県、関係市町村

１　退避施設の整備

町、県及び関係市町村は、火山防災協議会において、噴石の降下に備え、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、整備を推進する。

２　避難所の整備

町、県及び関係市町村は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努める。

３　避難路の整備

町、県及び関係市町村は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる一般道路、農道、林道その他の道路の整備に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

第４節　建築物の安全性の確保

町担当課	防災安全課、建設課、こども未来課、住民福祉課
関係機関	県、施設管理者

１　防災上重要な施設の不燃堅ろう化

町、県及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、火山災害に対する構造の不燃堅ろう化を図る。

（１）災害対策本部が設置される施設(役場、ツインプラザ)

（２）応急対策活動の拠点施設(県・町の事務所、警察署、消防署等)

（３）救護活動の拠点施設(病院等)

（４）避難施設(学校、体育館、公民館等)

（５）社会福祉施設(介護保険施設、障がい者支援施設等)

（６）観光施設等不特定多数の者が使用する施設

第５節　ライフライン施設の機能確保

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第５節　ライフライン施設の機能確保」に準ずる。

第６節　火山ガス対策

町担当課	防災安全課
関係機関	県、県警察、関係市町村、消防機関、関東森林管理局、前橋地方気象台、環境省、施設管理者、その他関係団体

１　火山ガスの種類

火山ガスの主成分は一般的に水蒸気（H2O）で、90%以上含まれている。それ以外の化学組成はガスの温度によって異なり、高温のガスにはフッ化水素（HF）、塩化水素（HCl）、二酸化硫黄（SO2）、硫化水素（H2S）、一酸化炭素（CO）などが多く含まれ、低温のガスではH2S、二酸化炭素（CO2）、窒素（N2）などが主成分となる。火山ガスに含まれる成分のうち、HF、HCl、SO2、H2S、CO2、COが毒性をもつ。

２　火山ガスによる事故

国内での火山ガスによる事故はH2S を原因とするものが大半であり、草津白根山でも1971年に振子沢でスキーヤー６名が、1976年には本白根沢で登山者３名がH2S により死亡する事故が起きている。

現在のところ、SO2 による死亡事故は県内では起きていないが、ぜんそく等の持病を持つ人は低濃度のガスでも発作を起こす可能性があるので注意が必要である。

これらの火山ガスは空気より重く低い場所に溜まりやすいため、窪地や谷などに淀んでいることがある。特に無風・曇天のときはガスが拡散しにくく地表近くが高濃度になりやすい。

火山ガスは水に溶けるので、危険を感じたら濡らしたタオル等で鼻や口を覆うとよい。しかしこれはあくまでも応急的な措置なので、なるべく早く風通しのよいところへ避難しなければならない。

３　火山ガスによる事故防止

関係機関は、火山ガスによる事故を防止するため次のことに努める。

ア　噴出ガスの発生源確認、ガスの特性と挙動把握

イ　危険が予想される地域における柵や看板の設置

ウ　住民や観光客に対する啓発、広報

草津白根山では、1976年の死亡事故を契機として「草津白根山系硫化水素ガス安全対策連絡協議会」が自動警報装置（硫化水素センサーにより、一定の濃度を超えるとスピーカーで危険を知らせる装置）を設置した（草津町については、1972年に同装置を設置）。

※本対策の記述は、「要注意！火山ガスー火山ガスの種類とそれぞれの特徴ー」（東京工業大学理学院火山流体研究センター 平林順一教授）、「三宅島島内作業等における火山ガス対策について」（東京都災害対策本部・政府非常災害対策本部、2000年12月８日）を引用。

第７節　避難誘導体制の整備

町担当課	防災安全課、総務課
関係機関	県、県警察、関係市町村、消防機関、関東森林管理局、前橋地方気象台、自主防災組織、放送事業者

１　火山災害警戒地域の指定

（１）活動火山対策特別措置法に基づき、本県では、以下の火山について火山災害警戒地域（「以下、警戒地域」という。）の指定がされている。

日光白根山：沼田市、片品村

草津白根山：**中之条町**、長野原町、嬬恋村、草津町

浅　間　山：長野原町、嬬恋村

（２）警戒地域の指定があったときは、当該警戒地域をその区域に含む市町村及び県は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下、「火山防災協議会」という。）を組織する。

２　火山防災協議会の設置

（１）町、県及び関係市町村は、火山ごとに、関係する国の機関、関係機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、平常時から噴火時等の避難などを共同で検討するための「火山防災協議会」を設置する。

（２）町、県及び関係市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進する。また、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行う。

（３）町、県及び関係市町村は、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討する。登山届が必要と認められる場合には、ＩＴを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努める。

（４）町、県及び関係市町村は、警戒地域の指定があった場合に地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴く。また、当該事項を変更しようとする場合も同様とする。

３　噴火警報等の伝達体制の整備

（１）町、県（危機管理課）及び関係市町村は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。

（２）町は、噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報及び高齢者等避難、避難指示の内容を住民、観光客、登山者等に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、有線放送、同報系無線、広報車等の整備を図る。（以下、火山災害対策編において、「高齢者等避難」及び「避難指示」をまとめて「避難指示等」という。）

（３）町、県及び関係市町村は、登山者等への伝達をより確実にするため、登山届の導入、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

（４）町、県及び関係市町村は、気象庁が発表する「火山の状況に関する解説情報（臨時）」に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応・手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し、定めておく。

４　避難誘導計画の作成

（１）町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

（２）町、県及び関係市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベル設定を共同で推進し、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難誘導に係る計画を作成する。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画の住民への周知徹底に努める。

　なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

（３）（２）の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

ア　避難開始時期及び避難対象地域

イ　避難指示等の発令を行う基準

ウ　避難指示等の伝達方法

エ　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

オ　避難経路・手段及び誘導方法

（４）町は、避難指示等について、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町による発令基準の策定や見直しを支援する。

（５）町は、噴火警報等及び避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動

に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

（６）町は、避難誘導・支援者等が噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる移動系無線等の通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

（７）町は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

（８）町は、警戒地域に指定されている活火山以外の活火山においても、噴火により人的被害が発生するおそれがあることから、周辺地域においても、必要と認める地域については警戒避難体制を整備するものとし、地域防災計画において、警戒地域において定めるべき事項も踏まえながら、各地域の実情に応じて必要な事項を定める。

（９）本地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告する。

（10）町は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

５　避難誘導訓練の実施

町は、具体的で実践的な避難誘導計画に基づき、消防機関、警察等と協力して住民、観光客等の避難誘導訓練を実施する。

６　火山災害の危険性の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、火山災害の危険性を次により住民に周知する。

（１）広報紙等を活用して、予想される噴火（爆発）の態様と被害の内容を周知する。

（２）噴火(爆発)時における溶岩流、火砕流等の到達予測範囲等を示した「火山防災マップ」を作成し、全戸に配布する。なお、火山防災マップについては、適宜見直しを行い更新する。

７　町に対する情報の提供

県（危機管理課）、関東地方整備局、前橋地方気象台及び浅間山火山防災連絡事務所は、火

山防災マップの作成等に必要な火山災害の危険性に関する情報を町に提供する。

８　指定緊急避難場所及び指定避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知する。

（１）避難開始時期及び避難対象地域

（２）避難指示等の発令を行う基準

（３）避難指示等の伝達方法

（４）指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区

（５）避難経路・手段

（６）避難時の心得

９　案内標識の設置

（１）町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努める。

（２）町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。

10　要配慮者への配慮

（１）町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努める。

（２）町及び県（観光魅力創出課）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

（３）町及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

（４）町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第８節　火山観測体制の整備

町担当課	防災安全課
関係機関	気象庁、前橋地方気象台、関東地方整備局、県、関係機関、関係市町村

１　火山観測の充実

（１）気象庁、前橋地方気象台、関東地方整備局、県(危機管理課)、東京大学、東京工業大学及び町は、相互に連携、調整し、震動観測、遠望観測、地殻変動観測、現地観測等の実施に努める。

（２）町及び県は、火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備する。

２　観測体制

（１）草津白根山観測体制の現況

草津白根山の火山活動の観測（監視）については、主に気象庁、市町村及び大学研究機関、国土交通省利根川水系砂防事務所により実施している。

各機関の観測（監視）体制の概要は、以下のとおりである。

ア　気象庁火山監視・警報センターによる観測体制

草津白根山は、ときどき地震活動が活発化し、噴火（爆発）した場合は社会的影響が大きく、平成30年１月23日には本白根山の鏡池付近で水蒸気噴火が発生し、噴石により死者１名の被害が生じている。また、現在も噴気地熱地帯を有し、人体に有害な火山ガス（主に硫化水素）を噴出する火山である。本白根山の噴火を受け臨時観測点を含め、火口周辺で地震計（６点）と空振計（４点）による震動観測、ＧＮＳＳ（５点）と傾斜計（２点）による地殻変動観測、火山ガス観測（１点)、監視カメラ（４点）による遠望観測など常時観測点を増強し、観測データの解析と火山活動の監視を行っている。この他、定期的に山頂火口内状況の観測や全磁力観測も実施している。

イ　草津町による観測体制

地域住民と観光客の安全を確保するため、湯釜の遠望観測を行っている。

また、東京工業大学理学院火山流体研究センター草津観測所が観測した湯釜の画像が草津町役場に送られ常時監視できるほか、同じ映像が夏季（４月下旬～11月中旬）は草津白根レストハウスに送られており、ここでも監視を行っている。

ウ　東京工業大学による観測体制

草津白根火山の活動状態を把握する目的で、火山活動と密接に関連して変動する火口湖の水位、水質、水温、湖底の噴気活動、地熱噴気地域の地温及び火山ガス濃度、温泉の水温、傾斜、地震などの観測を行っている。

これらの観測データの多くは、現地の草津観測所で受信し、その解析を行っている。

火山ガス、温泉水の化学成分については、定期的に測定を行っている。

エ　国土交通省利根川水系砂防事務所の監視体制

浅間山観測体制の現況による。

第９節　情報の収集・連絡体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第９節　情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。

第10節　通信手段の確保

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第10節　通信手段の確保」に準ずる。

第11節　職員の応急活動体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第11節　職員の応急活動体制の整備」に準ずる。

第12節　防災関係機関の連携体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第12節　防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。

第13節　防災中枢機能等の確保

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第13節　防災中枢機能等の確保」に準ずる。

第14節　救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第14節　救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備」に準ずる。

第15節　消火活動体制の整備

「第２編　震災対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第12節　消火活動体制の整備」に準ずる。

第16節　緊急輸送活動体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第15節　緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。

第17節　避難の受入体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第16節　避難の受入体制の整備」に準ずる。

第18節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第17節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」に準ずる。

第19節　広報・広聴体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第18節　広報・広聴体制の整備」に準ずる。

第20節　防災訓練の実施

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第21節　防災訓練の実施」に準ずる。

第21節　防災思想の普及

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第23節　防災思想の普及」に準ずる。

１　町、県及び関係市町村等は、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知する。

２　町は、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努める。

３　町、県及び関係市町村等は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図る。また、パンフレット、ビジターセンター等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図るとともに、地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努める。

第22節　住民の防災活動の環境整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第24節　住民の防災活動の環境整備」に準ずる。

第23節　要配慮者対策

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第25節　要配慮者対策」に準ずる。

第24節　罹災証明書の発行体制の整備

「第１編　一般災害対策編」－「第２章　災害予防計画」－「第28節　罹災証明書の発行体制の整備」に準ずる。

第２章　災害応急対策計画

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」に準ずる。

第１節　火山活動に関する情報の収集

町担当課	総務課
関係機関	県、関係市町村、気象庁、前橋地方気象台、関東地方整備局

１　火山活動に関する情報収集

（１）町は、災害発生につながるおそれがある異常な現象の通報を受けた時は、その旨を気象庁及び関係機関に通報する。

２　情報の分析整理

町、県（危機管理課）及び関係市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図る。また、町、県（危機管理課）及び関係市町村は、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努める。

第２節　噴火警報等の伝達

町担当課	地域共創課
関係機関	気象庁、前橋地方気象台、県、関係市町村、その他の防災関係機関

１　噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

２　噴火予報

気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表する。

３　噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分して発表する指標である。

活動火山対策特別措置法に基づき、県等は、火山防災協議会（群馬県、関係市町村、前橋地方気象台、火山専門家等で構成）を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討している。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、県及び町地域防災計画に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。県内の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルは、以下のとおり。

■群馬県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	**草津白根山※**、日光白根山、浅間山
噴火警戒レベルが運用されていない火山	榛名山、赤城山

※平成30年３月16日より、「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用

■噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表

（噴火警戒レベルが運用されている火山）

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

資料：群馬県地域防災計画（群馬県、令和５年３月）

草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベル

平成 19 年 12 月 1 日運用開始
平成 30 年 3 月 16 日改正
令和元年６月４日改正

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。 約18,000年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達 ・噴火が発生し、概ね3km以内に大きな噴石飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。
			レベル４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】有史以降の事例なし。
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・噴火が発生し、概ね２km以内に大きな噴石が飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生 【過去事例】 1939年４月：湯釜火口から噴火 ・地震急増等により、上記の噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2018年９月：振幅の大きな火山性地震の急増 2018年４月：振幅の大きな火山性地震の急増
		火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	・噴火が発生し、概ね１km以内に大きな噴石が飛散 【過去事例】 1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月：湯釜の南東側で割れ目噴火 1902年９月：弓池北東岸から噴火 1882年８月：噴石が湯釜・涸釜火口から約550mまで飛散 ・地震多発等により、上記の噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2014年～2017年：火山性地震の多発等 1990年～1991年：火山性地震や火山性微動の多発 1976年３月：水釜火口内に新火孔形成、降灰
予報	噴火予報	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】 1997年5月：湯釜西岸で噴気突出、水柱 1989年１月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発

注１）山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、涸釜火口およびその周辺をいう。表中の距離は、湯釜火口の中心からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。
注２）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
注３）噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。
注４）レベル５では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

資料：群馬県地域防災計画（群馬県、令和５年３月）

草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベル

平成 30 年 3 月 16 日運用開始

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。 約3,000年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側へ約6kmの石津まで到達 ・火口から噴火が発生し、概ね3kmまで大きな噴石が飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。 約3,000年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散
			レベル４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】有史以降の事例なし。
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火口から概ね半径２kmまで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達するような噴火の発生またはその可能性 【過去事例】有史以降の事例なし。
		火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	・火口から概ね１kmまで大きな噴石が飛散する噴火の可能性 【過去事例】有史以降の事例なし。 ・火口から概ね１kmまで大きな噴石が飛散する噴火の発生 【過去事例】 2018年1月23日：噴火により火口から約1kmの範囲に噴石飛散
予報	噴火予報	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏

注１）ここでいう「火口」とは、2018 年 1 月 23 日に発生した噴火の火口が分布する領域をいい、表中の距離はこの領域の中心からの距離で表現している。
注２）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

資料：群馬県地域防災計画（群馬県、令和５年３月）

■草津町・嬬恋村・中之条町・長野原町・高山村・山ノ内町の防災体制の概要

噴火警戒レベル	対応等
1 **活火山であることに留意**	1　火山防災に関する周知（地域住民及び観光客等） ・町村ホームページ、パンフレット配布等 2　気象庁及び気象台からの火山活動状況の情報収集 【白根山（湯釜付近）】 1　湯釜火口から500m以内への立入りを禁止（草津町）（災害対策基本法（以下、法という。）第63条による） 【本白根山】 1　必要に応じて規制看板等設置
2 **火口周辺規制**	1　警戒本部体制（草津町）、注意体制（嬬恋村） 2　気象庁及び気象台からの火山活動状況の情報収集 3　地域住民及び観光客等への周知（草津町・嬬恋村） ・メール配信、防災無線等 【白根山（湯釜付近）】 1　白根レストハウス及び白根駐車場に情報提供と避難誘導（草津町） 2　湯釜火口から1km以内への立入りを禁止（法第63条による） ・白根レストハウス～芳ヶ平ヒュッテ（草津町） 3　規制看板等設置 【本白根山】 1　火口から1km以内への立入りを禁止（法第63条による） ・富貴原の池～本白根山（草津町） ・万座～本白根山（嬬恋村） ・石津鉱山跡～本白根山（嬬恋村）
3 **入山規制**	1　警戒本部体制（草津町・嬬恋村） 2　気象庁及び気象台からの火山活動状況の情報収集 3　地域住民及び観光客等への周知（草津町・嬬恋村・中之条町） ・メール配信、防災無線等 【白根山（湯釜付近）】 1　白根レストハウス及び白根駐車場への情報提供と避難誘導（草津町） 2　湯釜火口から2km以内への立入りを禁止（法第63条による） ・香草～芳ヶ平ヒュッテ（草津町） ・元山（大平湿原）～芳ヶ平ヒュッテ（草津町・中之条町） ・万座～山田峠（嬬恋村） ・渋峠～芳ヶ平ヒュッテ（山ノ内町） ・七味温泉（古道）～山田峠（高山村） 3　県道牧干俣線（異常気象時交通規制ゲート）で交通規制（嬬恋村） 4　芳ケ平ヒュッテに避難指示（緊急）を発令（草津町） 5　規制看板等設置 【本白根山】 1　火口から2kmへの立入りを禁止（法第63条による） ・白根レストハウス～芳ヶ平ヒュッテ（草津町）
4 **避難準備**	1　災害対策本部体制（草津町・嬬恋村）、災害警戒本部体制（中之条町・長野原町） 2　避難状況の把握 3　万座プリンスホテルに三原料金所における通行の規制を依頼（草津町） 【白根山（湯釜付近）】 1　万座温泉地区（仮称）に避難準備・高齢者等避難開始を発令（嬬恋村） 2　横手山頂地区に情報提供（山ノ内町） 【本白根山】 1　万座温泉地区に避難準備を発令（嬬恋村）
5 **避難**	1　緊急非常配備体制（草津町・嬬恋村）、災害対策本部体制（中之条町・長野原町） 2　避難状況の把握 3　広域避難対策調整

資料：草津白根山（白根山（湯釜付近）及び本白根山）の火山活動が活発化した場合の避難計画（草津白根山防災会議協議会、平成31年４月）

４　降灰予報

気象庁が、以下の３種類の降灰予報を提供する。

（１）降灰予報（定時）

ア　噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。

イ　噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。

ウ　18時間先（３時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

（２）降灰予報（速報）

ア　噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。

イ　発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

（３）降灰予報（詳細）

ア　噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。

イ　降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。

ウ　噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を市区町村を明示して提供。

■降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	１㎜以上
やや多量	0.1㎜以上１㎜未満
少量	0.1㎜未満

資料：群馬県地域防災計画（群馬県、令和５年３月）

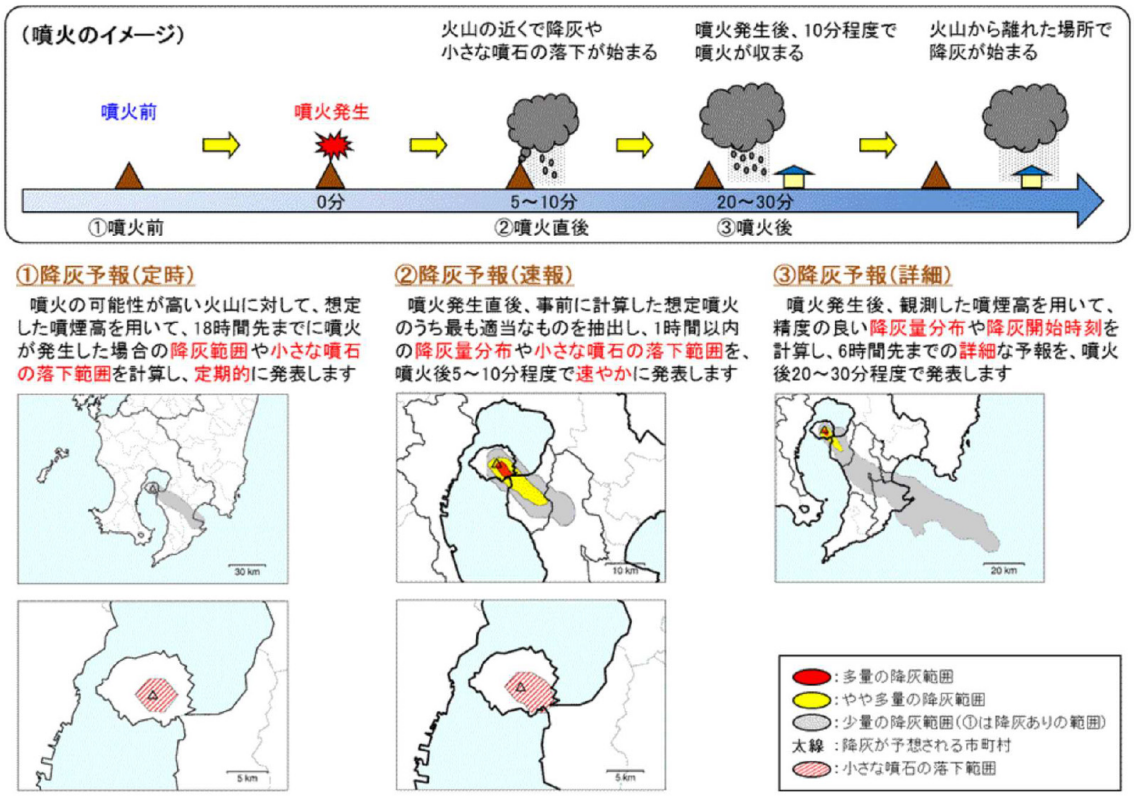
■降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響と取るべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	１㎜以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある

やや多量	0.1≦厚さ≦～１㎜【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1㎜未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運行不可

資料：群馬県地域防災計画（群馬県、令和５年３月）

■降灰予報の発表イメージ



資料：群馬県地域防災計画（群馬県、令和５年３月）

５　火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

６　火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

（１）火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

（２）噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合

・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

発表される情報の例は以下である。

火山名　草津白根山　噴火速報
令和△△年△△月△△日△△時△△分　気象庁発表
＊＊（見出し）＊＊
＜草津白根山で噴火が発生＞
＊＊（本文）＊＊
草津白根山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

（３）火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。

（４）月間火山概況

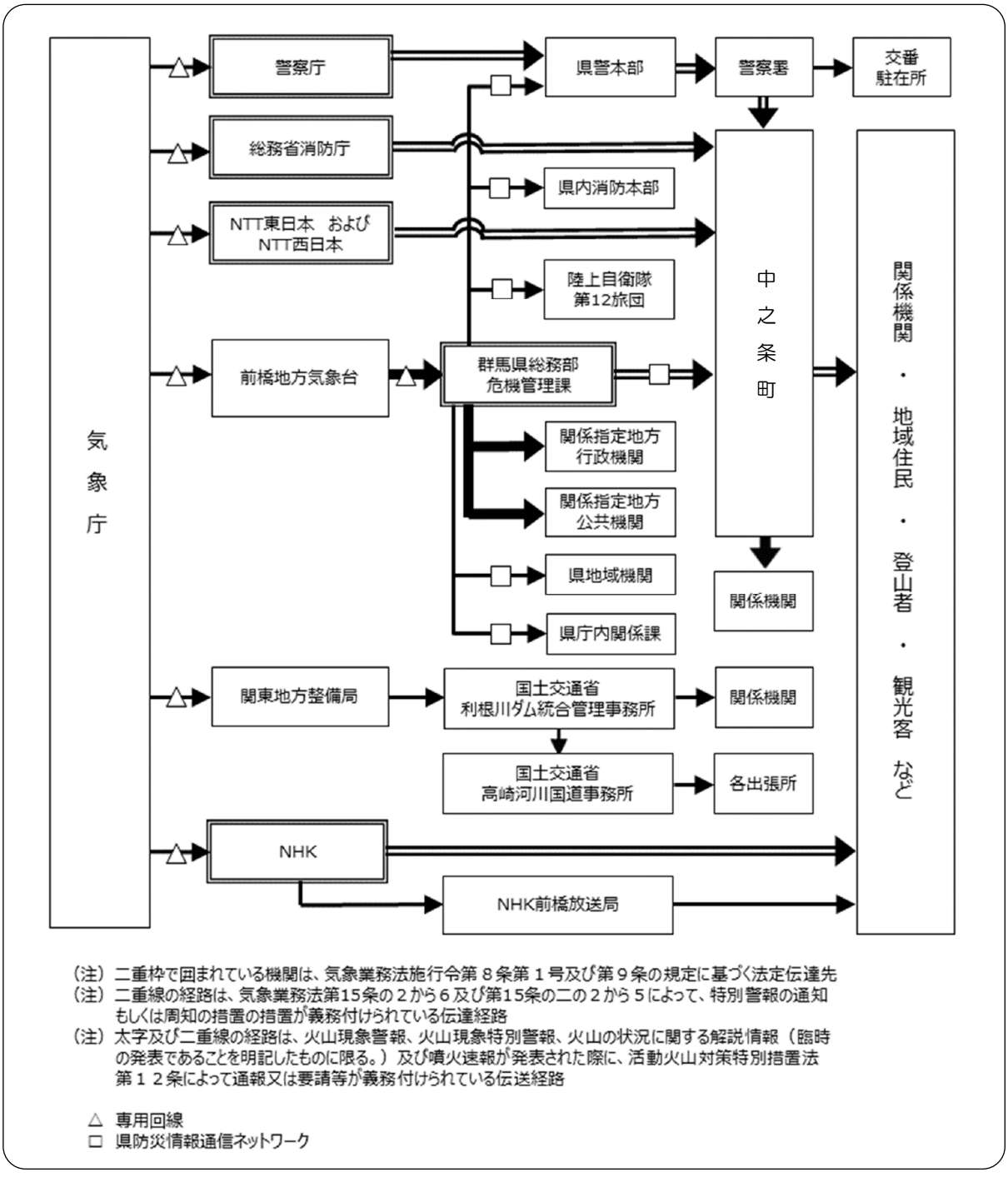
前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

（５）噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

7　噴火警報等の伝達

噴火警報等の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



資料：群馬県地域防災計画（群馬県、令和５年３月）

8　住民等に対する噴火警報等の周知

町は、噴火警報等の伝達を受けたときは、住民、登山者等に対し、有線放送、防災行政無線、広報車、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達、使走等の方法により、速やかに周知する。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮する。なお、町及び県が、特別警報にあたる噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベルでは４以上に相当）の伝達を受けたときは、県は直ちに町に通知し、町は直ちに住民、登山者等に周知する。

第３節　避難誘導

ここに掲載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第２節　避難誘導」に準ずる。

町担当課	総務課、住民福祉課、こども未来課
関係機関	指定行政機関、指定地方行政機関、県、県警察、消防機関、自衛隊、自主防災組織、運送事業者

１　避難指示等

（１）避難指示等の実施

ア　町長は、噴火警報（噴火警戒レベル４）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、高齢者等避難の発令を行う。

イ　町長は、噴火警報（噴火警戒レベル５）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、避難の指示を行う。

ウ　町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「緊急安全確保措置」を指示する。

エ　町長は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難の指示を発令する。

オ　町長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行う。

カ　避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおり。

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	**町長** **（災害対策基本法第56条）**	**・要配慮者の避難開始** **・一般住民の避難準備**	・噴火警戒レベル４（高齢者等避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に被害を及ぼす噴火の発生が予想されるとき ・住民等の安全確保のため必要と判断した場合
避難指示	**知事及びその命を受けた職員又は水防管理者** **（水防法第29条）**	**・立退きの指示**	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 **（地すべり等防止法第25条）**	**・立退きの指示**	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事 **（災害対策基本法第60条）**	**・立退きの指示** **・立退き先の指示** **・緊急安全確保措置の指示**	・噴火警戒レベル５（避難）の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫しているとき。 ・住民等の安全確保のため必要と判断した場合 ・知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき

	警察官 **（災害対策基本法第61条）**	**立退きの指示** **立退き先の指示**	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	（警察官職務執行法第４条）	**避難の指示**	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 **（自衛隊法第94条）**	**避難の指示**	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

（２）明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

ア　避難対象地域

イ　避難を必要とする理由

ウ　避難先（屋内安全確保を含む）

エ　避難経路

オ　避難時の注意事項

（３）伝達方法

避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民、観光客等に迅速かつ的確に伝達する。

（４）町から関係機関への連絡

町は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(吾妻行政県税事務所を経由して危機管理課、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

２　避難誘導

町、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し、次により避難の誘導を行う。

（１）被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。

（２）避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。

（３）常に周囲の状況に注意し、避難場所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

３　要配慮者への配慮

町等は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

４　警戒区域の設定

（１）町長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）または火山防災協議会の助言等を踏まえて、災害対策基本法第63条第１項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

（２）警察官による代行措置

（１）の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第２項の規定に基づき当該職権を行う。

（３）自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、（１）の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第３項の規定に基づき当該職権を行う。

（４）町から関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（吾妻行政県税事務所を経由して危機管理課、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

５　避難指示等の解除に当たっての留意点

町は、避難指示等又は警戒区域の設定を解除するときは、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性を確認する。

６　専門知識の活用

避難指示等の発令及び解除、警戒区域の設定及び解除等については、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）または火山防災協議会の助言等を踏まえて実施するなど火山活動に係る専門知識を活用する。

第４節　交通規制の実施

町担当課	建設課
関係機関	県警察、道路管理者

１　交通規制の実施

噴火又は爆発による被害を防止するため、警察機関及び道路管理者は、相互に調整の上、必要に応じ火山周辺道路において、山麓への進入禁止等の交通規制を実施する

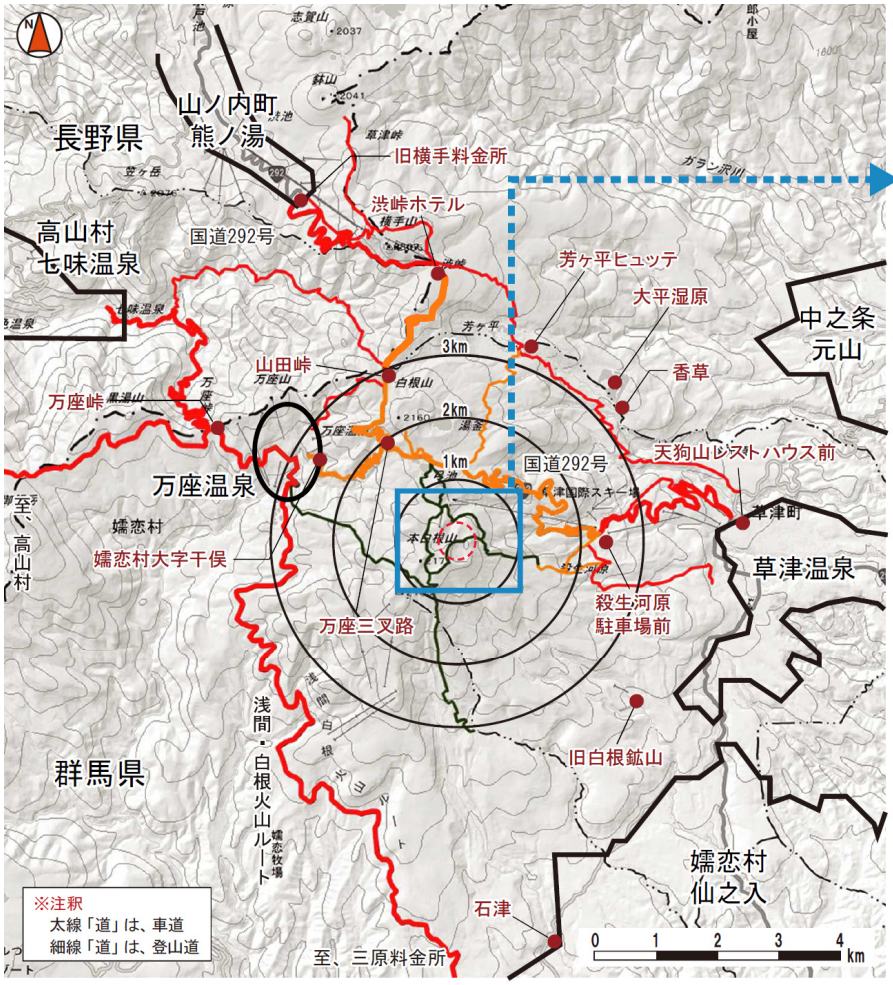
２　規制範囲

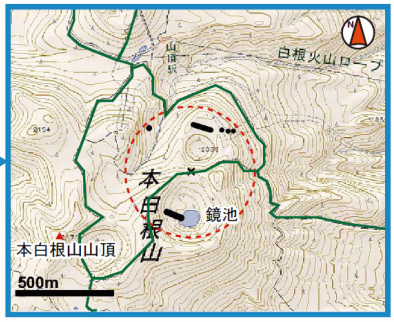
噴火警戒レベルが２に引き上げられた場合、下表のとおり登山道及び遊歩道を規制する。

レベル	国道292号関係（群馬県）	登山道
2	【白根山（湯釜付近）】 ・殺生ゲート ～万座三差路ゲート	【白根山（湯釜付近）】 ・白根レストハウス～芳ケ平ヒュッテ（草津町） 【本白根山】 ・富貴原の池～本白根山（草津町） ・万座～本白根山（嬬恋村） ・石津鉱山跡～本白根山（嬬恋村）
3	【白根山（湯釜付近）】 ・殺生ゲート～渋峠ゲート ・県道牧干俣線（466号）（異常気象時交通規制ゲート） 【本白根山】 ・殺生ゲート～渋峠ゲート ・県道牧干俣線（466号）（異常気象時交通規制ゲート）	【白根山（湯釜付近）】 ・香草～芳ケ平（草津町） ・元山（大平湿原）～芳ケ平 （草津町・中之条町） ・万座～山田峠（嬬恋村） ・渋峠～芳ケ平（山ノ内町） ・七味温泉（古道）～山田峠（高山村） 【本白根山】 ・白根レストハウス～芳ケ平（草津町）

資料：草津白根山（白根山（湯釜付近）及び本白根山）の火山活動が活発化した場合の避難計画（草津白根山防災会議協議会、平成31年４月）

■草津白根山（本白根山）噴火警戒レベルに対応した規制範囲





赤点線円は2018年１月23日噴火の分布域を示す。
黒印（▬）は火口列。

●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル５（避難）：▬
危険な居住地域からの避難、立入規制

レベル４（高齢者等避難）：▬
警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備、立入規制

レベル３（入山規制）：▬
登山禁止・入山規制
火口から2km以内立入規制

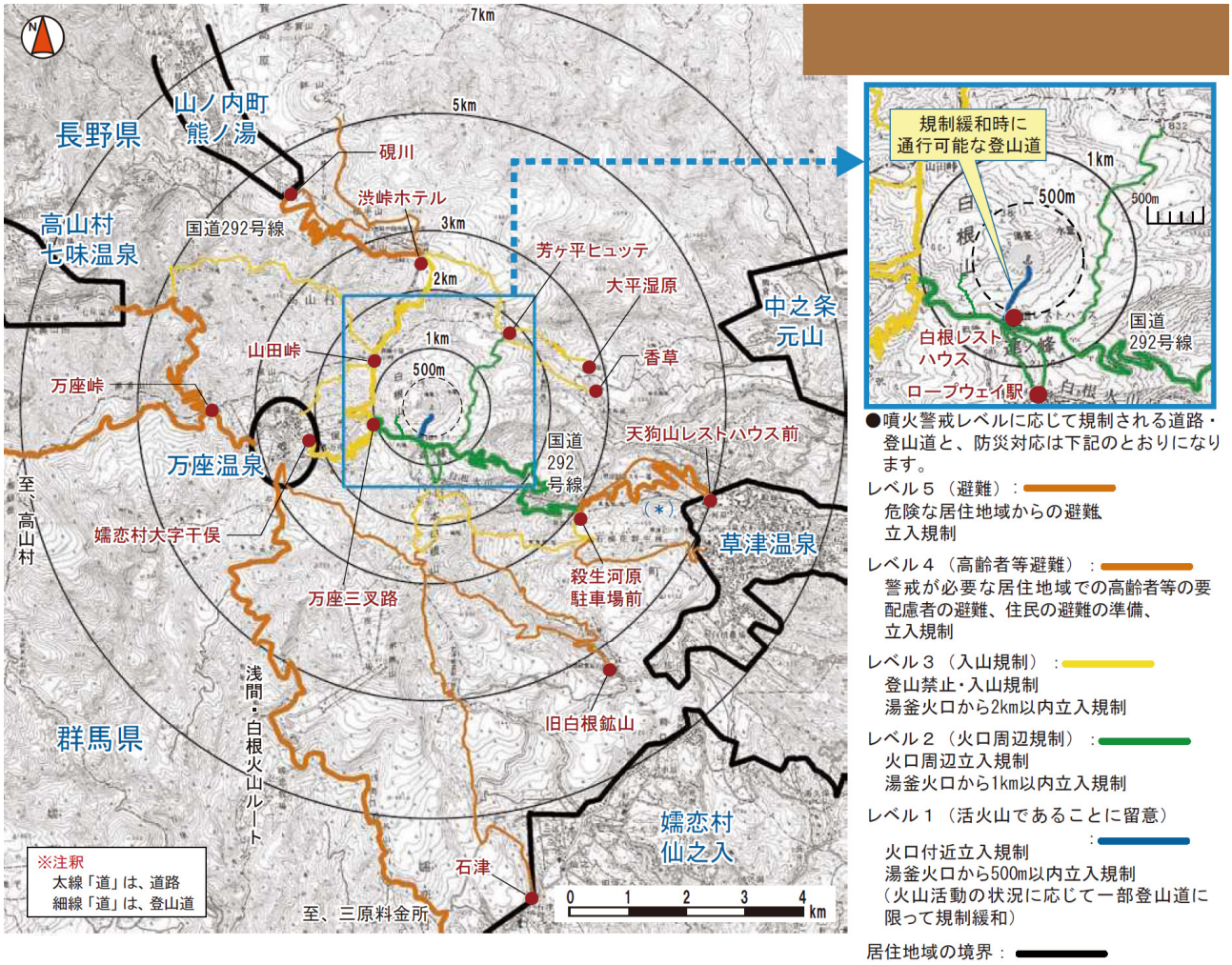
レベル２（火口周辺規制）：▬
火口周辺立入規制
火口から1km以内立入規制

レベル１（活火山であることに留意）

居住地域の境界：▬

資料：草津白根山（本白根山）「噴火警報と噴火警戒レベル」のリーフレット（気象庁、令和３年12月）

■草津白根山（白根山（湯釜付近））噴火警戒レベルに対応した規制範囲



●噴火警戒レベルに応じて規制される道路・登山道と、防災対応は下記のとおりになります。

レベル５（避難）：
危険な居住地域からの避難
立入規制

レベル４（高齢者等避難）：
警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備、
立入規制

レベル３（入山規制）：
登山禁止・入山規制
湯釜火口から2km以内立入規制

レベル２（火口周辺規制）：
火口周辺立入規制
湯釜火口から1km以内立入規制

レベル１（活火山であることに留意）：
火口付近立入規制
湯釜火口から500m以内立入規制
（火山活動の状況に応じて一部登山道に限って規制緩和）

居住地域の境界：

資料：草津白根山（白根山（湯釜付近））「噴火警報と噴火警戒レベル」のリーフレット（気象庁、令和３年12月）

第５節　災害情報の収集・連絡

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第６節　災害情報の収集・連絡」に準ずる。

第６節　通信手段の確保

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第７節　通信手段の確保」に準ずる。

第７節　災害対策本部の設置

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第８節　災害対策本部の設置」に準ずる。

町担当課	防災安全課
関係機関	－

１　設置の決定

町は、次のいずれかに該当するときは、中之条町災害対策本部の設置を決定する。

（１）日光白根山、草津白根山又は浅間山について噴火警報（噴火警戒レベル５）が発表されたとき。

（２）日光白根山、草津白根山又は浅間山が噴火したとき(微噴火・小噴火を除く)。

（３）県内に火山災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用したとき。

（４）噴火警戒レベル等にかかわらず県内に噴火による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため知事が必要と認めたとき。

第８節　災害対策本部の組織

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第９節　災害対策本部の組織」に準ずる。

第９節　災害警戒本部等の設置

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第10節　災害警戒本部等の設置」に準ずる。

町担当課	防災安全課
関係機関	－

１　災害警戒本部の設置

町は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

（１）草津白根山について噴火警報（噴火警戒レベル４）が発表され、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

（２）草津白根山が微噴火・小噴火し、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

（３）噴火警戒レベル等にかかわらず県内に噴火による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

第10節　職員の非常参集

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第11節　職員の非常参集」に準ずる。

第11節　広域応援の要請等

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第12節　広域応援の要請等」に準ずる。

第12節　自衛隊への災害派遣要請

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第13節　自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

第13節　二次災害の防止活動

ここに掲載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第14節　災害の拡大防止及び二次災害の防止」に準ずる。

町担当課	建設課、農林課
関係機関	水防管理者、河川管理者、農業用用排水施設管理者、ダム・水門・水路等の管理者、土砂災害防止事業実施機関、雪崩防止事業実施機関、道路管理者、県

町及び県は、火山噴火による噴出物が堆積している地域においては、降雨による土石流等の土砂災害の発生のおそれがあることから、降雨の状況把握や監視体制を強化するとともに、専門技術者等を活用し、危険性が高いと判断された場合には、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するなど、二次災害の防止に努める。

第14節　救助・救急活動

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第15節　救助・救急活動」に準ずる。

第15節　医療活動

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第16節　医療活動」に準ずる。

第16節　消火活動

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第42節　消火活動」に準ずる。

第17節　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第17節　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。

第18節　交通の確保

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第18節　交通の確保」に準ずる。

第19節　緊急輸送

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第19節　緊急輸送」に準ずる。

第20節　避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第20節　避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。

第21節　応急仮設住宅等の提供

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第21節　応急仮設住宅等の提供」に準ずる。

第22節　広域一時滞在

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第22節　広域一時滞在」に準ずる。

第23節　県境を越えた広域避難者の受入れ

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第23節　県境を越えた広域避難者の受入れ」に準ずる。

第24節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第24節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に準ずる。

第25節　保健衛生活動

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第25節　保健衛生活動」に準ずる。

第26節　防疫活動

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第26節　防疫活動」に準ずる。

第27節　行方不明者の捜索及び遺体の処置

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第27節　行方不明者の捜索及び遺体の処置」に準ずる。

第28節　広報・広聴活動

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第28節　広報・広聴活動」に準ずる。

第29節　社会秩序の維持

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第29節　社会秩序の維持」に準ずる。

第30節　施設、設備の応急復旧

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第30節　施設、設備の応急復旧」に準ずる。

第31節　公共土木施設の応急復旧

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第31節　公共土木施設の応急復旧」に準ずる。

第32節　上下水道施設の応急復旧

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第32節　上下水道施設の応急復旧」に準ずる。

第33節　ボランティアの受入れ

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第33節　ボランティアの受入れ」に準ずる。

第34節　義援物資・義援金の受入れ

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第34節　義援物資・義援金の受入れ」に準ずる。

第35節　要配慮者の災害応急対策

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第35節　要配慮者の災害応急対策」に準ずる。

第36節　降灰の影響と対策

町担当課	地域共創課、農林課
関係機関	県

１　降灰の影響

ここでは、過去の事例等から降灰による分野ごとの被害想定を示す。

■降灰による被害想定

分　野		被害想定	（具体的な事例等による）
交通	道路	通行不能（５cm/日）	降灰が（５cm/日）以上では除灰が不可能であると考え、道路が通行不能になると想定
		通行不能（降雨時）（５mm/日）	降雨時では除灰する車が動けず除灰が出来ないと考えて通行不能になるとした。
	鉄道	運行停止	桜島の事例から、降灰で車輪やレールの導電不良による障害や踏み切り障害等による輸送の混乱が生じるとした。
	航空	運航不可	空港施設に対する降灰の影響以前に、降灰があり空気中に火山灰が浮遊している状態では航空機のエンジンに重大なトラブルが起こる可能性があるため、降灰が想定される範囲での航空機の運航および空港の使用はできないと考えられる。
ライフライン	電力	停電発生（１cm）	桜島の事例より、降雨時に1cm以上の降灰がある範囲で停電が起こり、その被害率は18%とした。
	水力	取水停止	酒匂川流域では浄水場の沈殿池の能力を上回る火山灰が流入した場合、給水能力が減少し給水不可能になる場合もあるとした。
二・三次産業	商業	回復時間	降灰量が少ないときには、灰の量がごくわずか増えただけでも回復までの時間は急激に長くなり、灰に敏感に影響される。降灰量がある値（たとえば2.5cm）を超えたレベルでは、さらに降灰量が多くなっても回復までの時間はほとんど影響を受けず、変動に対して優れた復元力を備えている。
農林水産	農作物	作物被害（２cm）	畑作物は２cm以上の降灰がある範囲では１年間収穫が出来なくなるとした。
		稲作被害（0.5mm）	稲作は0.5mmの降灰がある範囲では１年間収穫が出来なくなるとした。
	森林	壊滅被害（10cm）	幹折れ以上の激害木は、堆積深７～10cm以上でかなり著しい傾向。
		被害発生（１cm）	有珠山（1977）の調査事例で、降灰量１cm以上の地域で人工林が被害を受ける。
	水産物	水産物死滅（２cm）	霧島山の事例より、海中のサンゴが一部死滅する厚さを２cm程度とする。
健康	健康	健康障害（２cm）	有珠山の事例から、健康障害が想定される範囲は、降灰量２cm以上の範囲とする。
生活	建物	家屋全壊（避難）（30cm）	木造平屋の家屋に対する垂直荷重の最大耐力は525kg/㎡であり、このときの灰の厚さは30cm（湿潤時）となる。但し１日で堆積する場合以外は除灰可能とする。

資料：「降灰の影響及び対策」（気象庁）

２　降灰による農作物等の被害防止対策

（１）ハウス共通

ア　ビニールハウスの被覆資材に火山灰が積もると、光量不足により作物体の同化能力（光

合成）が低下し、生育不良、落花・結実不良、商品性低下を生じるため、降灰があった場合は、プロワーによる送風や動噴による高圧散水等により除灰する。

イ　ハウスの自動開閉装置は、降灰量が多いと作動が悪くなるので、こまめに除灰する。

（２）園芸共通

ア　露地作物は、移動式レインガン、スプリンクラー等の散水器具を活用して除灰する。

イ　除灰作業に多量の水を使用する場合は、ほ場内外の排水に留意する。

ウ　農作物に火山灰が付着したまま農業機械で収穫等の作業を行うと、エンジンの吸気系統のつまりや刈取り刃の損傷等が生じやすくなるので、作業中の点検はもとより作業前後の整備において火山灰の除去に努める。

（３）野菜

ア　作物体に付着した火山灰は、ブロワー、散水機器等で速やかに除灰する。散水の場合は、十分な水量で行う。

イ　育苗期は、防塵塩化ビニル又はポリオレフィン系フィルム等でトンネル被覆する。また、生育中の作物も可能な場合は被覆する。

ウ　火山灰等による被害が大きく回復が困難な場合は、品日等を検討し、まき直しを行う。

（４）花き

ア　作物体に付着した火山灰は、ブロワー、散水機器等で速やかに除灰する。散水の場合は、十分な水量で行う。

（５）果樹

ア　降灰量が多い場合、枝折れ、葉や果実のヤケ等が発生することもあるので、樹上の火山灰を早急にブロワー、散水機器等で除灰する。散水の場合は、十分な水量で行う。

イ　樹上に火山灰がある場合には、果皮が傷つきやすいので、収穫・出荷調製時は丁寧に取り扱う。

（６）果樹

ア　茎葉の枯死した飼料作物は、まき直しを行うか、再生が可能な場合は、早めに掃除刈をして追肥を行い、回復に努める。

イ　火山灰が多量に付着した飼料作物の給与は控える。

出典：活動火山噴火（降灰）による農作物等の被害防止対策について（鹿児島県、令和５年12月）

第37節　学校の災害応急対策

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第37節　学校の災害応急対策」に準ずる。

第38節　文化財の災害応急対策

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第38節　文化財の災害応急対策」に準ずる。

第39節　労働力の確保

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第39節　労働力の確保」に準ずる。

第40節　災害救助法の適用

「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第40節　災害救助法の適用」に準ずる。

第３章　　災害復旧計画

第１節　復旧・復興の基本方向の決定

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第１節　復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。

第２節　原状復旧

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第２節　原状復旧」に準ずる。

第３節　計画的復興の推進

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第３節　計画的復興の推進」に準ずる。

第４節　被災者等の生活再建の支援

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第４節　被災者等の生活再建の支援」に準ずる。

第５節　被災中小企業等の復興の支援

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第５節　被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。

第６節　公共施設の復旧

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第６節　公共施設の復旧」に準ずる。

第７節　激甚災害法の適用

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第７節　激甚災害法の適用」に準ずる。

第８節　復旧資金の確保

「第１編　一般災害対策編」－「第４章　災害復旧計画」－「第８節　復旧資金の確保」に準ずる。

第４編　　県外の原子力施設事故対策編

第１章　災害予防計画

第１節　基本方針

１　目的

本対策では、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、県が関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について記載するとともに、町にとって必要な事項を定め、住民の不安を解消することを目的とする。

２　原子力施設事故災害対策において尊重するべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重し、必要に応じて、随時本対策を見直す。

３　中之条町地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「第１編　一般災害対策編」による。

第２節　情報の収集・連絡体制等の整備

町担当課	総務課
関係機関	県

１　情報の収集・連絡体制等の整備

県は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、国、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

町は、県と情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

第３節　環境放射線モニタリングの実施

町担当課	総務課
関係機関	県

１　環境放射線モニタリングへの協力

県は、県外原子力施設事故発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時の県内における環境放射線モニタリングを実施する。

町は、環境放射線モニタリングへ協力するとともに、町内の空間線量を測定し、住民への情報提供を行う。

２　モニタリング機器等の整備・維持

県は、平常時又は県外原子力施設事故発生時における県内の環境に対する放射線の影響を把握するため、環境放射線モニタリング機器等を整備・維持する。そのことを踏まえ、町も補完するデータを取得するなど、新たに機器等の整備を検討する。

第２章　　災害応急対策計画

ここに記載されていない内容は、「第１編　一般災害対策編」に準ずる。

第１節　情報の収集・連絡

町担当課	総務課
関係機関	県

県は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や関係県等からの情報収集を努めることになっている。

なお、県は、必要に応じ、収集した情報を市町村等関係機関へ提供し、町は、住民にとって必要となる情報の収集・連絡に努める。

第２節　モニタリング体制の強化

町担当課	地域共創課、企業課、農林課、保健環境課
関係機関	県

町は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施する。実施結果等については、住民などへ積極的に広報する。

１　空間放射線量率モニタリングの強化

県は、平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、国や市町村等関係機関へ連絡する。

また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加や可搬型測定機器による測定等モニタリングの強化を図ることとなっている。

町は、提供されたデータを住民へ提供するとともにモニタリングの強化へ協力する。

２　水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

町、県及び上下水道事業者は、水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

３　農林水畜産物等の放射性物質検査

県は、県産農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施する。

町は、提供されたデータを住民へ提供する。

４　焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

県は、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査の情報を収集把握する。

町も補完するデータを取得するなど、新たに機器等の整備を検討する。

第３節　住民等への情報伝達・相談活動

町担当課	総務課、企業課、農林課、保健環境課
関係機関	県

１　住民等への情報伝達活動

（１）町は、県や国等と連携し、異常事象等に関する情報を広く住民に向けて提供し、町内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

（２）町は、防災行政無線等により住民に情報提供するとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供に努める。また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

（３）町は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。

（４）町は、県と密に連絡を取り、伝達する情報の内容を十分に確認する。

（５）町は、住民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。

情報提供するべき内容としては、以下のような事項が想定される。

ア　町内の空間放射線量率に関する情報

イ　水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果

ウ　相談窓口の設置状況

２　相談窓口等の設置

（１）町は県と連携し、必要に応じ、速やかに住民からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設する。想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

ア　放射線による健康相談窓口

イ　水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口

ウ　町内の空間放射線量に関する相談窓口

（２）町は、住民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

３　避難者等への表面汚染測定の実施

町は、放射性物質や放射線に対する不安を払しょくするために、本人からの要望等必要に応じ、住民や県外避難者等に対して、放射線測定器による表面汚染測定を実施する体制を確保する。

４　避難者等への除染の実施

町は、表面汚染測定の結果、除染を必要とする場合、除染場所や体制を確保し実施する。

第４節　水道水、飲食物摂取制限等

町担当課	総務課、企業課、観光商工課、農林課
関係機関	県

１　水道水の摂取制限等

県（健康福祉部）は、原子力災害対策指針の指標や、厚生労働省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、市町村等水道事業者に対し、摂取制限等の措置及び広報の要請を実施する。

町は、県からの要請があった場合には、摂取制限及び広報の迅速な実施にむけ協力する。

２　飲食物の摂取制限等

県（健康福祉部）は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講ずる。

町は、県から指導・助言、指示があった場合には、当該飲食物の回収及び販売禁止等の迅速な実施にむけ協力する。

３　農林水畜産物等の採取及び出荷制限

県（環境森林部、農政部）は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう、市町村、関係団体、生産者等に要請する。

町は、県からの要請があった場合には、摂取制限及び広報の迅速な実施にむけ協力する。

４　食料及び飲料水の供給

町は、「第１編　一般災害対策編」－「第３章　災害応急対策計画」－「第24節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

５　上下水処理等副次産物の利活用について

県（下水環境課、（企）水道課）は、国からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講じる。

町は、県から指導・助言、指示があった場合には、搬出制限等の迅速な実施にむけ協力する。

第５節　風評被害等の未然防止

町担当課	総務課、観光商工課
関係機関	県

町は、県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

第６節　廃棄物の適正処理

町担当課	保健環境課
関係機関	県

県は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、各事業者から発生する廃棄物の処理について、必要な措置が講じられるよう指導監督する。

町は、県の指導監督に基づき、対処策の実施に向け協力する。

第７節　各種制限措置の解除

町担当課	総務課、企業課、農林課、観光商工課
関係機関	県

県、町その他関係機関は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第３章　災害復旧計画

第１節　モニタリングの継続実施と結果の公表

町担当課	地域共創課、企業課、農林課
関係機関	県

町は県と連携し、必要に応じて、原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

第２節　風評被害等の影響軽減

町担当課	総務課、企業課、農林課、観光商工課
関係機関	県

町は県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第３節　健康への影響と対策の検討

町担当課	総務課、住民福祉課、保健環境課
関係機関	県

県（健康福祉部）は、モニタリング調査の結果等により、県民への健康の影響が懸念される場合は、放射線治療や放射線測定の専門家からなる有識者会議などを活用し、影響の程度や対策について検討する。

町は、提供されたデータを住民へ提供する。

第５編　　資料・様式編

第 1 章　　資料集

資料番号	名　　称
資料1	中之条町防災会議条例
資料2	中之条町防災会議運営規程
資料3	中之条町防災会議委員名簿
資料4	被害認定基準
資料5	災害危険区域の一覧表
資料6	中之条町指定緊急避難場所及び指定避難所一覧
資料7	中之条町応急仮設住宅建設予定地
資料8	締結協定一覧
資料9	被災宅地判定活動を実施する際に必要となる資機材
資料10	自主防災会一覧
資料11	自主避難計画一覧

資料１　中之条町防災会議条例

昭和 46 年６月 22 日条例第 18 号

改正

平成 12 年３月 30 日条例第 19 号
平成 15 年６月 24 日条例第 21 号
令和　３年９月 15 日条例第 22 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、中之条町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）　中之条町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　中之条町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は町長をもって充てる。

３　会長は会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

（２）　群馬県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

（３）　群馬県警察の警察官のうちから町長が任命する者

（４）　町長が、その部内及び吾妻東部衛生施設組合の職員のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　消防長及び消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

６　前項第１号、第２号、第３号、第４号、第７号及び第８号の委員の定数はそれぞれ２人以内、４人以内、１人、10 人以内、５人以内及び４人以内とする。

７　第５項第７号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員をおくことができる。

２　専門委員は、委員の属する機関の職員及び知識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年３月 30 日条例第 19 号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 15 年６月 24 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年９月 15 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料２　中之条町防災会議運営規程

令和６年７月 26 日訓令第４号

（趣旨）

第１条　この規程は、中之条町防災会議条例（昭和 46 年中之条町条例第 18 号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき中之条町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務を代理する委員）

第２条　条例第３条第４項に規定する会長の職務を代理すべき委員は、副町長の職にある委員とする。

（会議の招集）

第３条　防災会議は、会長がこれを招集する。

（会議の議長）

第４条　会議の議長は、会長がこれにあたる。

（会議の議事）

第５条　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（説明聴取）

第６条　会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（代理出席）

第７条　委員（条例第３条第５項第１号から第７号までに規定する者に限る。以下この条において同じ。）は、やむを得ず会議に出席できない場合は、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。

（専決）

第８条　会長は、会議が処理すべき事項のうち、あらかじめ承認を得た事項及び緊急を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、これを専決することができる。

２　前項の規定により専決したときは、会長は次の会議において報告しなければならない。

（庶務）

第９条　防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

（公表等の方法）

第 10 条　地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行う公表は、中之条町公告式条例（昭和 30 年中之条町条例第１号）の例による。

附　則

この規程は、令和６年７月２６日から施行する。

資料３　中之条町防災会議委員名簿

NO	区　分	職　名
1	会　長	中之条町長
2	１号委員（２名以内）	吾妻森林管理署長
3	〃	前橋地方気象台長
4	２号委員（４名以内）	吾妻行政県税事務所長
5	〃	吾妻保健福祉事務所長
6	〃	吾妻農業事務所長
7	〃	中之条土木事務所長
8	３号委員（１名）	吾妻警察署長
9	４号委員（10名以内）	副町長
10	〃	防災安全課長
11	〃	総務課長
12	〃	地域共創課長
13	〃	住民福祉課長
14	〃	企業課長
15	〃	建設課長
16	〃	農林課長
17	〃	こども未来課長
18	〃	吾妻東部衛生施設組合所長
19	５号委員（１名）	中之条町教育長
20	６号委員（２名）	吾妻広域消防本部消防長
21	〃	中之条町消防団長
22	７号委員（５名以内）	日本郵便（株）中之条郵便局長
23	〃	原町赤十字病院長
24	〃	東日本旅客鉄道（株）中之条駅長
25	〃	東京電力パワーグリッド（株）渋川支社長
26	〃	（一社）群馬県トラック協会吾妻支部長
27	８号委員（４名以内）	中之条町区長会役員連絡協議会長
28	〃	中之条婦人会長
29	〃	防災士
30	〃	中之条町建工会長

資料４　被害認定基準

１　人的被害

（１）「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。

（２）「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。

（３）「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのもの。

（４）「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのもの。

２　住家被害

（１）「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

（２）「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。

（３）「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

（４）「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。

（５）「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。

（６）「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

３　非住家被害

（１）「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。
ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

（２）「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。

（３）「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。

（４）非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

４　その他

（１）「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。

（２）「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。

（３）「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。

（４）「文教施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。

（５）「道路」とは、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。

（６）「橋りよう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。

（７）「河川」とは、河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。

（８）「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸。

（９）「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
(10)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
(11)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
(12)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
(13)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
(14)「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
(15)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
(16)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
(17)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。
　例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
(18)「り災者」とは、り災世帯の構成員。

５　被害金額
（１）「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
（２）「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
（３）「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
（４）「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
（５）「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
（６）「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
（７）「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
（８）「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
（９）「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

資料５　災害危険区域の一覧表

１　地すべり防止区域

ア　林務関係

第一次幹川名	第二次幹川名	当該河川名	地すべり防止区域名	所在地	指定面積（ha）	指定年月日
吾妻川	山田川	山田川	山　田	山田字手古沢	26.35	S37.8.17
吾妻川	桃瀬川	桃瀬川	長久保	横尾字卯木沢	9.98	S38.1.21
〃	胡桃川	柴木沢	大久保	五反田字大久保	26.07	S38.1.21
吾妻川	白砂川	白砂川	沼　尾	小雨字沼尾	13.74	S44.6.12
〃	白砂川	白砂川	和光原	入山字和光原	69.37	S46.7.24
吾妻川	白砂川	白砂川	引　沼	入山字引沼	64.45	S49.1.17
〃	〃	〃	〃	〃	1.75	H11.7.21
吾妻川	四万川	四万川	寺社平	四万字寺社平	29.6	S52.6.6
〃	〃	〃	貫湯平	四万字貫湯平	27.86	S54.4.25
吾妻川	名久田川	名久田川	篭　林	平字篭林	49.64	H1.9.25

イ　耕地関係

第一次幹川名	第二次幹川名	当該河川名	地すべり防止区域名	地すべり防止区域面積	所在地	指定面積（ha）	指定年月日
利根川	吾妻川	四万川	わらび峠	14.1	中之条町大字上沢渡	14.1	H13.3.21

２　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

ア　土砂災害警戒区域

告示番号	告示年月日	発生原因となる自然現象の種類			計
		急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	
第89号	令和3年3月29日	414	225	62	701

イ　土砂災害特別警戒区域

告示番号	告示年月日	発生原因となる自然現象の種類			計
		急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	
第89号	令和3年3月29日	410	191	0	601

ウ　土砂災害警戒区域等の指定状況一覧

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	421-Ⅰ-001	吉野沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-002	神沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-003	花曽根沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-004	下山田沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-005	蛇塚沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-006	大竹中沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-007	不動沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-008	大竹上沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-009	大倉見沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-010	中島沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-011	上ノ山沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-012	衛門岳沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-013	門野沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-014	行ノ入沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-015	堀田ノ沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-016	加性沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-017	滝平沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-018	清水沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-019	清水沢下沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-020	桑原沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-021	高沼沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-022	寺社原沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-023	権見沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-024	庚申沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-025	大岩下沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-026	不動沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-027	岩前沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-028	湯前沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-029	湯尻沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-030	南平沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	421-Ⅰ-031	和田須入沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-032	笹平沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-033	下反下北上沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-034	栃久保沢	下沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-035	沢入沢	下沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-036	上湯原沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-037	駒岩沢下沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-038	駒岩沢中沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-039	寺裏沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-040	秋鹿沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-041	犬麦平下沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-042	山口西沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-043	新湯東沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-044	新湯西沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-045	新湯北沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-047	日向見下沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-048	山口北沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-049	山口沢東沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-050	山口沢南沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-051	権現沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-052	犬麦平上沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-053	仲ノ沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-054	殿界戸沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-055-1	沢口沢-1	下沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-055-2	沢口沢-2	下沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-056	舞台沢	下沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-057	十二平沢	折田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-058-1	上折田東沢-1	折田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-058-2	上折田東沢-2	折田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-059	中折田沢	折田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-060	下日影沢	五反田	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-061	中村沢	五反田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-062	宮沢	西中之条	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-063	西古垣内沢	西中之条	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-064	古垣内沢	西中之条	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-065	五良沢	中之条町	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-066	子安沢	伊勢町	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-067	十澳沢	伊勢町	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-068	親都沢	五反田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-070-1	大峰沢-1	岩本	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-071	蟻川沢	岩本	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-072	大亀上沢	蟻川	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-075	十二原沢	大道	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-076	久保貝戸沢	赤坂	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-077	貫坂沢	赤坂	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-078	赤坂沢	赤坂	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-080	温湯	大塚	R3.3.29	89	土石流	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	421-Ⅰ-082	渕則沢	大塚	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-083	西塩原沢	大塚	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-084	東塩原沢	大塚	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅰ-085	塩原沢	大塚	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-086	境沢	大塚	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-087	大原沢	大塚	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-089	柳田沢	平	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-090	鍛治貝戸沢	平	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-091	下尻高沢	平	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-092-1	十二ノ平沢	青山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-092-2	大堰沢	青山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-093	上市城沢	市城	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-094	不動沢	市城	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-095	下市城上沢	市城	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-096	沢入沢	市城	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅰ-097	清明沢	市城	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-001	大竹沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-002	清水沢上沢	山田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-003	前尻沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-004-1	諏訪の沢-1	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-004-2	諏訪の沢-2	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-005	大岩上沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-006	大岩中沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-007	中居川	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-008	下野原沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-009	上沢渡沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-010	牧場沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-011	下反下東下沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-012	中尾根沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅱ-013	城越沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-014	下反下南沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-015	下反下西下沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-016	下反下西中沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-017	上反下下沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-018	滑沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-019	上反下上沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅱ-020	下反下北中沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-021	諏訪原沢	上沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-022	伊賀野沢	下沢渡	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-023	竹井沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-024	駒岩上沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-025	下秋鹿沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-026	新湯南沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-027	譲葉沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-028	渡戸沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-029-1	貫湯平上沢-1	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-029-2	貫湯平上沢-2	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	421-Ⅱ-030	貫湯平下沢	四万	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-031	上折田西沢	折田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-032	中日影沢	五反田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-033-1	十二平沢-1	五反田	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅱ-033-2	十二平沢-2	五反田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-034	石沖沢	五反田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-035	大久保沢	五反田	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅱ-036-1	宮沢-1	西中之条	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-036-2	宮沢-2	西中之条	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-036-3	宮沢-3	西中之条	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-037	比丘尼田沢	横尾	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅱ-038	所沢	横尾	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-039	千沢	横尾	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-040	竹井沢	横尾	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅱ-041	栃瀬沢	横尾	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-044	倉沢	蟻川	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅱ-045	高樅沢	岩本	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-046	原沢上沢	岩本	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-047	原沢下沢	岩本	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-048-2	下の沢-2	岩本	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-049	大亀下沢	蟻川	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅱ-050	上ノ貝戸岩沢	蟻川	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-051	大倉嶽沢	蟻川	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-052	囀石沢	大道	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-053	大道沢	大道	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-054	後沢	大道	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-055	前の沢	栃窪	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-056	中村下沢	栃窪	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-057	行沢	赤坂	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-058	新田沢	赤坂	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅱ-059	上野貝戸沢	蟻川	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-060	宮沢	赤坂	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-061	谷津沢	赤坂	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-062	釜渕沢	赤坂	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-Ⅱ-063	長見山沢	大塚	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-064	小枝沢	大塚	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-065-1	加賀沢川-1	平	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-065-2	加賀沢川-2	平	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-066	宇妻上沢	平	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-067	宇妻中沢	平	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-068	宇妻下沢	平	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-Ⅱ-069	下市城下沢	市城	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-J-001	上柴本沢	五反田	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-新-001	下尻高西沢	平	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-新-002	宇妻南上沢	平	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	421-新-003	宇妻南中沢	平	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	421-新-004	宇妻南下沢	平	R3.3.29	89	土石流	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	427-Ⅰ-501	漆沢	日影	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-502	中沢2	日影	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-503	中沢1	日影	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-504	平沢	日影	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-505	田端沢	日影	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	427-Ⅰ-506	八幡沢1	日影	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	427-Ⅰ-507	八幡沢2	日影	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-508	長井沢	日影	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-509	南沢	小雨	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-510	光泉寺沢	小雨	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	427-Ⅰ-511	姥ケ沢	小雨	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-512	沼尾沢1	小雨	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-513	沼尾沢2	小雨	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-514	熊倉沢	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-515	村木沢川	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-516	根広沢	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-517-1	矢倉沢-1	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-517-2	矢倉沢-2	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-518-1	和光原沢-1	入山	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	427-Ⅰ-518-2	和光原沢-2	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-519	引沼沢	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-520-1	沼沢2-1	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-520-2	沼沢2-2	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-521-1	生須沢-1	生須	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-521-2	生須沢-2	生須	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-521-3	生須沢-3	生須	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-522	暮坂沢3	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-523	暮坂沢1	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-524	暮坂沢4	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-525-1	駒沢川1-1	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-525-2	駒沢川1-2	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-525-3	駒沢川1-3	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-526	暮坂沢2	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-527	暮坂沢5	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-528	赤岩沢	赤岩	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	427-Ⅰ-529	清水井戸沢	赤岩	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-530	中瀬木の沢	赤岩	R3.3.29	89	土石流	1	
中之条	427-Ⅰ-531	下沢	赤岩	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅰ-532	釜抜川	赤岩	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅱ-501	八幡沢3	太子	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅱ-502	沼沢1	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅱ-503-1	見寄沢-1	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅱ-503-2	見寄沢-2	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅱ-504	出立沢1	赤岩	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-Ⅱ-505	出立沢2	赤岩	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-J-501-1	生須沢2-1	生須	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-J-501-2	生須沢2-2	生須	R3.3.29	89	土石流	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	427-J-502-1	駒沢川2-1	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-J-502-2	駒沢川2-2	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-J-503	駒沢川3	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-J-504	駒沢川4	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-J-505-1	鍛冶屋敷沢-1	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	427-J-505-2	鍛冶屋敷沢-2	入山	R3.3.29	89	土石流	1	1
中之条	135	四万	四万	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	136	反下	上沢渡	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	137	大岩	上沢渡	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	138	大道	大道	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	139	十二	大道	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	140	囀石北	大道	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	141	囀石	大道	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	142	胡桃田	岩本	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	143	菖蒲	岩本	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	144	岩本	岩本	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	145	高樅	岩本	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	147	後界戸	五反田	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	148	馬滑	五反田	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	149	名沢	五反田	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	150	岩本	岩本	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	151	寺尾	岩本	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	152	大亀	蟻川	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	153	熊野沢	蟻川	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	154	宇原野	蟻川	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	155	小池	蟻川	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	156	沼田	蟻川・赤坂	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	157	塩平	蟻川	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	158	貫坂	赤坂	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	159	大倉岳	赤坂	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	160	行沢	赤坂	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	161	高津	横尾	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	162	古垣内	西中之条	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	163	宮沢	西中之条	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	164	上市城	市城	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	165	宇妻	平	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	166	中村	栃窪	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	167	雨池	栃窪	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	183	矢倉	入山	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	184	世立	入山	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	185	生須	生須	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	1029	越尾	大塚	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	1031	山口	四万	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	1033	清水	山田	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	1034	下山田沢	山田	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	1035	新田	五反田	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	1036	唐操原	上沢渡	R3.3.29	89	地滑り	1	

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	146(1028)	大岩本	岩本	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-1	手古沢	山田	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-10	前新田	栃窪	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-11	寺社平2	四万	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-12(1030)	寺社平3	四万	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-13(1032)	二タ井	四万	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-14	篭林	平	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-2	卯木沢	横尾	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-3	大久保	五反田	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-4	寺社平1	四万	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-5	貫湯平	四万	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-6	寺社原沢	上沢渡	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-7	高沼	山田	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-8	日影	五反田	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	421-9	長坂	大道	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	427-1	沼尾	小雨	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	427-2	和光原	入山	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	427-3	引沼	入山	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	427-5	根広	入山	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	427-6	根広Ⅱ	入山	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	427-7	和光原Ⅱ	入山	R3.3.29	89	地滑り	1	
中之条	K0846	市城	市城	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0847	市城(B)	市城	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0848	青山(市城C)	青山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0849-1	宇妻-1	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0849-2	宇妻-2	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0849-3	宇妻-3	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0849-4	宇妻-4	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0850-1	栃瀬-1	横尾	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0850-2	栃瀬-2	横尾	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0851-1	小川(B)-1	中之条町	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0851-2	小川(B)-2	中之条町	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0852	小川(A)	中之条町	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0853-1	寺尾-1	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0853-2	寺尾-2	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0853-3	寺尾-3	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0853-4	寺尾-4	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0853-5	寺尾-5	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0853-6	寺尾-6	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0854	西中之条	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0855	下折田	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0856	中折田	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0857-1	折田-1	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0857-2	折田-2	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0858-1	上折田-1	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0858-2	上折田-2	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0859	金原	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	K0860-1	殿界戸-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0860-2	殿界戸-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0860-3	殿界戸-3	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0861-1	湯原-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0861-2	湯原-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0862	貫湯平	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0863-1	駒岩-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0863-2	駒岩-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0864	四万犬麦平	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0865-1	四万山口A-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0865-2	四万山口A-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0866	四万山口B	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0867-1	新湯-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0867-2	新湯-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0868-4	新湯B-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0868-2	新湯B-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0869	日向見(C)	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0870-1	日向見(B)-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0870-2	日向見(B)-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0871	日向見	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0872-1	中組-1	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0872-2	中組-2	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0872-3	中組-3	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0872-4	中組-4	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0872-5	中組-5	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0873	中組(B)	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0874-1	中組(C)-1	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0874-2	中組(C)-2	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0874-3	中組(C)-3	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0875-1	菅田-1	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0875-2	菅田-2	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0876	反下	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0877-1	上反下-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0877-2	上反下-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0877-3	上反下-3	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0878-1	沢渡-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0878-2	沢渡-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0879-1	湯-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0879-2	湯-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	
中之条	K0880-1	湯向-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0880-2	湯向-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0881	久森	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0882	枯木	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0883	君ノ尾	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0884-1	矢場-1	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0884-2	矢場-2	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0885-1	貫湯平(B)-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	K0885-2	貫湯平(B)-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0885-3	貫湯平(B)-3	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0886	大岩1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0887	中尾1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0888	蛇野1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0889	蛇野3	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0890	秋鹿3	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0891	四万湯原2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0893	日向見2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0894	日向見3	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0896-1	下反下1(Ⅰ)-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0896-2	下反下1(Ⅰ)-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0897	沢渡3	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0898	中組3	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0899	下山田11	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0901	上折田2	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0902-1	中折田1-1	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0902-2	中折田1-2	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0902-3	中折田1-3	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0903	塩平1	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0904-1	小池1-1	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0904-2	小池1-2	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0904-3	小池1-3	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0905-1	西中之条2-1	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0905-2	西中之条2-2	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0906	中之条2	中之条町	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0907	中之条3	中之条町	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0908	中之条4	中之条町	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0909-1	伊勢町1-1	伊勢町	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0909-2	伊勢町1-2	伊勢町	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0910-1	伊勢町2-1	伊勢町	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0910-2	伊勢町2-2	伊勢町	R3.3.29	89	急傾斜	1	
中之条	K0911	越尾2	大塚	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0912	下市城1	市城	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0913-1	譲葉1-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0913-2	譲葉1-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0913-3	譲葉1-3	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0914-1	山口1-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0914-2	山口1-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0915	山口3	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0916	犬麦平1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0917-1	犬麦平2-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K0917-2	犬麦平2-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1072	荷付場	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1073	出立	赤岩	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1074	下沢	日影	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1075	赤岩	赤岩	R3.3.29	89	急傾斜	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	K1076	平沢	日影	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1077	八幡(A)	日影	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1078	八幡(B)	日影	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1079	花園	太子	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1080	小雨(A)	小雨	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1081	小雨(B)	小雨	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1082	京塚	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1083	花敷	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1084	尻焼(A)	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1085	尻焼(B)	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1086	根広	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1087	和光原	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1088	沼尾2	小雨	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1089	矢倉2	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1090	和光原2	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1091	京塚1	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K1092	品木2	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3129-1	細尾-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3129-2	細尾-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3130	大岩2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3131	大岩3	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3132	上反下1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3133	上反下2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3134	上反下3	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3135	下反下1(Ⅱ)	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3136	下反下2A	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3137	牧場1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3140	秋鹿1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3141	秋鹿2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3142	秋鹿4	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3143	四万湯原1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3144	渡戸3	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3145	二夕井1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3146	殿界戸1	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3147	下反下2B	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3148	下反下3	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3149-1	下反下4-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3149-2	下反下4-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3150-1	下反下5-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3150-2	下反下5-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3151-1	下反下6-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3151-2	下反下6-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3151-3	下反下6-3	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3151-4	下反下6-4	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3152	久森1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3153-1	久森2-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3153-2	久森2-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	K3154	久森3	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3155	寺社原1	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3156	菅田1	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3157	菅田3	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3158-1	沢渡1-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3158-2	沢渡1-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3159	沢渡2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3160	古座部1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3161-1	古座部2-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3161-2	古座部2-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3162-1	古座部3-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3162-2	古座部3-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3162-3	古座部3-3	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3163	湯原1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3164	伊賀野1	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3165	伊賀野2	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3166-1	新田4-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3166-2	新田4-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3166-3	新田4-3	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3166-4	新田4-4	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3167	金原1	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3168-1	金原2-1	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3168-2	金原2-2	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3169	金原3	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3170	金原4	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3171	金原5	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3172	中組2	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3173	高沼1	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3174	高沼2	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3175	湯原2	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3176	門野1	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3177-1	門野2-1	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3177-2	門野2-2	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3178	加性1	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3179	加性2	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3180-1	加性3-1	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3180-2	加性3-2	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3180-3	加性3-3	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3181-1	加性4-1	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3181-2	加性4-2	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3182-1	大竹1-1	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3182-2	大竹1-2	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3183-1	大竹2-1	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3184	清水11	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3185	清水12	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3186	清水13	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3187	清水14	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	K3188	下山田3	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3189	下山田4	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3190	下山田5	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3191	下山田6	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3192	下山田7	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3193	下山田8	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3194	上折田3	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3195	上折田4	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3196	日影10	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3197	中折田2	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3199	下折田1	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3200	十二原1	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3201-1	十二原3-1	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3201-2	十二原3-2	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3201-3	十二原3-3	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3202	十二原4	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3203	十二原5	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3204-1	喋石1-1	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3204-2	喋石1-2	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3204-3	喋石1-3	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3205-1	喋石2-1	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3205-2	喋石2-2	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3206	喋石3	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3207	竹の越1	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3208-1	原1-1	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3208-2	原1-2	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3209	原2	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3210	原3	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3211	原4	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3212	馬滑1	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3213-1	新田1-1	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3213-2	新田1-2	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3214-1	油沢1-1	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3214-2	油沢1-2	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3215-1	油沢2-1	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3215-2	油沢2-2	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	
中之条	K3216-1	油沢3-1	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3216-2	油沢3-2	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3217	行沢1	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3218	行沢2	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3219	行沢3	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3220-2	久保貝戸1-2	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3220-3	久保貝戸1-3	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3221-1	久保貝戸2-1	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3221-2	久保貝戸2-2	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3222-1	久保貝戸3-1	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3222-2	久保貝戸3-2	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	K3223	久保貝戸4	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3224	久保貝戸5	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3225	久保貝戸6	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3226	貫坂1	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3227	貫坂2	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3228	貫坂3	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3229	矢場1	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3230-1	長坂1-1	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3230-2	長坂1-2	大道	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3233	小池3	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3234-1	蟻川1-1	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3234-2	蟻川1-2	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3236	蟻川3	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3237-1	蟻川4-1	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3237-2	蟻川4-2	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3238-1	蟻川5-1	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3238-2	蟻川5-2	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3239	蟻川6	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3240	大亀1	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3241	大亀2	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3242	綿戸1	蟻川	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3247-1	久保9-1	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3247-2	久保9-2	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3248	久保10	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3249-1	柴本1-1	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3249-2	柴本1-2	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3250-1	柴本2-1	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3250-2	柴本2-2	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	
中之条	K3251-1	成田1-1	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3251-2	成田1-2	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3252	日影11	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3253-1	中村13-1	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3253-2	中村13-2	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3254	産石1	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3255	親都1	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3256-1	衰原1-1	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3257	衰原2	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3258-1	名沢1-1	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3258-2	名沢1-2	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3258-3	名沢1-3	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3258-4	名沢1-4	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3258-5	名沢1-5	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3259-1	名沢2-1	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3259-2	名沢2-2	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3260	馬込1	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3261-1	大久保10-1	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3261-2	大久保10-2	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	K3261-3	大久保10-3	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3261-4	大久保10-4	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3262	大久保11	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3263	嵩山1	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3264	西中之条1	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3265-1	古垣内1-1	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3265-2	古垣内1-2	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3268	白久保1	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3269	西中之条3	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3270	古垣内2	西中之条	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3271	小川1	中之条町	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3274-1	長久保4-1	横尾	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3275	長久保5	横尾	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3276	古垣内3	伊勢町	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3281	宇妻2	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3282-1	宇妻3-1	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3282-2	宇妻3-2	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3283	宇妻4	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3285	青山4	青山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3286	只則1	青山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3288	篭林2	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3289	前新田1	栃窪	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3290	前新田2	栃窪	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3291-1	新前田1-1	栃窪	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3291-2	新前田1-2	栃窪	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3291-3	新前田1-3	栃窪	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3292-1	中村18-1	栃窪	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3292-2	中村18-2	栃窪	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3292-3	中村18-3	栃窪	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3293-1	中村19-1	栃窪	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3293-2	中村19-2	栃窪	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3293-3	中村19-3	栃窪	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3294	長坂4	栃窪	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3296	貫坂1	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3297	貫坂2	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3300-1	塩原4-1	大塚	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3300-2	塩原4-2	大塚	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3301	越尾1	大塚	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3302	越尾3	大塚	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3303	沢尻1	大塚	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3304	沢尻2	大塚	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3305	小枝沢1	大塚	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3307	小枝沢3	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3308	大原3	大塚	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3309-1	宇妻1-1	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3309-2	宇妻1-2	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3310	柳田3	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	K3312	柳田2	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3313	青山2	青山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3314	上市城1	市城	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3315	上市城2	市城	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3316	上市城3	市城	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3317-1	明神2-1	市城	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3317-2	明神2-2	市城	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3317-3	明神2-3	市城	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3318	明神3	市城	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3319	清明1	市城	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3320	清明2	市城	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3321	新湯1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3322	山口2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3323	山口5	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3324	渡戸4	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3325-1	渡戸5-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3325-2	渡戸5-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3521	下太子	小雨	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3522	太子2	太子	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3523	下太子1	太子	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3524	湯久保1	日影	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3525	中沢8	日影	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3526	沼尾1	小雨	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3527	大沢1	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3528	矢倉1	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3529	暮坂1	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3530	和光原1	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3531	小倉1	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3532	根広1 (名前がおかしいと地元吾妻郡から意見あり)	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3533	引沼1	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3534	引沼2	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3536	品木1	入山	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K3537	平沢2	日影	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5099	山口ロ	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5100	上反下イ	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5101	上反下ロ	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5102-1	貫湯平イ-1	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5102-2	貫湯平イ-2	四万	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5104-1	前尻イ-1	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5104-2	前尻イ-2	上沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5105	生田イ	五反田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5106	下平イ	赤坂	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5107-1	下平ロ-1	大塚	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5107-2	下平ロ-2	大塚	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5109	只則イ	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K5110	只則ロ	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1

土木	整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域数	特別警戒区域数
中之条	K7104	清水15	山田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K7105	中組4	下沢渡	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K7106-1	上折田5-1	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K7106-2	上折田5-2	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K7106-3	上折田5-3	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K7106-4	上折田5-4	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K7107	小川(C)	中之条町	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K7108	原2-1	岩本	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K7111	上折田6	折田	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K7140	二日市	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K7141	下尻高	平	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K7142	小塚	横尾	R3.3.29	89	急傾斜	1	1
中之条	K7143	竹井4	横尾	R3.3.29	89	急傾斜	1	1

３　雪崩危険箇所

（１）雪崩危険箇所一覧表

土木事務所	番号	箇所名	郡	町	大字	急傾斜面面積（㎡）
中之条	83	清明	吾妻郡	中之条町	市城	665,439
	84	明神	吾妻郡	中之条町	市城	542,558
	85	市城	吾妻郡	中之条町	市城	976,123
	86	青山	吾妻郡	中之条町	青山	409,501
	87	下青山	吾妻郡	中之条町	青山	287,773
	88	下尻高	吾妻郡	中之条町	平	28,714
	89	大道吾	吾妻郡	中之条町	大道	100,943
	90	白久保	吾妻郡	中之条町	五反田	17,788
	91	親都1	吾妻郡	中之条町	五反田	45,710
	92	親都2	吾妻郡	中之条町	五反田	76,453
	93	小川	吾妻郡	中之条町	中之条	70,848
	94	西中之条	吾妻郡	中之条町	西中之条	31,289
	95	下折田	吾妻郡	中之条町	下折田	98,651
	96	中折田	吾妻郡	中之条町	折田	79,793
	97	上折田1	吾妻郡	中之条町	折田	24,320
	98	上折田2	吾妻郡	中之条町	上折田	10,785
	99	金原	吾妻郡	中之条町	下沢渡	78,948
	100	湯原	吾妻郡	中之条町	四万	377,661
	101	貫湯平	吾妻郡	中之条町	四万	10,771
	102	駒岩	吾妻郡	中之条町	四万	344,249
	103	秋鹿	吾妻郡	中之条町	秋鹿	413,044
	104	渡戸	吾妻郡	中之条町	渡戸	471,844
	105	犬麦平1	吾妻郡	中之条町	四万	90,405
	106	犬麦平2	吾妻郡	中之条町	四万	12,299
	107	山口	吾妻郡	中之条町	四万	563,797
	108	桐木平	吾妻郡	中之条町	四万	202,064
	109	新湯	吾妻郡	中之条町	四万	37,163
	110	譲葉	吾妻郡	中之条町	四万	95,429
	111	日向見	吾妻郡	中之条町	四万	167,735
	112	菅田	吾妻郡	中之条町	下沢渡	90,566
	113	奥反下	吾妻郡	中之条町	上沢渡	301,227
	114	沢渡	吾妻郡	中之条町	上沢渡	44,766
	115	大岩	吾妻郡	中之条町	上沢渡	111,383
	116	高沼1	吾妻郡	中之条町	山田	34,609
	117	高沼2	吾妻郡	中之条町	高沼	78,432
	176	下沢	吾妻郡	中之条町	日影	16,095
	177	中沢	吾妻郡	中之条町	日影	70,477

土木事務所	番号	箇所名	郡	町	大字	急傾斜面面積（㎡）
中之条	178	平沢1	吾妻郡	中之条町	日影	114,287
	179	八幡1	吾妻郡	中之条町	日影	109,529
	180	八幡2	吾妻郡	中之条町	日影	234,729
	181	花園	吾妻郡	中之条町	太子	93,354
	182	下太子	吾妻郡	中之条町	太子	32,227
	183	太子	吾妻郡	中之条町	太子	44,822
	184	小雨1	吾妻郡	中之条町	南	109,182
	185	小雨2	吾妻郡	中之条町	小雨	140,112
	186	京塚	吾妻郡	中之条町	入山	104,442
	187	花敷	吾妻郡	中之条町	入山	20,589
	188	尻焼1	吾妻郡	中之条町	入山	20,784
	189	尻焼2	吾妻郡	中之条町	入山	31,622
	190	根広	吾妻郡	中之条町	入山	102,197
	191	和光原	吾妻郡	中之条町	入山	89,819
	192	長平	吾妻郡	中之条町	入山	53,944
	228	大倉	吾妻郡	中之条町	入山	59,560
	229	引沼	吾妻郡	中之条町	入山	45,220
	230	梨木	吾妻郡	中之条町	入山	9,985
	231	沼尾1	吾妻郡	中之条町	小雨	88,290
	232	沼尾2	吾妻郡	中之条町	小雨	32,330
	233	沼尾3	吾妻郡	中之条町	小雨	5,095
	234	吾妻発電所	吾妻郡	中之条町	小雨	43,560
	235	生須	吾妻郡	中之条町	生須	64,580
	236	八幡3	吾妻郡	中之条町	日影	218,090
	237	赤岩1	吾妻郡	中之条町	赤岩	55,590
	238	赤岩2	吾妻郡	中之条町	赤岩	176,930
	239	赤岩3	吾妻郡	中之条町	赤岩	44,690
	240	出立1	吾妻郡	中之条町	赤岩	61,135
	241	広池1	吾妻郡	中之条町	赤岩	114,740
	242	広池2	吾妻郡	中之条町	赤岩	51,410

４　山地災害危険地区

	山地災害危険地区				備考
	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計	
	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	
民有林	64	23	146	233	

資料６　中之条町指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

避難区域	施設・場所名	指定緊急避難場所				指定避難所	責任者又は管理者	収容可能人員（人）	電話番号
		土砂	洪水	地震	噴火				
西中之条 折田	バイテック文化ホール（文化会館）	○	○	○	○	○	館長	２，０００	75-5174
	シルクパーク	○	○	○	△※1	×	町長	１，５００	75-6781
	中之条保育所	○	○	○	○	○	教育長	２００	75-4603
中之条町	中之条中学校	○	○	○	○	○	校長	１，０００	75-6464
	総合体育館	○	○	○	○	○	教育長	５００	75-4523
伊勢町 青山 市城	中之条小学校	○	○	○	○	○	校長	１，０００	75-2130
	吾妻中央高等学校	○	○	○	○	○	校長	１，０００	75-3455
	ツインプラザ	○	○	○	○	○	教育長	５００	76-3111
	伊勢町保育所	○	○	○	○	○	教育長	２００	75-3929
山田 上沢渡	木材活用センター	○	○	○	○	○	町長	１，０００	66-2718
下沢渡	旧西中学校	×	○	×	○	○	町長	６００	－
	沢田幼稚園	×	○	×	○	○	園長	１００	75-2007
下四万	沢田公民館	×	○	×	○	○	公民館長	１００	75-4184
四万温泉	旧第三小学校	○	○	○	○	○	町長	４００	64-2603
岩本 五反田 蟻川 大道	旧伊参小学校(イサマムラ)	○	○	○	○	○	町長	８００	75-3320
	伊参公民館	○	○	○	○	○	公民館長	１００	－
平 横尾 大塚 赤坂 栃窪	旧名久田小学校	○	○	○	○	○	町長	１，０００	75-2159
	旧名久田幼稚園	○	○	○	○	○	町長	２５０	－
	名久田公民館	○	○	○	○	○	公民館長	２５０	75-4185

凡例：○　可
　　×　不可
　　△　一部不可

※１　降灰に関しては不可

避難区域	施設・場所名	指定緊急避難場所				指定避難所	責任者又は管理者	収容可能人員（人）	電話番号
		土砂	洪水	地震	噴火				
広池 高間	広池公民館	○	○	○	○	○	区　長	５０	95-3440
赤　岩	保健センター	○	○	○	○	○	町　長	１００	95-3331
下　沢	下沢公民館	×	○	×	○	○	区　長	３０	－
中　組	中組公民館	○	○	○	○	○	区　長	５０	95-3747
八　幡	八幡公民館	×	○	×	○	○	区　長	５０	－
湯久保	湯久保公民館	×	○	×	○	○	区　長	５０	－
太　子	太子公民館	×	○	×	○	○	区　長	５０	95-3051
小　雨	六合支所	○	○	○	○	○	町　長	２００	95-3111
	六合小学校	×	○	×	○	○	校　長	３００	95-3571
沼　尾	商工会六合支所	×	○	×	○	○	会　長	５０	95-3549
	高齢者センター（道の駅六合）	○	○	○	○	○	町　長	５００	95-3122
生　須	生須公民館	○	○	○	○	○	区　長	５０	－
鍛冶坂	花楽の里	○	○	○	○	○	町　長	５０	80-7123
梨　木	10区公民館	○	○	○	○	○	区　長	５０	95-3549
品　木	品木公民館	○	○	○	△※2	○	区　長	３０	－
世　立	六合ふるさと活性化センター	×	○	×	○	○	町　長	１００	95-5283
引　沼	引沼公民館	×	○	×	○	○	区　長	５０	－
花　敷	入山体育館	×	○	×	○	○	町　長	３００	－
京　塚	京塚公民館	○	○	○	○	○	区　長	５０	95-5025
和光原	和光原公民館	×	○	×	○	○	区　長	７０	－
根　広	根広公民館	×	○	×	○	○	区　長	５０	－
長　平	長平公民館	○	○	○	○	○	区　長	３０	－
小　倉	小倉公民館	○	○	○	○	○	区　長	５０	－
田代原 熊　倉	田代原公民館	○	○	○	○	○	区　長	６０	95-5264

凡例：○　可
　　×　不可
　　△　一部不可

※２　火山泥流に関しては不可

資料７　中之条町応急仮設住宅建設予定地

場　所	所　在　地	敷地面積	戸　数	電話番号
シルクパーク	西中之条250-1	13,700	127	75-6781
総合運動場	中之条町1440	21,000	225	75-4523
旧第二小学校第１分校跡地	山田634	2,400	23	
旧第二小学校第２分校跡地	上沢渡491-1	3,500	20	
旧第三小学校跡地	四万3941-2他	4,100	13	
旧伊参小学校跡地	五反田3527-5	14,000	39	
旧第五中学校跡地	横尾320	12,200	50	
旧太子駅駐車場	太子240-3	2,000	24	

資料８　締結協定一覧

締結日	協定名	相手先
H7.10.21	北区と中之条町との災害時における相互応援に関する協定	東京都北区
H9.1.1	群馬県震度情報ネットワークシステムに関する協定	群馬県
H9.3.1	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定	吾妻警察署
H9.5.20	群馬県防災航空隊支援協定	群馬県
H17.12.21	災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング株式会社　群馬販売部
H18.10.10	中之条町と大網白里町との災害時における相互応援に関する協定	千葉県大網白里市
H22.4.23	消防組織法第39条に基づく相互応援協定	長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
H23.2.7	大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
H23.2.25	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局
H23.9.1	火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定	長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、吾妻広域消防本部、吾妻生コンクリート事業協同組合
H23.9.1	火災又は地震等の災害時における応援に関する協定	長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、吾妻広域消防本部、社団法人群馬県建設業協会吾妻支部
H25.9.13	防犯カメラ設置に関する協定	あがつま農業協同組合
H26.2.1	災害時におけるＬＰガス等供給協力に関する協定	一般社団法人群馬県ＬＰガス協会吾妻支部
H26.6.1	災害時における宿泊施設の提供に関する協定	一般社団法人四万温泉協会、沢渡温泉組合、六合の里温泉郷組合
H26.7.24	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	生活協同組合コープぐんま
H27.10.18	中之条町、大網白里市、山元町との災害時における相互応援に関する協定	千葉県大網白里市、宮城県山元町
H29.2.1	災害発生時における中之条町と中之条郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社中之条郵便局
H29.6.21	災害時等における吾妻郡内町村相互の応援に関する協定	長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
H29.9.4	警察庁舎使用不能時における施設使用に関する協定	群馬県吾妻警察署
H30.2.15	災害時における防災備蓄品の提供に関する協定	ＮＥＸＵＳ株式会社
R1.7.30	災害時における被災者支援等のための行政書士業務に関する協定	群馬県行政書士会吾妻支部
R1.8.7	災害時における電気設備等の応援対策業務に関する協定	吾妻電気工事共同組合
R2.4.24	災害時における被災者支援等のための社会保険労務士業務に関する協定	群馬県社会保険労務士会渋川支部

締結日	協定名	相手先
R2.7.3	災害時等における物資の提供に関する協定	株式会社アクティオ北関東支店
R2.9.1	中之条町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	中之条郵便局、沢渡郵便局
R2.9.4	災害時における停電復旧の連携等に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社
R3.8.24	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンティア株式会社
R4.2.14	災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話株式会社埼玉事業部群馬支店
R4.8.8	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
R4.10.20	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	群馬司法書士会
R5.2.13	中之条町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	中之条町社会福祉協議会
R5.5.10	中之条町と群馬トヨタグループとの包括連携に関する協定	群馬トヨタ自動車株式会社
R5.6.29	中之条管工事組合との災害時における復旧支援協力に関する協定	中之条管工事組合
R5.6.29	中之条町建工会との災害時における応急対策業務協力に関する協定	中之条町建工会
R6.2.20	災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定	群馬県トラック協会吾妻支部
R6.6.24	災害発生時における米穀の調達に関する協定	中之条町おいしい米づくり研究会

資料９　被災宅地判定活動を実施する際に必要となる資機材

区分	判定資機材	備蓄目標数量／備考
Ａ　最低限必要なもの	★認定登録証	
	★腕章	登録判定士数の 3～4 割
	★判定調査票	被害が予想される区域内の宅地の 10%程度 判定士数×4～5
	★判定マニュアル・手引	
	★ヘルメット用シール	登録判定士数の 3～4 割
	ヘルメット	
	住宅地図（コピー可）	分散保管
	バインダー（下敷き）	
	※バインダーが入るビニール袋	
	スラントルール（勾配儀）	
	ガムテープ（布製）	
	針金ピン（手引 P9 参照）	
	※雨具	
	※防寒具(ジャンパー、ミニカイロ)	
	※水筒	
	※マスク	
	デジタルカメラ(電池、記録用カード)	
	黒板（ホワイトボード、ボール紙等）	
	コンベックス（巻尺）	
	懐中電灯	
	軍手	
	ナップサック	
	はさみ、のり	
	携帯電話	
	タブレット・スマートフォン	判定支援ツール適用の場合
	パソコン、CD-ROM	
	クラックスケール	
	ポール	
	テープロッド（リボンテープ）	
	ホイッスル	
Ｂ　あったほうがよいもの	テストハンマー（打診器）	
	クリノメーター	
	コンパス（方位磁石）	
	双眼鏡	
	下げ振り	
	ラジオ	
	GPS（カーナビゲーション等）	
	番線（結束線）・リボン	
	●トランシーバー等の無線設備	

注1　★印は、全国的に様式等の統一を図るもの。
注2　※印は、基本的に宅地判定士個人が準備するもの。
注3　●印は携帯電話の電波が届かない場所や、被災により電話そのものが使えないことが想定される場合に必要となる。

資料10　自主防災会一覧

地区	連番	区	申請日	防災備品配付日		備考
中之条 (24)	1	１区				H18　継続使用
	2	２区	R2.12.1	1	R2.2.4	公民館
	3	３区	R3.7.9	1	R3.10.1	赤心館
	4	４-２区	R2.12.3	1	R3.2.8	公民館
	5	７区	R6.3.25	1	R6.6.3	修正提出　公民館
	6	８区	R2.12.25			役場避難
	7	１１区	R2.7.1	2	R2.12.9	公民館
	8	１２区	R3.1.26			地区内指定避難所
	9	１３区	R2.12.14	1	R3.3.1	公民館
	10	１５区	R2.8.5			中之条小学校避難
	11	１６区	R2.10.12	2	R2.12.10	中之条公民館
	12	１７区	R5.12.14			
	13	１８区	R2.4.6	2	R4.6.22	修正提出　公民館
	14	１９区	R3.3.29	1	R3.9.10	集会場
	15	２０区	R3.2.15	1	R3.6.16	青山公民館
	16	２１区	R3.2.15			
	17	２２区	R5.3.27	1	R5.3.27	市城公民館
	18	２３区	R5.3.27			
沢田 (19)	19	１区	R4.8.25	1	R4.9.29	下山田集落センター
		２区		1	R5.10.4	避難計画作成 大竹集会場
	20	２-２区	R5.7.21	1	R5.9.3	吾嬬集会所
	21	３区	R5.6.1	2	R5.6.22	公民館（清水、高沼）
	22	４区	R3.2.8	1	R3.2.16	公民館
	23	５区	R2.9.2	1	R2.12.14	牧水会館
	24	６区				H26　継続使用
	25	７区	R3.3.16	1	R3.9.3	リフレッシュセンター

地区	連番	区	申請日	防災備品配付日		備考
沢田 (19)	26	８区	R3.3.1	1	R3.6.15	公民館
	27	１０区	R4.3.1	1	R4.6.23	中組公民館
	28	１１区	R6.6.28	1	R6.7.19	東組多目的研修所
	29	１２区	R3.7.15	1	R4.6.22	12区公民館
	30	１３区	R3.3.23	2	R3.8.13	公民館（湯原、駒岩）
	31	１５区	R3.2.17	2	R3.6.17	公民館（貫湯平、寺社平）
	32	１６区		1	R5.10.5	避難計画作成
	33	１７区	R3.3.22	1	R3.9.1	中折田集会場
	34	１８区	R4.5.9	1	R4.10.7	公民館
伊参 (11)	35	１区			伊参公民館の物を使用	H18　継続使用
	36	２区	R3.8.31	1	R4.6.23	岩本公民館
	37	３区	R3.7.13	1	R3.8.23	岩本下組集会施設
	38	４区	R3.1.14	1	R3.2.4	上組多目的集会施設
	39	５区		1	R5.11.19配置 避難計画作成	H20　継続使用
	40	６区	R3.3.15	2	R3.6.23	ちかとコミュニテー
	41	７区	R3.3.1	1	R3.6.23	蟻川北組公民館
	42	８区	R3.10.7	1	R4.10.21	蟻川東一組集会場
	43	９区		1	R5.11.19配置 避難計画作成	H18　継続使用
	44	１０区		1	R5.10.7配置 避難計画作成	H19　継続使用
	45	１１区			現時点では必要なし	H18　継続使用
名久田 (16)	46	１区	R3.3.3	1	R3.6.17	集会場
	47	２区	R3.3.24	1	R4.10.25	修正提出　公民館
	48	４区				H19　継続使用
	49	５区	R3.3.29	1	R3.8.25	公民館
	50	８区	R4.1.27	1	R4.7.8	長久保公民館
	51	９区	R2.9.23	1	R2.12.9	集会場

地区	連番	区	申請日	防災備品配付日		備考
名久田 (16)	52	１０区	R4.3.9	1	R4.7.8	東大塚公民館
	53	１１区				H18　継続使用
	54	１２区	R2.10.23	1	R2.12.9	名久田幼稚園
	55	１３区	R3.3.15	1	R3.8.25	公民館
	56	１４区				H18　継続使用
	57	１５区	R2.7.27	1	R2.12.23	区長宅
六合 (17)	58	１区	R2.9.14	2	R2.12.15	広池公民館
	59	２区	R2.12.1			保健センター避難
	60	６区	R3.7.21	1	R4.6.24	湯久保公民館（支所）
	61	７区	R3.2.9	1	R3.6.16	太子公民館
	62	８区	R2.12.27	1	R3.2.9	公民館
	63	１０区	R3.2.2	1	R3.2.17	公民館
	64	１１区	R2.10.16			活性化センター避難
	65	１３区	R2.12.18	1	R3.4.25	公民館
	66	１４区	R2.12.25	1	R3.2.16	和光原卓球場
	67	１５区	R2.12.28	1	R3.2.3	公民館
	68	１６区	R3.2.26	1	R3.6.18	小倉公民館
	69	１７区	R3.3.26	1	R3.8.10	田代原公民館

資料11　自主避難計画一覧

年度	地域	地区名	参加者内訳	リーフレット完成等	備考
H23	沢田	沢田地区第６区		平成23年8月	
R3	中之条	青山地区 (20・21区)	区長及び区長経験者等 10～12名	令和3年4月28日 150部(区130町20)	群馬県砂防課 IDA 上毛新聞取材あり
R3	中之条	第２区	班長会議で実施 15名（女性含む）	令和3年12月23日 250部(区235町15)	利根川砂防事務所 防災フロンティア 上毛新聞取材あり
R4	中之条	第３区	区長経験者等 5～6名	R4年8月4日 320部(区300町20)	
R4	沢田	第10区	区長以下 8～10名	R4年12月19日 70部(区65町5)	備蓄食配付 次年度訓練予定
R4	名久田	第９区	区長以下 11～13名	R5年3月3日 90部（区85町5）	備蓄食配付
R4	中之条	市城地区 (22・23区)	区長以下 11名（２地区） (町長参加)	R5年3月30日 140部（22区75） (23区55)（町10）	自主防災会設立と並行して実施
R5	中之条	第２区９班 班長　山田	９班 4世帯4人	R5.4.24日 13世帯15部	区長文書で配付 5/1（月）
R5	沢田	第８区久森地区 班長　剣持	地区内世帯 １世帯１名	R5.4.14 1世帯配付	参加者 剣持（班長）
R5	伊参	岩本・大道地区 （１・２・３・１１区）	地区内区長等及び民生委員 20名	R5.8.24 160部（8部）	自主防災会に関しては過去のものを含めて、100%完了 備品未配置の地区に関しては、今回の自主避難計画作成をもって全地区に配置
R5	伊参	五反田地区 （４・５・６区）	地区内区長等及び民生委員 16名	R5.8.24 220部（8部）	
R5	伊参	蟻川地区 （７・８・９・１０区）	地区内区長等及び民生委員 17名	R5.8.24 175部（8部）	岩本、大道、蟻川地区マイタイムライン挿入 伊参１１地区
R5	名久田	第２層　協議体 『名久田川』 危険個所マップ 名久田全16地区	名久田地区住民 (区長等含む。) 20～25名 (16地区)	R5.12.12 平126部 横尾277部 大塚179部 赤坂・栃窪124部	社協主体事業で地区内の字ごとで作成 名久田１６地区 各区＋5部＋2部社協
R5	沢田	第２-２区	区長以下 9名	R5.12.6 15部（5予備）	沢田２区と合同で避難計画を作成
R5	沢田	第２区	区長以下 5名 (教育長参加)	R5.12.6 70部（10予備）	自主防災会設立と並行して実施 1回の懇談で実施予定 市城地区バージョン

R5	沢田	第１６区	区長以下 ９名	R5.12.6 90部（8予備）	＃１懇談については、避難訓練に続いて実施
R5	中之条	第１７区	自主避難計画作成に関しては、地区内で完結している。 R5.12.14（木）自主防災会設立届及び17区防災計画を提出、受理した。本印刷については、契約で地区住民に周知後に役場に連絡。じ後、本印刷を実施して、配付は地区で実施	連絡待ち 290部（13予備）	冊子形式で区長さんが編集

第２章　様式集

様式番号	様　式　名　称
様式１	災害概況即報「火災・災害等即報要領」第４号様式（その１）
様式２	避難指示等の発令状況「火災・災害等即報要領」第４号様式（その１）別紙
様式３	被害状況即報「火災・災害等即報要領」第４号様式（その２）
様式４	災害確定報告「災害報告取扱要領」（第１号様式）
様式５	火災等即報「火災・災害等即報要領」第１号様式（火災）
様式６	火災等即報「火災・災害等即報要領」第２号様式（特定の事故）
様式７	救急・救助事故・武力攻撃災害等即報 「火災・災害等即報要領」第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）
様式８	町有財産被害状況報告
様式９	社会福祉施設被害報告
様式10	医療機関被害状況報告
様式11	防疫関係被害状況報告
様式12	水道施設被害状況報告
様式13	清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告
様式14	公共土木施設被害状況報告
様式15	農地・農業用施設被害状況報告
様式16	農漁業被害調査報告　農作物被害状況（桑被害を含む）
様式17	農漁業被害調査報告　農業関係共同利用施設被害状況
様式18	林業関係被害状況報告[概況・確定]
様式19	商業関係被害状況報告
様式20	公立学校教育施設被害状況報告
様式21	避難者名簿
様式22	指定避難所収容カルテ

様式１　災害概況即報

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式２　避難指示等の発令状況

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

様式３　被害状況即報

第４号様式（その２）

（被害状況即報）

都道府県				区分			被害	区分		被害	災等の対策本部状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）			その他	田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円			市町村	
報告者名						冠水	ha	農林水産業施設	千円				
					畑	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円				
						冠水	ha	その他の公共施設	千円				
					学校		箇所	小計	千円				
					病院		箇所	公共施設被害市町村数	団体				
					道路		箇所	その他	農産被害	千円			
					橋りょう		箇所		林産被害	千円			
					河川		箇所		畜産被害	千円			
					港湾		箇所		水産被害	千円		災害救助法適用市町村名	計　団体
					砂防		箇所		商工被害	千円			
					清掃施設		箇所						
					鉄道不通		箇所						
					被害船舶		隻						
					水道		戸		その他	千円			
					電話		回線	被害総額		千円		119番通報件数	件
					電気		戸	災害の概況					
					ガス		戸	応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
					ブロック塀等		箇所						
				り災世帯数			世帯						
				り災者数			人						
				火災発生	建物		件						
					危険物		件						
					その他		件						

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

災害救助法適用市町村名	計　団体
119番通報件数	件

災害の概況	
応急対策の状況	消防機関等の活動状況（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）
	自衛隊の災害派遣
	その他

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

様式４　災害確定報告

第１号様式　　災害確定報告

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県</td><td colspan="2"></td><td colspan="3">区　　分</td><td>被　害</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">災害名
・
確定年月日</td><td colspan="2" rowspan="2">月　日　時確定</td><td rowspan="6">そ</td><td rowspan="2">田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">畑</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告者名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">学　校</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">区　分</td><td>被　害</td><td colspan="2">病　院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">人的被害</td><td colspan="2">死　者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">道　路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">うち災害関連死者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">河　川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重　傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">港　湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽　傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">砂　防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="15">住家被害</td><td rowspan="3">全　壊</td><td>棟</td><td></td><td rowspan="15">の</td><td colspan="2">清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">崖くずれ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半　壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">水　道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">電　話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">電　気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">ガ　ス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td rowspan="3">他</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>建　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td><td>危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>棟</td><td></td><td>その他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

区分			被害	都道府県災害対策本部	名称	
公立文教施設		千円			設置	月　日　時
農林水産業施設		千円			解散	月　日　時
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円		災害対策本部設置市町村名		
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体			計　団体	
その他	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
					計　団体	
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考	
	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）

様式５　火災等即報　第１号様式（火災）

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

様式６　火災等即報　第２号様式（特定の事故）

第２号様式　（特定の事故）　　第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）						
発生場所							
事業所名			特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）		発見日時	月　日　時　分			
			鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）			
消防覚知方法			気象状況				
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）		物質名				
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）						
施設の概要			危険物施設の区分				
事故の概要							
死傷者	死者（性別・年齢）　人		負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）				
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分		出場機関		出場人員		出場資機材
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				その他	人		
			消防本部（署）		台 人		
			消防団		台 人		
			消防防災ヘリコプター		機 人		
			海上保安庁		人		
			自衛隊		人		
			その他		人		
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

様式７　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報　第３号様式

第３号様式　　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

様式８　町有財産被害状況報告

町有財産被害状況報告（概況・中間・確定） 所（院・学校）　　月　　日　　時　　分現在			
災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

その１　建物

種別	全壊（焼）失		半壊（焼）		一部破損		被害見込額合計（千円）
	棟数	被害見積額（千円）	棟数	被害見積額（千円）	棟数	被害見積額（千円）	

（注）種別は、庁舎、公舎、学校、病棟、住宅等とする。

その２　土地

区分／地目	被害面積			被害見込額（千円）
	流失（ha）	埋没（ha）	計（ha）	
田				
畑				
宅地				
山林				
原野				

様式９　社会福祉施設被害報告

社会福祉施設被害報告書（速報・確定）

被害発生年月日　　月　　日　　健康福祉部　健康福祉課

被害の種類：　　月　　日時現在

区分＼市町村名							合計
入所施設	全壊	施設数	棟				
		棟数	世帯				
		入所人数	人				
	半壊	施設数	棟				
		棟数	世帯				
		入所人数	人				
	一部破損	施設数	棟				
		棟数	世帯				
		入所人数	人				
	床上浸水	施設数	棟				
		棟数	世帯				
		入所人数	人				
	床下浸水	施設数	棟				
		棟数	世帯				
		入所人数	人				
その他	保育所	棟	棟				
	被害金額	千円	千円				

（注）１　「入所人員」とは、被害を受けた棟等に入所している現員とする。

２　炊事場、浴場等が別棟になっている場合は、それぞれ１棟とし、「入所人員」欄には入所現員数を記入すること。

様式10　医療機関被害状況報告

医療機関被害状況報告（概況・中間・確定）

市
町　　月　　日　　時　　分現在
村

災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所			
報告の日時	日　　時　　現在	受信機関	
発信機関		受信者	
発信者			

被害状況

区分		施設名 (市町村別)	施設数	被害程度	被害金額 （千円）	摘要
病院	公的					
	私的					
	計					
診療所	公的					
	私的					
	計					
歯科 診療所	公的					
	私的					
	計					
助産所	公的					
	私的					
	計					
その他	公的					
	私的					
	計					

（注）公的は、国・県・市町村・公共立を含む。

様式11　防疫関係被害状況報告

<table>
<tr><td colspan="5">防疫関係被害状況報告（概況・中間・確定）

市
町　　月　　日　　時　　分現在
村</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害の原因</td><td></td><td>災害発生日時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">災害発生場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信機関</td><td></td><td>受信機関</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者</td><td></td><td>受信者</td><td></td></tr>
<tr><td>措置</td><td colspan="4">１．そ族昆虫駆除の地域指定の要否
２．代執行の必要の有無
３．災害救助法の適用の有無
４．感染症指定医療機関の被害状況の概要
５．応援の必要の有無（器材・人員等）
６．その他参考となる事項</td></tr>
<tr><td>疫活動</td><td colspan="4">１．患者発生数
病　名　　真　症　　名（累計　　名）疑似　　名（累計　　名）
保菌者　　名（累計　　名）死者　　名（累計　　名）
２．防疫活動状況
検病調査戸数　　戸（延　　戸）
検診件数（人員）　　名（延　　名）
防疫活動従事者
保健福祉事務所　　名（延　　名）
本庁職員　　名（延　　名）
市町村関係　　名（延　　名）
３．清潔方法実施
消毒方法実施　　戸（延　　戸）
そ族昆虫駆除実施　　戸（延　　戸）
集団避難所数及び収容人員　　カ所　　名（延　　名）
汚染井戸及び消毒済井戸数
汚染　　カ所　消毒済　　カ所（延　　カ所）
４．感染症法による生活用水の供給人員　　名（延　　名）地区名
５．災害救助法による飲料水の供給人員　　名（延　　名）地区名
６．その他</td></tr>
</table>

様式12　水道施設被害状況報告

水道施設被害状況報告（現況・中間・確定）

市
町　　月　　日　　時　　分現在
村

災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

飲用水供給状況記録簿

供給年月日	供給区域	供給戸数	供給人口	給水用機械器具			備考
				名称	数量	所有者数	

災害の状況	施設名	区分	復旧工事内容	員数	単価 千円	所要金額 千円	備考

災害状況		断減水の状況	

応急措置		緊急応援の必要性	

様式13　清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告

清掃施設（含下水道終末処理場）被害及び清掃関係事業等状況報告
（概況・中間・確定）

市
町　　月　　日　　時　　分現在
村

災害の原因		災害発生日時			
災害発生場所					
発信機関		受信機関			
発信者		受信者			

災害の状況	施設名	区分	復旧工事内容	員数	単価　円	所要金額　円	備考

災害のために特に必要となった清掃事業

し尿処理					ごみ処理				
区分	員数	単価	金額	備考	区分	員数	単価	金額	備考
人夫賃				汲取戸数 戸 処理量 KL 清掃期間 月　日 ～ 月　日	人夫賃				処理量 t 清掃期間 月　日 ～ 月　日
借上料					借上料				
器具機材費					器具機材費				
桶					スコップ				
燃料費					燃料費				
ガソリン					ガソリン				
その他					その他				
合計					合計				
緊急応援の必要性									

様式14　公共土木施設被害状況報告

県	県等コード	第　報	報告者	年　月　日　時現在			
				調査率	%	気象コード	

異常気象名		災害発生年月日	自　月　日：至　月　日

気象データ					
市町村名	連続雨量最大：		被災中心地：		
連続雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時	
最大日雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時	
最大時間雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時	
最大平均風量	m/秒	日　時　分～　時　分	m/秒	日　時　分～　時　分	
その他					

一般被害等	人的被害				住宅被害			
	区分	人数	市町村名	原因（がけ崩れ、転落等）	区分	戸数	主な市町村名	原因（がけ崩れ、転落等）
	死者				全壊			
	行方不明				半壊			
	負傷者				一部損壊			
	避難者				床上浸水			
	避難勧告				床下浸水			
	災害救助法適用市町村名（発令月日）							

工種	県工事		市町村工事		計	
	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）
河川						
海岸						
砂防設備						
地すべり防止施設						
急傾斜地崩壊防止施設						
道路						
橋梁						
下水道						
公園						
計						

道路・橋梁を除く主な施設被害	区分 路線名	被災位置 （市町村字名）	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 （期間）	被害状況等 （原因、状況等）		

主な道路・橋梁施設	区分 路線名	被災位置 （市町村字名）	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 （期間）	迂回路 の有無	交通規制 月　日 全面・一部	被害状況等 （原因、状況、バス路線・ 孤立集落の有無）

全面通行止め	県管理国道	路線　箇所	市町村道	路線　箇所	一部通行規制	県管理国道	路線　箇所	市町村道	路線　箇所
	都道府県道	路線　箇所	計	路線　箇所		都道府県道	路線　箇所	計	路線　箇所

様式15　農地・農業用施設被害状況報告

農地・農業用施設被害状況報告

災害名　　月　　日発生　　災害

区　分	箇　所	金　額	今回災害の降雨量等	備　考
農　地				
田	(　　)			
畑	(　　)			
わさび田	(　　)			
農業用施設				
ため池				
頭首工				
水　路				
揚水機				
堤　防				
道　路				
橋　梁				
農地保全施設				
合　　計				

注）農地については、被害面積(ha)をカッコ書きで記入すること。

様式16　農漁業被害調査報告　農作物被害状況（桑被害を含む）

農作物被害状況（桑被害を含む。）

市町村名	作物名	総栽培面積（ha）	被害面積（ha）	被害程度別面積					皆無換算面積（ha）		ha当たりの平年収量（t）	被害減収量（t）		被害額			被害戸数（戸）	備考（町又は大字の名称）
				30%未満（ha）	30%以上50%未満（ha）	50%以上70%未満（ha）	70%以上90%未満（ha）	90%以上（ha）		内30%以上の被害に係るもの			内30%以上の被害に係るもの	トン当たり単価（千円）	金額（千円）	内30%以上の被害に係るもの		
																	（　）	
																	（　）	
																	（　）	
																	（　）	
小計																	（　）	
																	（　）	
																	（　）	
																	（　）	
																	（　）	
小計																	（　）	
																	（　）	
																	（　）	
																	（　）	
小計																	（　）	
																	（　）	
小計																	（　）	
合計																	（　）	

注　①市町村ごとに各欄の小計を記入すること。
②苗代は本ぼと区別し記載すること。（例：水稲と水稲（苗）とを区別する。）
③皆無換算面積は、被害程度別面積に30%未満にあっては0.15、30%以上50%未満にあっては0.4、50%以上70%未満にあっては0.6、70%以上90%未満にあっては0.8、90%以上にあっては0.95を乗じた数（0.1ha未満は四捨五入）の合計を記入する。

なお、被害面積の大部分30%未満の被害でその部分を0.15で計算すると被害の実態に適合しないと認められるときの皆無換算面積の算出割合は、0.15とは異なる実情に即した割合でその部分を被害程度別面積30%未満欄に（）書きすること。
④被害減収量を算出する場合のha当たり平年収量は原則として関東農政局前橋統計・情報センター公表の数値に基づき年度当初に定めたものを用いることとするが、豊凶差等により実態に添わない場合は別の方法によること。
なお、別の方法による場合は、農政課にその旨連絡願いたいこと。
⑤被害金額を算出する場合の単価は、農政課が指示した標準単価によるが、標準単価のないものは時価によること。
⑥苗代についての被害面積はアール単価で記載すること。この場合「ha当たりの平年収量」は「a当たりの平均収量」と読み替えること。
⑦面積の単位はhaとなっているが、小数点以下第1位まで記載し、小数点以下第1位未満は四捨五入すること。
⑧被害戸数については、30%以上の被害を受けた戸数を（）内に再掲すること。
⑨皆無換算面積、被害減収量、被害金額については、30%以上の被害に係るものをそれぞれの欄に再掲すること。

様式17　農漁業被害調査報告　農業関係共同利用施設被害状況

農業関係共同利用施設被害状況　　（単位：件、千円）

分類	施設名	農業協同組合名又は、農業協同組合連合会名	農業協同組合および同連合所有のもの										その他所有のもの										合計		被害戸(戸)
			全壊		大破		中破		小破		計		全壊		大破		中破		小破		計				
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
耕種関係																									
	計																								
畜産関係																									
	計																								
蚕糸関係																									
	計																								
園芸関係																									
	計																								
その他																									
	計																								
自然牧野																									
	計																								
合計																									

注　①「分類」欄は、「耕種関係」、「畜産関係」、「蚕糸関係」、「園芸関係」、「その他」及び「自然牧野」に区分して記載すること。ただし、該当がない区分については、省略すること。
②「耕種関係」とは、水陸稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいうこと。
③「園芸関係」には、工芸作物（たばこ、茶、こんにゃく等）関係施設を含むこと。
④「その他」には、「自然牧野」以外のもので、他の分類に属さないもの（有線放送、配発電施設等）を記載すること。
⑤用途が複数の施設については、その主たる用途に分類したうえ記載すること。
⑥施設名は、別表を参考のうえ記載すること。（養殖施設を含む。）
⑦「全壊」、「大破」、「中破」、「小破」については、別紙６注①のとおりであること。

様式18　林業関係被害状況報告[概況・確定]

災害発生年月日　　年　　月　　日
災害の種類　　月　　日　　時現在

No	区分【分類】市町村名	山くずれ【林産被害】		林業用施設										造林地（立木）【林産被害】		林産物				計
				林道【農林水産業施設】		治山【公共土木施設】		作業道【林産被害】		苗畑【林産被害】		林業施設【農林水産業施設】				苗木【林産被害】		その他【林産被害】		
		件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額	面積	被害金額	件数	被害金額	面積	被害金額	本数	被害金額	件数	被害金額	被害金額
		か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所	千円	ha	千円	か所	千円	ha	千円	本	千円	か所	千円	千円

様式19　商業関係被害状況報告

<table>
<tr><td colspan="5">商業関係被害状況報告（概況・中間・確定）

市
町　　月　　日　　時　　分現在
村</td></tr>
<tr><td>災害の原因</td><td colspan="2"></td><td>災害発生日時</td><td></td></tr>
<tr><td>災害発生場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>発信機関</td><td colspan="2"></td><td>受信機関</td><td></td></tr>
<tr><td>発信者</td><td colspan="2"></td><td>受信者</td><td></td></tr>
<tr><td>区分</td><td>被害件数</td><td>被害金額</td><td colspan="2">備考（店舗であって、住所と別である）
（ゲタバキ住宅）（街灯、ウインドー、広告等）（アーケード、ゲージ等）</td></tr>
<tr><td>建物</td><td>棟</td><td>千円</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>施設</td><td>件</td><td>千円</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>共同施設</td><td>件</td><td>千円</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>商品</td><td></td><td>千円</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td>千円</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）「その他」は具体的に記入すること。

様式20　公立学校教育施設被害状況報告

公立学校教育施設被害状況報告（概況・中間・確定）

市
町　　月　　日　　時　　分現在
村

災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所			
通信機関		受信機関	
通信者		受信者	

被害学校名	建物										工作物被害金額（千円）	土地被害金額（千円）	設備被害金額（千円）	被害金額合計（千円）
	要新築				要補修				計					
	全壊		半壊		大･中破		小破		面積（㎡）	金額（千円）				
	面積（㎡）	金額（千円）	面積（㎡）	金額（千円）	面積（㎡）	金額（千円）	面積（㎡）	金額（千円）						
応急対策その他														

様式21　避難者名簿

避難者名簿（様式例）

避難所の名称：

番号	（フリガナ） 氏　名	性　別	年　齢	住所・電話番号 （同一世帯の場合は一括記入）	心身の状況 （障がい、疾病等）	自宅の状況 （全壊、半壊、一部破損、断水、停電、ガス停止、電話不通等）	入所日	退所日	その他特記事項
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							

様式22　指定避難所収容カルテ

避難所名	
Ｎｏ.	
受付日	

指定避難所収容カルテ

		名　前	性　別	年　齢	摘　要
収容者情報	世帯代表者名		男・女		（要配慮者か？特別な配慮が必要か？）
	住所				
	電話				
	家族等入居者		男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
被災状況	家屋の被害状況	全壊・半壊・一部損壊		断水・停電・ガス停止・電話不通	
その他	持込自家用車	（車種・色）		（ナンバー）	
安否確認のための情報開示をのぞむか？		はい　・　いいえ			
親族等連絡先					

［受付側記入］

退出年月日	
退　出　先（場所）	
連　絡　先（電話等）	
メ　モ	

《 改 訂 履 歴 》

平成１６年１２月　３日　策定

平成１８年　３月１６日　改訂

平成２１年　３月１０日　改訂

平成２７年　４月　６日　全面改訂

令和　６年　９月１３日　改訂